



平成27年6月10日

九州地方整備局

『九州ブロック発注者協議会（第19回幹事会）』を開催しました
～更なる公共工事の品質確保に向けて～

九州ブロック発注者協議会（第19回幹事会）を開催しましたのでお知らせします。

今回は、総合評価落札方式の導入・拡大に向け、各発注機関の取り組み状況等について情報交換及び、公共工事の品質確保の促進に関する法律（品確法）に基づく発注関係事務の適切な実施について情報提供を行いました。

○開催日時：平成27年5月28日（木） 13:30～14:30

○開催場所：第五博多偕成ビル 10F会議室
福岡市博多区博多駅東1丁目18番25号

○参考添付資料：（1）会議次第
（2）資料

九州ブロック発注者協議会（平成20年10月27日設立）とは、総合評価方式の導入・拡大等について発注者間相互の連絡調整を図ることにより、公共工事の品質確保の推進に寄与することを目的とし、公共工事を発注する50機関（国17、県7、政令市3、市8、特殊法人等6、及び国立大学法人9）が参画しています。

問い合わせ先

国土交通省 九州地方整備局

住所：福岡市博多区博多駅東2丁目10番7号 福岡第二合同庁舎

電話番号：（092）471－6331（代表）

（092）476－3546（技術管理課直通）

企画部 工事品質調整官 森山 博文 （内線：3130）

企画部 技術管理課 課長補佐 松尾 佳久 （内線：3313）

日 時：平成27年5月28日(木)
13:30～14:30
場 所：第五博多偕成ビル
10F会議室

九州ブロック発注者協議会(第19回幹事会)

会 議 次 第

1. 開会挨拶 国土交通省 九州地方整備局 企画部長

2. 議 題

1) 「九州ブロック発注者協議会」設置要領の一部改正

(資料-1) P 1

2) 総合評価落札方式の取り組みについて

- ・各機関における「公共工事の入札方式の概要」及び「総合評価落札方式の実施状況」

(資料-2) P 4

3) 事例紹介

- ・九州農政局
- ・大分大学
- ・宮崎県
- ・熊本市
- ・(独)都市再生機構
- ・九州地方整備局

(資料-3) P 6

(資料-4) P 7

(資料-5) P 8

(資料-6) P 9

(資料-7) P 11

(資料-8) P 12

質 疑

4) 公共工事の品質確保の促進に関する法律(品確法)に基づく発注関係事務の適切な実施について

- ・発注関係事務の運用に関する指針について (資料-9) P 40
- ・発注見通しの統合公表の取り組みについて (資料-10) P 46
- ・歩切りの廃止による予定価格の適正な設定について (資料-11) P 51
- ・適切な工期の設定及び施工時期等の平準化について (資料-12) P 60

質 疑

3. 閉会挨拶 福岡県 県土整備部 企画課技術調査室長

「九州ブロック発注者協議会」設置要領 (案)

(名称)

第1条 本会は、九州ブロック発注者協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、総合評価方式の導入・拡大等について発注者間相互の連絡調整を図り、もって九州ブロックにおける公共工事の品質確保の促進に寄与することを目的とする。

(事務)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項に関する連絡調整を行う。

- 一 総合評価方式の導入・拡大等
- 二 その他前条の目的を達成するために必要な事項

(委員)

第4条 協議会は別紙1に掲げる委員をもって構成する。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長を置き、国土交通省九州地方整備局長がこれにあたる。

- 2 会長は会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 協議会に副会長を2名置き、農林水産省九州農政局整備部長及び福岡県県土整備部長がこれにあたる。
- 4 副会長は会長に事故がある時は、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集する。

- 2 協議会の会議は、会長が議長を務める。
- 3 委員は、あらかじめ指名した者を代理として会議に出席させることができる。
- 4 会長は、必要がある時は、別紙1に掲げる者以外の者の参加を求めることができる。

(幹事)

第7条 協議会の円滑な運営を補助するため、協議会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別紙2に掲げる幹事をもって構成する
- 3 幹事会に幹事長を置き、国土交通省九州地方整備局企画部長がこれにあたる。
- 4 幹事会に副幹事長を2名置き、農林水産省九州農政局整備部設計課長及び福岡県県土整備部企画交通課技術調査室長がこれにあたる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、九州地方整備局(企画部 技術管理課)が関係機関の協力を得て処理する。

(雑則)

第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則 この要領は、平成20年10月27日から施行する。

平成21年	4月	1日	一部改正
平成22年	9月	22日	一部改正
平成24年	10月	24日	一部改正
平成25年	7月	31日	一部改正
平成26年	3月	11日	一部改正
平成26年	6月	25日	一部改正
平成27年	5月	28日	一部改正

第4条関係（協議会委員）

会長 国土交通省 九州地方整備局長
 副会長 農林水産省 九州農政局 整備部長
 副会長 福岡県 県土整備部長

 委員 警察庁 九州管区警察局 総務監察部長
 財務省 九州財務局 総務部長
 財務省 福岡財務支局 財務主幹
 財務省 門司税関 総務部長
 財務省 長崎税関 総務部長
 財務省 国税庁 福岡国税局 総務部 次長
 財務省 国税庁 熊本国税局 総務部 次長
 農林水産省 林野庁 九州森林管理局 総務企画部長
 経済産業省 九州経済産業局 総務企画部長
 国土交通省 九州地方整備局 副局長
 国土交通省 九州地方整備局 副局長
 国土交通省 九州地方整備局 企画部長（幹事長）
 国土交通省 九州運輸局 総務部長
 国土交通省 海上保安庁 第七管区海上保安本部 経理補給部長
 国土交通省 海上保安庁 第十管区海上保安本部 経理補給部長
 環境省 九州地方環境事務所 統括自然保護企画官
 防衛省 九州防衛局 調達部長
 福岡高等裁判所 事務局長

佐賀県 県土づくり本部長
 長崎県 土木部長
 熊本県 土木部長
 熊本県 農林水産部 農村振興局長
 大分県 土木建築部長
 宮崎県 県土整備部長
 鹿児島県 土木部長
 北九州市 技術監理室長
 福岡市 財政局理事
 熊本市 総務局 契約検査監
 久留米市 副市長
 佐賀市 副市長
 長崎市 副市長
 八代市 副市長
 大分市 副市長
 宮崎市 副市長
 薩摩川内市 副市長
 鹿児島市 副市長

西日本高速道路株式会社 九州支社 **建設・改築事業部長**
 独立行政法人 国立文化財機構 九州国立博物館 副館長
 独立行政法人 鉄道建設・運輸施設整備支援機構
 鉄道建設本部 九州新幹線建設局長
 独立行政法人 都市再生機構 九州支社 住宅経営部長
 独立行政法人 水資源機構 筑後川局長
 独立行政法人 石油天然ガス・金属鉱物資源機構九州支部 総務部長

国立大学法人 九州大学 施設部長
 国立大学法人 福岡教育大学 理事・副学長
 国立大学法人 九州工業大学 副学長
 国立大学法人 佐賀大学 環境施設部長
 国立大学法人 長崎大学 施設部長
 国立大学法人 熊本大学 施設担当部長
 国立大学法人 大分大学 財務部長
 国立大学法人 宮崎大学 施設環境部長
 国立大学法人 鹿屋体育大学 事務局長

第7条関係（幹事会委員）

幹事長 国土交通省 九州地方整備局 企画部長
 副幹事長 農林水産省 九州農政局 整備部 設計課長
 副幹事長 福岡県 県土整備部 企画課 技術調査室長

幹事 警察庁 九州管区警察局 総務監察部 会計課長
 財務省 九州財務局 総務部 会計課長
 財務省 福岡財務支局 会計課長
 財務省 門司税関 総務部 会計課長
 財務省 長崎税関 総務部 会計課長
 財務省 国税庁 福岡国税局 総務部 営繕監理官
 財務省 国税庁 熊本国税局 総務部 営繕監理官
 農林水産省 林野庁 九州森林管理局 総務企画部 經理課長
 経済産業省 九州経済産業局 総務企画部 会計課長
 国土交通省 九州地方整備局 総務部 契約課長
 国土交通省 九州地方整備局 企画部 技術管理課長
 国土交通省 九州地方整備局 営繕部 技術・評価課長
 国土交通省 九州地方整備局 港湾空港部 港湾事業企画課長
 国土交通省 九州運輸局 総務部 会計課長
 国土交通省 海上保安庁 第七管区海上保安本部 經理補給部 經理課長
 国土交通省 海上保安庁 第十管区海上保安本部 經理補給部 經理課長
 環境省 九州地方環境事務所 自然環境整備課長
 防衛省 九州防衛局 調達部 調達計画課長
 福岡高等裁判所 事務局 会計課長

福岡県 農林水産部 農山漁村振興課長
 佐賀県 県土づくり本部 入札・検査センター長
 佐賀県 県土づくり本部 建設・技術課長
 長崎県 土木部 建設企画課 企画監
 長崎県 農林部 農村整備課長
 熊本県 土木部 土木技術管理課長
 熊本県 農林水産部 技術管理課長
 熊本県 土木建築部 公共工事入札管理室長
 大分県 農林水産部 工事技術管理室長
 宮崎県 県土整備部 技術企画課長
 宮崎県 農政水産部 農村計画課長
 鹿児島県 土木部 監理課長
 鹿児島県 農政部 総括工事監査監
 鹿児島県 環境林務部 総括工事監査監
 北九州市 技術監理室 技術企画課長
 福岡市 財政局 技術監理部 技術企画課長
 熊本市 総務局 契約検査総室副室長
 熊本市 都市建設局 技術管理課長
 久留米市 総務部 契約監理担当部長
 佐賀市 総務部長
 長崎市 理財部長
 八代市 財務部長
 大分市 総務部長
 宮崎市 総務部長
 薩摩川内市 総務部長
 鹿児島市 企画財政局 財政部長

西日本高速道路株式会社九州支社 建設・改築事業部 技術課長
 独立行政法人 国立文化財機構 九州国立博物館 総務課長
 独立行政法人 鉄道建設・運輸施設整備支援機構
 鉄道建設本部 九州新幹線建設局 技術管理課長
 独立行政法人 都市再生機構 九州支社
 住宅経営部 工務・検査チームリーダー
 独立行政法人 水資源機構 筑後川局 施設管理課長
 独立行政法人 石油天然ガス・金属鉱物資源機構九州支部 総務部契約課長

国立大学法人 九州大学 施設部 施設企画課長
 国立大学法人 福岡教育大学 環境マネジメント課長
 国立大学法人 九州工業大学 施設課長
 国立大学法人 佐賀大学 環境施設部 企画管理課長
 国立大学法人 長崎大学 施設部 施設企画課長
 国立大学法人 熊本大学 施設部 施設企画ユニット長
 国立大学法人 大分大学 財務部 施設企画課長
 国立大学法人 宮崎大学 施設環境部 企画管理課長
 国立大学法人 鹿屋体育大学 施設課長

九州ブロック発注者協議会における「公共工事の入札方式の概要」及び「総合評価落札方式の実施状況」一覧

発注機関	公共工事の入札方式の概要 平成27年4月1日現在の「入札方式」の概要	総合評価落札方式の実施状況										工事監督・検査要領の適用状況				工事成績評定の適用状況			
		※随意契約を除く、全ての工事発注件数										公共工事の品質確保に向けた				公共工事の品質確保に向けた			
		平成25年度実績		平成26年度実績		平成27年度目標		総合評価方式適用基準(工事)				平成27年4月1日現在の工事監督・検査要領の適用状況 ○要領有り ×要領無し	平成26年度の実施(取組み)結果	平成26年度達成度	平成27年度の実施(取組み)目標	平成27年4月1日現在の工事成績評定の適用状況	平成26年度の実施(取組み)結果	平成26年度達成度	平成27年度の実施(取組み)目標
		全工事件数	左記件数の内、総合評価適用工事件数	全工事件数	左記件数の内、総合評価適用工事件数	全工事件数(予定)	左記件数の内、総合評価適用工事件数	現行(平成27年4月1日現在の)適用基準		今後の拡大予定									
警察庁 九州管区警察局	一般競争入札 250万円以上	2件	0件	3件	0件	0件	0件	—	—	—	—	—	—	—	○	—	—	—	
財務省 九州財務局	一般競争入札 250万円超	14件	0件	7件	0件	14件	0件	—	—	—	—	—	—	—	×	—	—	—	
財務省 福岡財務支局	一般競争入札 250万円超	18件	0件	28件	0件	22件	0件	—	—	—	—	—	—	—	×	—	—	—	
財務省 門司税関	一般競争入札 250万円以上	4件	0件	3件	0件	3件	0件	原則 250万円を超える全ての工事とするが、工事内容で総合評価か価格競争かを判断する	—	—	—	—	—	—	×	—	—	—	
財務省 長崎税関	一般競争入札 250万円以上	3件	0件	1件	0件	1件	0件	原則 250万円を超える全ての工事とするが、工事内容で総合評価か価格競争かを判断する	—	—	—	—	—	—	×	—	—	—	
財務省 国税庁 福岡国税局	一般競争入札 250万円を超えるもの	8件	0件	5件	0件	7件	0件	—	—	—	—	—	—	—	×	—	—	—	
財務省 国税庁 熊本国税局	一般競争入札 250万円超	9件	0件	14件	0件	9件	未定	—	—	—	—	—	—	—	×	—	—	—	
農林水産省 九州農政局	一般競争入札 250万円以上	247件	246件	163件	162件	146件	146件	原則 250万円を超える全ての工事	原則 250万円を超える全ての工事	—	—	—	—	—	○	◎	B	◎	
農林水産省 林野庁 九州森林管理局	原則として、全て一般競争入札	309件	278件	272件	217件	290件	245件	1千万円以上(1千万円以上は施工体制確認型)	1千万円以上(1千万円以上は施工体制確認型)	—	—	—	—	—	○	◎	B	◎	
経済産業省 九州経済産業局	一般競争入札 250万円超	0件	0件	0件	0件	0件	0件	—	—	—	—	—	—	—	×	—	—	—	
国土交通省 九州地方整備局	原則として、全て一般競争入札	1,813件	1,774件	1,280件	1,267件	805件	804件	原則として全ての工事(1千万円以上は施工体制確認型)	原則として全ての工事(1千万円以上は施工体制確認型)	—	—	—	—	—	○	◎	B	◎	
国土交通省 九州運輸局	一般競争入札 250万円を超えるもの	1件	0件	2件	0件	3件	0件	原則として全ての工事	原則として全ての工事	—	—	—	—	—	×	—	—	—	
国土交通省 海上保安庁 第七管区海上保安本部	一般競争入札 250万円を超えるもの	44件	0件	37件	0件	36件	未定	—	—	—	—	—	—	—	○	◎	B	◎	
国土交通省 海上保安庁 第十管区海上保安本部	一般競争入札 250万円を超えるもの	24件	0件	17件	0件	14件	未定	—	—	—	—	—	—	—	○	◎	B	◎	
環境省 九州地方環境事務所	一般競争入札 250万円を超えるもの	9件	3件	16件	5件	12件	5件	6千万円以上	6千万円以上	—	—	—	—	—	○	◎	B	◎	
防衛省 九州防衛局	原則として、全て一般競争入札	127件	80件	95件	62件	件数未定	件数未定	原則として総合評価方式により発注する(特に小規模な工事等で、その内容に照らして総合評価方式を適用する必要がない場合は適用しないことができる)	原則として全ての工事(同左)	—	—	—	—	—	○	◎	B	◎	
福岡高等裁判所	一般競争入札 原則として、1件につき予定価格が250万円を超える全ての工事	33件	33件	20件	9件	6件	6件	原則として、全ての入札案件とするが、工事内容で総合評価か価格競争(最低価格)かを判断する	原則として全ての入札案件	—	—	—	—	—	○	◎	B	◎	
福岡県 県土整備部		3414件	148件	2,934件	122件	件数未定	件数未定	5千万円以上	未定	—	—	—	—	—	○	◎	B	◎	
福岡県 農林水産部	一般競争入札 5,000万円以上	570件	75件	376件	73件	件数未定	件数未定	5千万円以上	未定	—	—	—	—	—	○	◎	B	◎	
福岡県 建築都市部		524件	111件	530件	113件	件数未定	件数未定	5千万円以上	未定	—	—	—	—	—	○	◎	B	◎	
佐賀県 県土づくり本部	一般競争入札 全工事対象 ○20.2億円未満は条件付き ○250万円以下は随意契約可	1,595件	129件	1,853件	227件	1,800件	250件	7千万円以上(建築1.5億円以上) (土木一式は3千万円以上から試行) (舗装・法面・地すべり2.5千万円以上)	予定なし	—	—	—	—	—	○	◎	B	◎	
長崎県 土木部	一般競争入札 ○土木一式工事、とび・土工、コンクリート工事(3,500万円以上) (1,000万円以上で一部試行)	1,692件	74件	1,408件	67件	1,408件	67件	原則1億円以上	今年度の状況をみて検討	—	—	—	—	—	○	◎	B	◎	
長崎県 農林部	○舗装工事(3,000万円以上) ○その他(5,000万円以上)	235件	1件	258件	2件	250件	1件		土木部と同様	—	—	—	—	—	○	◎	B	◎	
熊本県 土木部	原則として、一般競争入札 3,000万円以上	2,206件	246件	2,490件	386件	件数未定	件数未定	原則3千万円以上	試行の状況を踏まえ検討	—	—	—	—	—	○	◎	B	◎	
熊本県 農林水産部		840件	119件	約710件	197件程度	件数未定	件数未定	原則3千万円以上		—	—	—	—	—	○	◎	B	◎	
大分県 土木建築部	一般競争入札 4,000万円以上	1,784件	179件	1,661件	178件	約1,700件	件数未定	5千万円以上	試行の検証を踏まえ検討	—	—	—	—	—	○	◎	B	◎	
大分県 農林水産部		540件	72件	388件	42件	約500件	件数未定	5千万円以上		—	—	—	—	—	○	◎	B	◎	
宮崎県 県土整備部		1,392件	493件	1,398件	458件	1,400件	450件	250万円以上から抽出	現在のところ予定なし	—	—	—	—	—	○	◎	B	◎	
宮崎県 農政水産部	一般競争入札 250万円以上	287件	98件	220件	75件	件数未定	半数程度	250万円以上から抽出	現在のところ予定なし	—	—	—	—	—	○	◎	B	◎	
宮崎県 環境森林部		165件	83件	116件	57件	110件程度	50件程度	250万円以上から抽出	現在のところ予定なし	—	—	—	—	—	○	◎	B	◎	
鹿児島県 土木部		2749件	181件	2439件	156件	昨年度と同程度	昨年度と同程度	5千万円以上	今年度の状況をみて検討	—	—	—	—	—	○	◎	B	◎	
鹿児島県 農政部	一般競争入札 5,000万円以上	1,091件	2件	598件	2件	624件	0件	5千万円以上	今年度の状況をみて検討	—	—	—	—	—	○	◎	B	◎	
鹿児島県 環境林務部		197件	21件	155件	12件	件数未定	前年度と同程度	5千万円以上	今年度の状況をみて検討	—	—	—	—	—	○	◎	B	◎	

九州ブロック発注者協議会における「公共工事の入札方式の概要」及び「総合評価落札方式の実施状況」一覧

発注機関	公共工事の入札方式の概要		総合評価落札方式の実施状況										工事監督・検査要領の適用状況				工事成績評定の適用状況			
	平成27年4月1日現在の「入札方式」の概要		※随意契約を除く、全ての工事発注件数										公共工事の品質確保に向けた				公共工事の品質確保に向けた			
			平成25年度実績		平成26年度実績		平成27年度目標		総合評価方式適用基準(工事)											
			全工事件数	左記件数の内、総合評価適用工事件数	全工事件数	左記件数の内、総合評価適用工事件数	全工事件数(予定)	左記件数の内、総合評価適用工事件数	現行(平成27年4月1日現在の適用基準)		今後の拡大予定		平成27年4月1日現在の工事監督・検査要領の適用状況	平成27年度の実施(取組み)結果	平成26年度達成度	平成27年度の実施(取組み)目標	平成27年4月1日現在の工事成績評定の適用状況	平成26年度の実施(取組み)結果	平成26年度達成度	平成27年度の実施(取組み)目標
北九州市	○一般競争入札 土木、水道施設 2,500万円以上 建築 4,500万円以上 電気、管 1,200万円以上 造園 2,000万円以上 その他 1億円以上		1,439件	64件	1,469件	83件	件数未定	70件	(工種:土木、港湾、とび・土工・コンクリート、鋼、舗装、しゅんせつ、造園、水道施設、建築、電気、管、機械器具、電気通信、大工、左官、石、屋根、タイル、れんが、ブロック、鉄筋、板金、ガラス、塗装、防水、内装仕上、熱絶縁、さく井、建具、消防施設、清掃施設) ①5千万円以上の工事、優れた技術力を求める工事 ②1億円以上の工事(原則適用)		現在のところ予定なし		○	◎	B	◎	○	◎	B	◎
福岡市	○一般競争入札 一般土木・建築:2,000万円以上、 ほ装:2,500万円以上、 その他:1,500万円以上 (20.2億円未満の工事は全て制限付)		1,825件	99件	1,802件	134件	1,562件	約130件	予定価格1億円以上の工事		未定		○	◎	B	◎	○	◎	B	◎
熊本市	一般競争入札 1,000万円以上		1,071件	202件	983件	223件	1,000件	200件	土木A:7,000万円以上、土木B:3,000万円以上、土木C:1,500万円以上、建築A:1億6,000万円以上、建築B:4,000万円以上、電気A:3,000万円以上、管A:3,000万円以上、舗装A:3,000万円以上、舗装B:1,500万円以上、造園A:4,000万円以上、水道A:5,000万円以上、水道B:2,000万円以上、その他:4,000万円以上		未定		○	◎	B	◎	○	◎	B	◎
福岡県 久留米市	条件付一般競争入札 1,000万円以上		809件	108件	844件	88件	530件	80件	原則5千万円以上の工事		現行どおり		○	◎	B	◎	○	◎	B	◎
佐賀県 佐賀市	○指名競争入札 1,000万円未満 ○条件付一般競争入札 1,000万円以上		497件	0件	410件	2件	450件	2件	1千万円以上から抽出		今年度の状況を見て検討		○	◎	B	◎	○	◎	B	◎
長崎県 長崎市	原則として、全工事制限付一般競争入札		785件	1件	711件	0件	573件	4件	工事内容により工事担当課と協議のうえ試行		現行どおり		工事検査 工事監督 ○ ×	工事検査 工事監督 ◎ ー	B	工事検査 工事監督 ◎ ー	○	◎	B	◎
熊本県 八代市	制限付一般競争入札 2,500万円以上		430件	3件	327件	4件	363件	5件	工事内容及び価格より工事担当課と協議のうえ試行		現行どおり		工事検査 工事監督 ○ ×	工事検査 工事監督 ◎ ー	B	-	○	◎	B	-
大分県 大分市	○一般競争入札 2,500万円以上		554件	20件	560件	18件	427件	18件	価格と技術的要素から抽出		現行どおり		○	◎	B	◎	○	◎	B	◎
宮崎県 宮崎市	○一般競争入札 6,000万円以上の建設工事(条件付き) ○指名競争入札 130万円超の建設工事 50万円超の建設工事に係る業務委託(建設コンサルタント、測量など)		959件	0件	935件	0件	572件	0件	工事内容により工事担当課と協議のうえ試行		未定(当分現行どおり)		工事検査 工事監督 ○ ×	工事検査 工事監督 ◎ ◎	B	工事検査 工事監督 ◎ ◎	○	◎	B	◎
鹿児島県 薩摩川内市	一般競争入札 130万円以上 指名競争入札 災害復旧工事、特殊工事		397件	16件	321件	18件	件数未定	18件	3千万円以上(工事内容(ODD地区内の工事や特殊工法を採用した工事など)から、総合評価落札方式が適しているものについては、3千万円未満でも適用)		未定		○	◎	B	◎	○	◎	B	◎
鹿児島県 鹿児島市	・制限付き一般競争入札 5,000万円以上の建設工事のみ ・指名競争入札 5,000万円未満の建設工事及びコンサル		1,634件	38件	1,658件	44件	911件 (第1回発注見直し時点)	54件 (第1回発注見直し時点)	5千万円以上		未定(現行どおり)		工事検査 工事監督 ○ ×	工事検査 工事監督 ◎ ー	B	工事検査 工事監督 ◎ △	○	◎	B	◎
西日本高速道路(株)九州支社	【一般競争入札】 ○20.2億円(1,500万SDR)以上 【条件付一般競争入札】 ○250万円超、20.2億円未満 【指名競争入札】 次のいずれかに該当する工事、かつ、契約責任者が必要であると認める場合に限る ○条件付一般競争入札方式に付する時間的余裕がないとき ○その他指名競争入札に付することが有利と認められるとき 【公募併用型指名競争入札】 入札不調対策として導入 ○4億未満の特定工種等		150件	57件	88件	10件	88件	14件	4億円以上の工事に適用 ただし、次のものを除く。 ・契約責任者が価格落札方式によるべき必要を認めた工事 ・20.2億円未満の下記工事(※)に限定して、当面の間、原則として価格落札方式を試行。ただし、特別の事情(技術的に高難度、特異な現場条件等)が認められる場合は、これまでと同様、総合評価落札方式による ※当面の間、価格落札方式により落札者を決定する工事: 土木(下部工)工事・PC上部工工事・舗装(改良)工事・建築工事		左記に同じ		○	◎	B	◎	○	◎	B	◎
(独)国立文化財機構九州国立博物館	一般競争入札 250万円以上		1件	0件	1件	0件	2件	0件	2億円以上		2億円以上		○	◎	B	◎	○	◎	B	◎
(独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構 鉄道建設本部九州新幹線建設局	○条件付一般競争入札 250万円以上20.2億円 ○一般競争入札 20.2億円以上		7件	7件	13件	13件	12件	12件	原則250万円以上		原則250万円以上		○	◎	B	◎	○	◎	B	◎
(独)都市再生機構九州支社	○5千万円以上は詳細条件審査型一般競争 ○5千万円未満は工事希望調査による指名競争		58件	28件	43件	12件	43件	10件	原則5千万円以上		未定		○	◎	B	◎	○	◎	B	◎
(独)水資源機構 筑後川局	一般競争入札 250万円以上		48件	28件	57件	50件	件数未定	件数未定	250万円以上		未定		○	◎	B	◎	○	◎	B	◎
(独)石油天然ガス・金属鉱物資源機構九州支社	○一般競争入札 250万円以上 ○工事希望型指名競争入札 予定価格が6,000万円未満で必要と認められるとき ○指名競争入札 100万円以上		58件	0件	64件	0件	70件	未定	-		未定		○	◎	B	◎	○	◎	B	◎
国立大学法人九州大学	○一般競争入札 予定価格250万円超の工事で実施		87件	35件	63件	22件	件数未定	件数未定	○予定価格8千万円以上の工事で実施		未定		○	◎	B	◎	○	◎	B	◎
国立大学法人福岡教育大学	一般競争入札 250万円以上		19件	4件	7件	1件	7件	3件	5,000万円以上		未定		○	◎	B	◎	○	◎	B	◎
国立大学法人九州工業大学	一般競争入札 250万円以上		25件	3件	11件	10件	15件	4件	予定価格2千万円以上の工事で実施		未定		○	◎	B	◎	○	◎	B	◎
国立大学法人佐賀大学	一般競争入札 250万円超		26件	7件	33件	17件	件数未定	件数未定	5千万円超		未定		○	◎	B	◎	○	◎	B	◎
国立大学法人長崎大学	一般競争入札 250万円以上		61件	18件	49件	3件	40件	3件	4,000万円以上		未定		○	◎	B	◎	○	◎	B	◎
国立大学法人熊本大学	一般競争入札 250万円以上		34件	14件	35件	12件	件数未定	件数未定	3,000万円以上		未定		○	◎	B	◎	○	◎	B	◎
国立大学法人大分大学	一般競争入札 250万円超		28件	8件	30件	13件	件数未定	10件程度	1,000万円以上		未定		○	◎	B	◎	○	◎	B	◎
国立大学法人宮崎大学	一般競争入札 250万円以上		37件	5件	43件	5件	件数未定	件数未定	原則1億円以上の工事		未定		○	◎	B	◎	○	◎	B	◎
国立大学法人鹿屋体育大学	一般競争入札 250万円以上		10件	3件	5件	5件	件数未定	5件	対象金額を定めず適宜選定している		未定		○	◎	B	◎	○	◎	B	◎

1. 九州農政局における平成27年度の取組み

●平成27年度 総合評価方式の実施目標

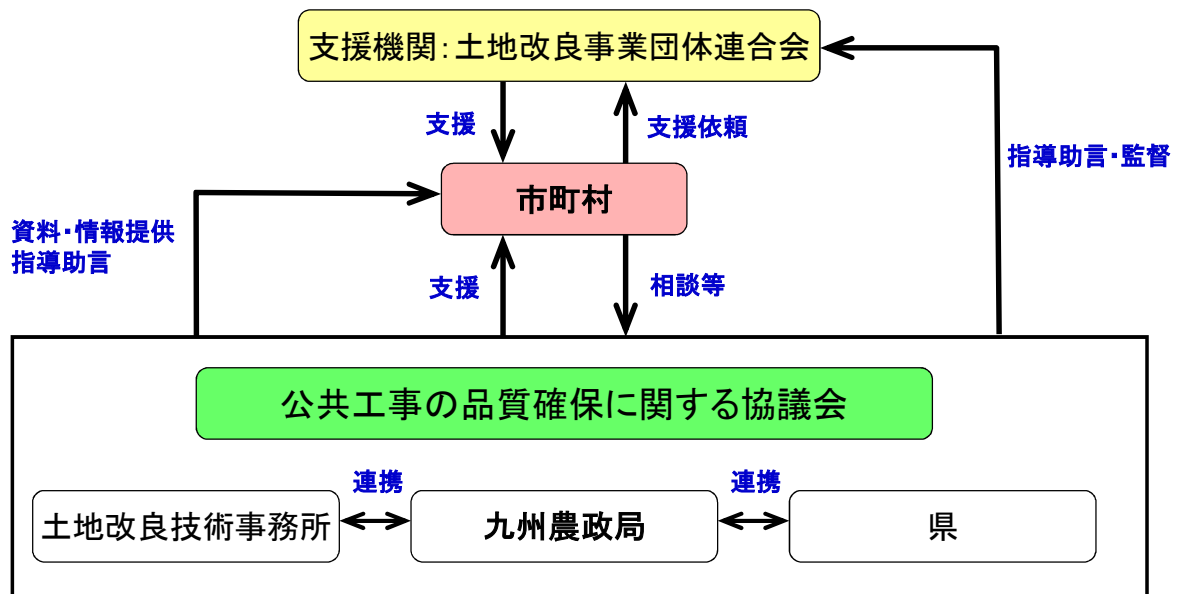
平成27年度: 250万円以上の工事で実施

全発注予定件数	146件	
内総合評価件数	146件	
評価方法	標準A-I型	技術提案及び配置技術者ヒアリング評価 企業評価(VE提案の完成時評価、不正又は不誠実な行為等、地元企業活用)
	標準A-II型	技術提案評価 企業評価(VE提案の完成時評価、不正又は不誠実な行為等、地元企業活用)
	標準B型	企業評価(優良工事表彰実績、表彰実績、工事成績、地域貢献、手持ち工事量、不正又は不誠実な行為等) 技術者評価(資格取得後の経験年数、保有資格、工事の施工経験、優良工事表彰実績、表彰実績、継続教育への取り組み等)
	簡易I型	技術提案評価 企業評価(優良工事表彰実績、表彰実績、工事成績、地域精通度、地域貢献、手持ち工事量、不正又は不誠実な行為等) 技術者評価(資格取得後の経験年数、保有資格、工事の施工経験、優良工事表彰実績、表彰実績、継続教育への取り組み等)
	簡易II型	技術提案評価 企業評価(優良工事表彰実績、表彰実績、工事成績、地域精通度、地域貢献、当該地域内での施工実績、手持ち工事量、不正又は不誠実な行為等) 技術者評価(資格取得後の経験年数、保有資格、工事の施工経験、優良工事表彰実績、表彰実績、当該地域内での施工実績、継続教育への取り組み等)

2. 市町村への総合評価方式の導入支援

- 補助金交付決定通知書に品確法遵守の付記
- 各種研修会に出向き市町村職員等への総合評価の啓発

市町村支援の概要



大分大学における平成26年度の実績事例

◆ 平成23～26年度契約実績

H27.5.19作成

区分	業者選定方式	H23	H24	H25	H26	備考
工事	① 一般競争入札(総合評価落札方式)	9	3	8	13	平成26年度以降は、実績評価型総合評価を導入し、1,000万円以上を対象
	② 一般競争入札(最低価格落札方式)	33	42	20	17	
	③ 随意契約	0	0	1	1	少額随契(予定価格250万円以下)を除く
	④ 計	42	45	29	31	
	⑤ 総合評価実施率(①/④)	21.43%	6.67%	27.59%	41.94%	
設計	① 公募型プロポーザル	0	2	0	0	
	② 簡易公募型プロポーザル	0	0	0	0	
	③ 簡易公募型プロポーザル(拡大)	1	0	1	0	
	④ 標準型プロポーザル	0	0	0	0	
	⑤ 一般競争入札	0	2	4	2	
	⑥ 随意契約	0	0	0	0	少額随契(予定価格100万円未満)を除く
	⑦ 計	1	4	5	2	
	⑧ 公募型実施率 ((①+②+③+④)/⑦)	100.00%	50.00%	20.00%	0.00%	

◆ 平成27年度の実績目標

工事案件について、平成27年度は、平成26年度に引き続き、予定価格1,000万円以上を対象とする。(件数未定)

宮崎県における総合評価落札方式の主な種類

簡易型

- ・ 技術的工夫の余地が比較的小さい工事で適用
橋梁上下部工工事、トンネル工事等
- ・ 簡易な技術提案を求める、ヒアリングの実施

特別簡易型

- ・ 技術的工夫の余地が小さい工事で適用
道路改良工事、河川工事、法面工事等
- ・ 施工実績や工事成績、ボランティア等を評価
(企業、技術者)

地域企業育成型

《宮崎県独自》

- ・ 地域企業としての建設業者の育成
を主眼とした型式（小規模工事が対象）
- ・ 県工事成績、本店所在地、地域貢献度
(企業のみ)
- ・ 受注制限の設定

宮崎県における総合評価の実施件数（建設工事）

○総合評価の型式別実施件数（H26年度契約済案件・公共3部）

	地域企業育成型以外				地域企業育成型	総合評価計	総合評価以外計	合計
	標準型	簡易型	特別簡易型	小計				
県土整備部	0	5	343	348	110	458	940	1398
農政水産部	0	2	34	36	39	75	144	219
環境森林部	0	0	42	42	13	55	60	115
計	0	7	419	426	162	588	1144	1732

○H27年度は3部とも前年度と同数程度を実施予定

○担い手の育成・確保のための評価項目

- ・若手技術者（35歳未満かつ一定資格を所有）を現場代理人として配置した場合に評価
- ・新規学卒者（指定学科若しくは指定校を修了）を雇用している企業について評価
（過去9年→過去10年）

○市町村への総合評価方式の導入支援

- ・実施、試行促進のための市町村首長の訪問、担当者への呼びかけ
- ・宮崎県総合評価技術委員会の活用・促進

熊本市における総合評価方式の取り組みについて

履行確実性評価型総合評価方式

熊本市では平成22年度より「履行確実性評価型総合評価一般競争入札」の試行を開始し、平成24年度から本格実施。当該方式は、入札参加者の入札価格が履行確実性評価価格を下回った場合、評価値が低下するのみで、失格にはならない。また書類審査及びヒアリング等も行わない。

また、履行確実性評価価格は、以下の履行確実性評価基準額算定基準により算出した履行確実性評価基準額を基礎として市長が定める。なお、履行確実性評価基準額の算定基準は、最低制限基準額の算定基準と同じ。

熊本市における総合評価方式の取り組みについて

評価値算出式

1. 入札価格が「履行確実性評価価格（税抜）」以上の場合

$$\text{評価値} = \frac{\text{技術評価点}}{\text{入札価格}}$$

2. 入札価格が「履行確実性評価価格（税抜）」未満の場合

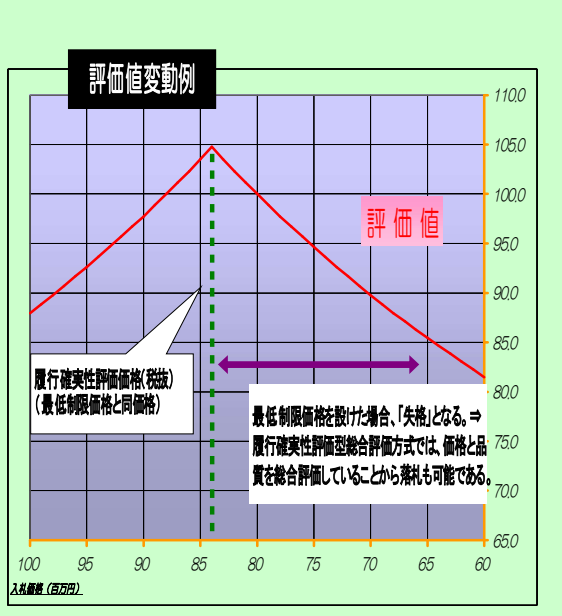
$$\text{評価値} = \frac{\text{技術評価点}}{\text{履行確実性評価価格（税抜）} + (\text{履行確実性評価価格（税抜）} - \text{入札価格})}$$

直轄工事費×95%＋共通仮設費×90%＋現場管理費×80%＋一般管理費等×55%の会社

<上限額及び下限額> 予定価格の90%～70%

※ 履行確実性評価価格は、以上の算定基準により算出した履行確実性評価基準額を基礎として市長（上下水道局・交通局・病院局発注分については、各事業管理者）が定めます。

※ 履行確実性評価基準額の算定は、直轄工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の千円未満を切り捨てた額で行います。



熊本市における総合評価方式の取り組みについて

業種	ランク	発注標準額（総合）	発注標準額（一般）
土木一式工事	A	7,000万円以上	5,000万円以上
	B	3,000万円以上	2,000万円以上
	C	1,500万円以上	1,000万円以上
建築一式工事	A	1億6,000万円以上	8,000万円以上
	B	4,000万円以上	1,000万円以上
電気工事	A	3,000万円以上	1,000万円以上
管工事	A	3,000万円以上	1,000万円以上
舗装工事	A	3,000万円以上	2,000万円以上
	B	1,500万円以上	1,000万円以上
造園工事	A	4,000万円以上	1,000万円以上
水道施設工事	A	5,000万円以上	2,500万円以上
	B	2,000万円以上	1,000万円以上
その他工事		4,000万円以上	1,000万円以上

特定の業種だけでなく、様々な業種及びランクについて総合評価方式を実施することで、あらゆる業種の建設業者の技術力向上に対するモチベーションを高め、建設業者の育成に貢献することを目的としている。

※総合評価一般競争入札件数推移（建設工事）

平成19年度： 2件 ⇒ 平成20年度： 10件 ⇒ 平成21年度： 19件
 ⇒ 平成22年度： 49件 ⇒ 平成23年度： 102件 ⇒ 平成24年度： 229件（本格実施開始）
 ⇒ 平成25年度： 214件 ⇒ 平成26年度： 223件



平成27年度 200件実施予定

平成24～26年度の契約実績及び平成27年度契約予定(総合評価方式の取組み状況)

	H24	H25	H26	H27(予定)
全工事件数	27 件	58 件	43 件	43 件
詳細条件審査型一般競争入札 (総合評価落札方式) 適用	13 件	28 件	12 件	10 件
総合評価方式 適用率	48.1 %	48.2 %	27.9 %	23.2 %
【参考】 不調・不落件数	2 件	6 件	10 件	—

1

これまでの不調・不落対策等に係る取組み

発注時期の調整	■ 発注時期の平準化を図るとともに、できるだけ年度の早い時期に発注手続きを進める
発注内容の精査	■ 工事地域、発注時期等に応じ、工事内容及び工事単位等の検討を図る
参加要件の見直し	■ 工事種別等に応じて工事参加要件(工事实績等)の見直しを図る

新たな(平成27年度からの)不調・不落対策等に係る取組み

【フレックス工期による契約方式の試行実施】

- フレックス工期による契約方式 :
受注者が一定の期間内で工事着工日を選択することができ、これを手続き上、明確にした契約方式で、受注者においては、技術者の配置期間を柔軟に設定することが可能となる。

平成27年度実施件数(予定) : 5件程度を試行的に実施予定

2



平成27年度における総合評価落札方式の取り組みについて

国土交通省 九州地方整備局 企画部

目次

1. 平成26年度における総合評価実施状況【工事】
2. 平成27年度試行工事
～女性技術者・若手技術者の登用・育成等を促進する試行工事を引き続き実施～
3. 平成26年度における総合評価実施状況【業務】
4. 女性・若手技術者を登用する試行業務について
～女性・若手技術者登用促進・育成による産業競争力強化を目指して～

1. 平成26年度における総合評価実施状況【工事】

年度別発注

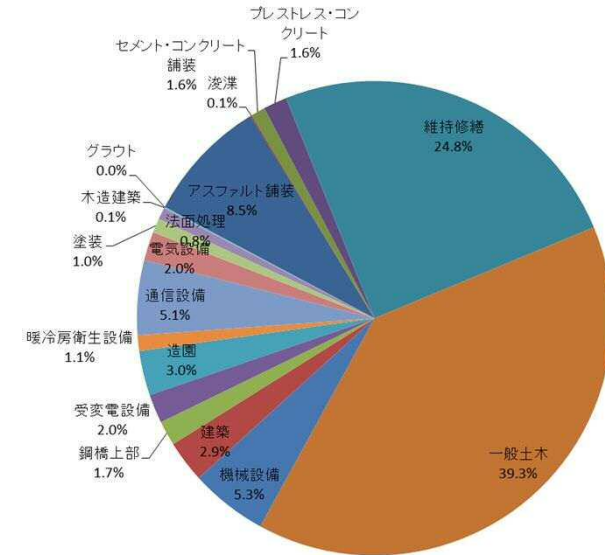
発注タイプ別契約件数

	平成25年度	平成26年度
価格競争	0.5% 8	0.1% 1
一般競争入札(総合評価方式)	99.5% 1,641	99.9% 1,120
簡易型	0.1% 2	0.0% 0
技術提案評価型(S型)	1.9% 32	2.9% 33
施工能力評価型(I型)	16.3% 268	4.7% 53
施工能力評価型(II型)	81.2% 1,339	92.2% 1,034
合計	100.0% 1,649	100.0% 1,121

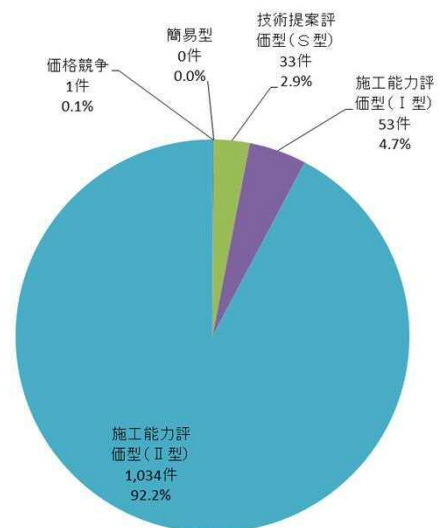
〔港湾空港部除く〕

平成26年4月～平成27年3月契約分

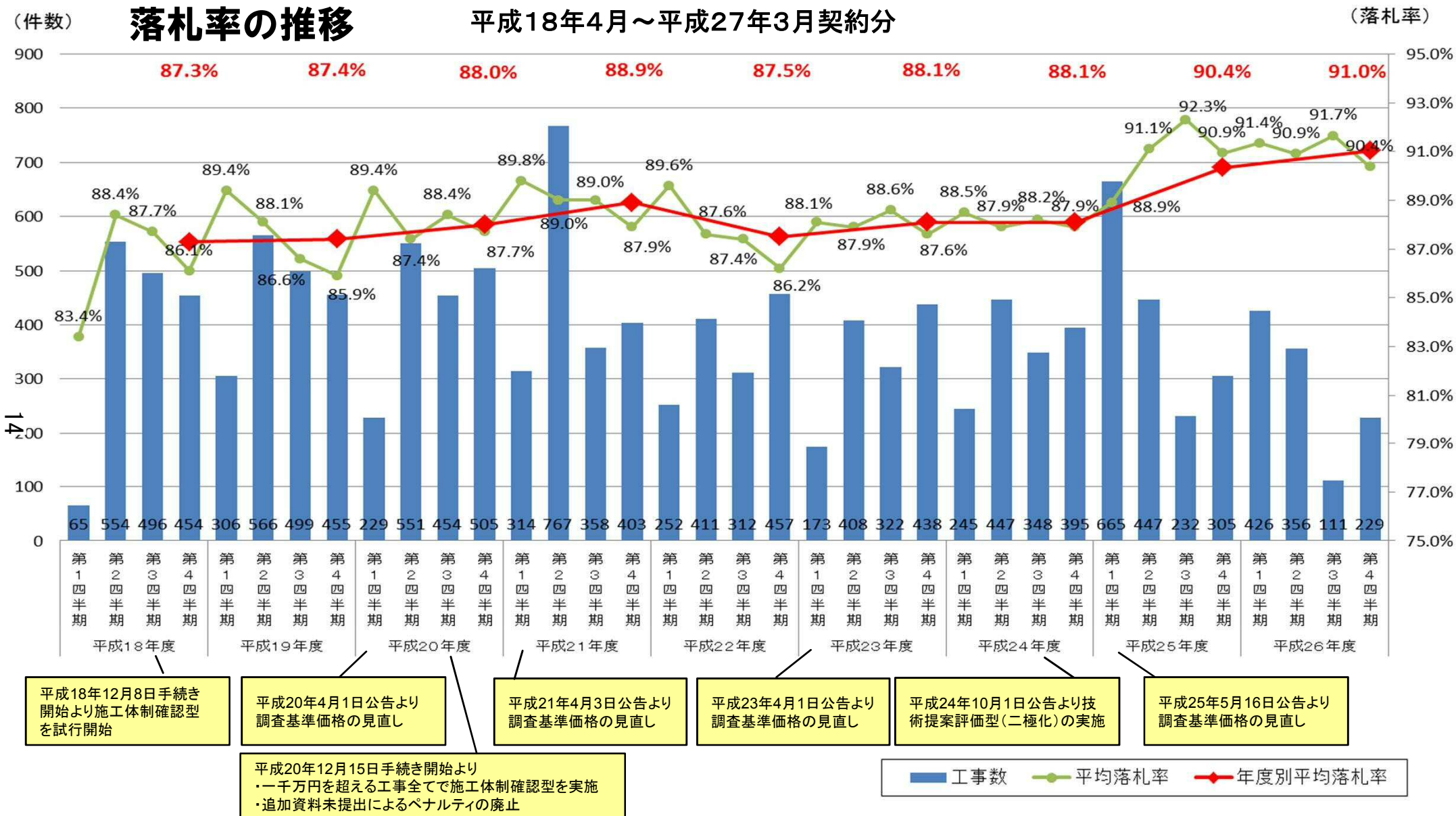
工事別契約件数(1,121件)



タイプ別契約件数(1,121件)



1. 平成26年度における総合評価実施状況【工事】



・調査基準価格の改定(平成25年5月)により、落札率は**上向き傾向**となっている。

平成25・26年度 各試行の実施状況

各試行工事の実施状況

試行名	試行概要	試行開始時期	試行件数				
				～H24年度	H25年度	H26年度	total
1 女性技術者配置型	入札参加要件における監理（主任）技術者を女性技術者限定とする	H26年度より (H26.8.5記者発表)	試行実施件数	—	—	1工事 ^{道路で実施}	1工事
			対象工事件数	監理（主任）技術者を女性技術者とする限定工事であり、入札参加者も少ないことが予想されることより、H26年度は道路・河川で1工事を目標			
2 施設・設備等の実費計上	女性が働くために必要となる施設・設備等（女性専用トイレや女性専用更衣室等）の実費計上を行う	H26年度より (H26.8.26記者発表)	試行実施件数	—	—	140工事	140工事
			対象工事	8月25日以降公告する土木系工事（建築・機械・電気工事除く）で試行（H26.8.26以降の対象工事約150工事）			
3 女性技能者の現場従事に対して工事成績で加算	女性技能者の現場配置を積極的に取り組み、施工に従事したことが確認できた場合に工事成績で加算を行う	H26年度より (H26.8.26記者発表)	試行実施件数	—	—	140工事	140工事
			対象工事	8月25日以降公告する土木系工事（建築・機械・電気工事除く）で試行（H26.8.26以降の対象工事約150工事）			
4 若手技術者評価型	入札参加要件における配置予定技術者監理（主任）技術者を若手技術者（40歳以下）とする ※H24・25年度は（35歳以上45歳以下）に限定し試行	H24年度より (H26.8.26記者発表)	試行実施件数	6工事	5工事	6工事	17工事
			対象工事	監理（主任）技術者を若手技術者（40歳以下）とする限定工事であり、入札参加者も少ないことが予想されることより、H26年度は各事務所1工事（約20工事）程度を目標			
5 若手技術者配置評価型	現場代理人または担当技術者として35歳以下の技術者を専任配置する場合に総合評価で資格に応じた加算を行う	H26年度より (H26.8.26記者発表)	試行実施件数	—	—	5工事	5工事
			対象工事	若手技術者を対象とする試行工事であるため、各事務所1工事（約20工事）程度を目標（分任官工事のうち技術的に高度でない工事）			
6 現場代理人評価見直し型	現場代理人の工事実績を監理（主任）技術者と同等の評価とする	H26年度より (H26.8.26記者発表)	試行実施件数	—	—	17工事	17工事
			対象工事	分任官工事のうち技術的に高度でない工事で試行（H26.8.26以降の対象工事約50工事）			
7 技術者の現場環境の充実	安心で働きやすい環境づくり（家事・育児・介護等）の取り組みを総合評価で加算する	H26年度より (H26.8.26記者発表)	試行実施件数	—	—	96工事	96工事
			対象工事	8月25日以降公告する土木系工事（建築・機械・電気工事除く）で試行（H26.8.26以降の対象工事約150工事）			
8 技術提案評価型 （課題提案型）	本官工事において、当該工事の現地特性や目的物の構造特性を踏まえた課題及び技術提案を競争参加者に自由に求める	H26年度より (H26.10.15記者発表)	試行実施件数	—	—	3工事	3工事
			対象工事	本官工事（土木系工事）で試行（H26.10.15以降の対象工事5工事）			
9 技術提案評価型 （分任官S型）	分任官工事において、現場特性や工事目的物の特性に応じた技術提案を求める	H26年度より (H26.10.15記者発表)	試行実施件数	—	—	3工事	3工事
			対象工事	分任官工事（土木系工事）のうち構造物等の工事で試行（H26.10.15以降の対象工事7工事）			
10 施工能力評価型 （施工計画評価型）	分任官工事において、競争参加者の技術者、企業の評価に加え、施工計画の評価を行う	H26年度より (H26.10.15記者発表)	試行実施件数	—	—	3工事	3工事
			対象工事	分任官工事（土木系工事）のうち技術的に高度でない工事で試行（H26.10.15以降の対象工事約20工事）			
11 一括審査方式	複数工事の発注が同時期に予定されている場合、競争参加者からの技術資料（技術提案）の提出は1つのみとし、発注者・競争参加者双方の業務負担の軽減を図る	H25年度より (H26年度一部改正： H26.10.15記者発表)	試行実施件数	—	—	6組（16工事）	6組（16工事）
			対象工事件数	H26年度より技術提案（簡易な施工計画）を評価する工事で試行（H26.10.15以降の対象工事約30工事）			
12 地元企業活用評価型	大手企業に発注する工事で地元企業の下請け活用や資材等の地元企業からの調達を図るため、総合評価方式で地元企業からの活用について評価を行う	H21年度より	試行実施件数	43工事	9工事	7工事	59工事
			対象工事件数	一般土木（B）、PC（セグメント桁除く）、建築工事のすべてで実施			
13 週休2日モデル工事	受発注者双方が工程調整を密に行うことにより、原則、週休2日を確実に取得する	H26年度より	試行実施件数	—	—	2工事	2工事
			対象工事件数	適宜選択			

平成27年度 各試行の実施予定

各試行工事の実施予定

試行名	試行概要	試行開始時期	H27年度予定	検証方針
1 女性技術者配置型	入札参加要件における監理（主任）技術者を女性技術者限定とする	H26年度より (H26.8.5記者発表)	難易度Ⅱ以下の工事で試行（各県1件程度を目標）	<ul style="list-style-type: none"> 各試行工事と類似工事の参加業者状況 各試行工事の類似工事の工事成績 企業としての支援体制の実施状況 受発注者に対して、各試行の制度設計に対する意見や若手・女性技術者を対象とした試行工事については、通常工事との現場での取り組みに変化があったか等についてアンケートを実施し分析する
2 施設・設備等の実費計上	女性が働くために必要となる施設・設備等（女性専用トイレや女性専用更衣室等）の実費計上を行う	H26年度より (H26.8.26記者発表)	土木系（建築・機械・電気工事除く）工事で試行	
3 女性技能者の現場従事に対して工事成績で加点	女性技能者の現場配置を積極的に取り組み、施工に従事したことが確認できた場合に工事成績で加点を行う	H26年度より (H26.8.26記者発表)	土木系（建築・機械・電気工事除く）工事で試行	
4 若手技術者評価型	入札参加要件における配置予定技術者監理（主任）技術者を若手技術者（40歳以下）とする ※H24・25年度は（35歳以上45歳以下）に限定し試行	H24年度より (H26.8.26記者発表)	一般土木・維持修繕工事のうち難易度Ⅱ以下の工事で試行（各事務所1件程度を目標）	
5 若手技術者配置評価型	現場代理人または担当技術者として35歳以下の技術者を専任配置する場合に総合評価で資格に応じた加点を行う	H26年度より (H26.8.26記者発表)	一般土木・維持修繕工事のうち難易度Ⅱ以下の工事で試行（各事務所2件程度を目標）	
6 技術者の現場環境の充実	安心して働きやすい環境づくり（家事・育児・介護等）の取り組みを総合評価で加点する	H26年度より (H26.8.26記者発表)	H26年度の試行結果を分析し、評価基準等の見直しを再検討後に実施予定	
7 技術提案評価型（課題提案型）	本官工事において、当該工事の現地特性や目的物の構造特性を踏まえた課題及び技術提案を競争参加者に自由に求める	H26年度より (H26.10.15記者発表)	本官工事で試行	
8 技術提案評価型（分任官S型）	分任官工事において、現場特性や工事目的物の特性に応じた技術提案を求める	H26年度より (H26.10.15記者発表)	難易度の高い工事で試行（各事務所2件程度を目標）	
9 施工能力評価型（施工計画評価型）	分任官工事において、競争参加者の技術者、企業の評価に加え、施工計画の評価を行う	H26年度より (H26.10.15記者発表)	難易度Ⅱ以下の工事で適用（各事務所2件程度を目標）	
10 一括審査方式	複数工事の発注が同時期に予定されている場合、競争参加者からの技術資料（技術提案）の提出は1つのみとし、発注者・競争参加者双方の業務負担の軽減を図る	H25年度より (H26年度一部改正： H26.10.15記者発表)	技術提案（簡易な施工計画）を評価する工事において試行	
11 地元企業活用評価型	大手企業に発注する工事で地元企業の下請け活用や資材等の地元企業からの調達を図るため、総合評価方式で地元企業からの活用について評価を行う	H21年度より	一般土木(B)、PC（セグメント桁除く）、建築(B)工事で試行	
12 週休2日モデル工事	受発注者双方が工程調整を密に行うことにより、原則、週休2日を確実に取得する	H26年度より	適宜選定	
13 技術提案チャレンジ方	提案された技術提案(施工計画)のみ対象とする事によって技術力での評価を実施する	H27年度より	適宜選定	

2. 平成27年度試行工事について

平成27年 5月 7日
九州地方整備局

平成27年度試行予定工事が決定しました

～女性技術者・若手技術者の登用・育成を促進する試行工事等を引続き実施～

平成26年度より実施している「女性技術者の登用促進」「若手技術者の登用・育成の促進」「技術提案重視型の展開」について、平成27年度も試行工事を引続き実施します。
試行予定工事は、「【別紙1】平成27年度試行予定工事リスト」に記載のとおりです。
なお、「[I]女性がもっと活躍できる建設業を目指して」に伴う試行工事については、土木系工事（建築・機械・電気工事を除く）を対象に実施します。

【平成27年度実施の試行内容】

[I]女性がもっと活躍できる建設業を目指して ～女性技術者の登用を促進～

- 1) 女性技能者の登用による工事成績への加点 【女性技能者の現場従事に対して工事成績で加点】
- 2) 施設・設備等の実費計上 【女性が働くために必要となる施設・設備等の実費計上】

[II]建設業の将来の担い手確保に向けて ～若手技術者の登用・育成の促進～

- 1) 若手技術者評価型 【〔監理(主任)技術者〕に若手技術者(40歳以下)の配置】
- 2) 若手技術者配置評価型 【若手技術者(35歳以下)の専任配置により総合評価で加点】

[III]民間技術力を活用する多様な入札方式の展開 ～技術提案重視型の展開～

- 1) 技術提案評価型(課題提案型) 【本官工事において、課題及び技術提案を競争参加者に自由に求める】
- 2) 技術提案評価型(分任官S型) 【分任官工事において、現場特性や工事目的物の特性に応じた技術提案を求める】
- 3) 施工能力評価型(施工計画評価型) 【分任官工事において、現場条件を熟知した地元建設業の技術力を活用】

※一括審査方式の適用も可能とし、競争参加者及び発注者双方の事務負担軽減を図る

[IV]地元建設業者や地元資材の積極的な活用 ～地元建設業者の活性化～

- 1) 地元企業活用評価型 【地元建設業者の活用や地元企業からの資材購入を総合評価で加点】

※H27年度実施する、その他試行工事についても随時記者発表を行っていく予定です。

【問い合わせ先】

九州地方整備局 代表電話番号:092-471-6331

九州地方整備局 企画部 技術開発調整官 黒岩 義文 (内線3120)

技術管理課 課長補佐 松尾 佳久 (内線3313)

九州地方整備局

【別紙1】

平成27年度試行予定工事リスト

ここに掲載する内容は、本記者発表時点の予定であるため、実際に発注する工事がこの内容と異なる場合、または、ここに掲載されていない工事が発注される場合があります。
※すでに入札公告等開始している工事もあります。

試行予定 対象工事 件数	事務所	工事名	工種区分	等級	入札予定 時期 (四半期)	試行項目						試行 項目 数
						若手技術 者評価型	若手技術 者配置評 価型	技術提案 課題提案型	技術提案 評価型(課 任官S型)	施工能力 評価型(施 工計画評 価型)	地元企業 活用評価 型	
1	熊本河川国道事務所	九州横断道(嘉島～山都)戸ノ上地区改良3期工事	一般土木工事	C	第1四半期	●						1
2	国営海の中道海浜公園事務所	松林再生(27)B地区外工事	造園工事	A	第1四半期	●						1
3	佐賀国道事務所	佐賀208号鹿子下地区工事用道路設置工事	一般土木工事	C	第1四半期	●						1
4	鹿児島国道事務所	鹿児島3号高尾野～野田地区標識設置工事	維持修繕工事	C	第3四半期	●						1
5	川内河川事務所	南瀬地区築堤護岸工事	一般土木工事	C	第2四半期	●						1
6	大隅河川国道事務所	野尻川・黒神川除水工事	一般土木工事	C	第2四半期	●						1
7	大隅河川国道事務所	東九州道(志布志～大崎)平良上地区改良工事	一般土木工事	C	第1四半期	●						1
8	大分河川国道事務所	賀来川河道掘削外工事	一般土木工事	C	第1四半期	●						1
9	筑後河川事務所	筑後川嵯峨川地区築堤工事	一般土木工事	C	第1四半期	●						1
10	長崎河川国道事務所	本明川中流地区管理用道路設置外工事	一般土木工事	C	第1四半期	●						1
11	長崎河川国道事務所	麓崎・幸地区外築堤その他工事	一般土木工事	C	第1四半期	●						1
12	八代河川国道事務所	熊本3号小津奈木地区外改良工事	一般土木工事	C	第1四半期	●						1
13	雲仙復興事務所	雲仙復興事務所管内砂防保全工事	一般土木工事	C	第2四半期		●					1
14	雲仙復興事務所	水無川2号砂防堰堤改築工事	一般土木工事	C	第1四半期		●					1
15	雲仙復興事務所	水無川1号砂防堰堤左岸改築工事	一般土木工事	C	第2四半期		●					1
16	雲仙復興事務所	水無川1号砂防堰堤右岸袖部改築工事	一般土木工事	C	第1四半期		●					1
17	雲仙復興事務所	水無川2号砂防堰堤右岸堤体部改築工事	一般土木工事	C	第3四半期		●					1
18	宮橋部	門司港合同庁舎(27)建築改修その他工事	建築工事	C	第1四半期		●					1
19	宮橋部	自動車検査佐賀事務所(27)増築その他工事	建築工事	C	第1四半期		●					1
20	延岡河川国道事務所	宮崎10号小峰高架橋(下り線)床版工事	一般土木工事	C	第3四半期		●					1
21	遠賀河川事務所	錦橋架替下部工(A2)外工事	一般土木工事	C	第1四半期		●					1
22	菊池河川事務所	小原下流地区堤防整備工事	一般土木工事	C	第1四半期		●					1
23	菊池河川事務所	合志川伊知坊地区河道掘削工事	一般土木工事	C	第1四半期		●					1
24	菊池河川事務所	合志川米塚橋下流地区河道掘削工事	一般土木工事	C	第2四半期		●					1
25	熊本河川国道事務所	緑川平木地区築堤工事	一般土木工事	C	第1四半期		●					1
26	熊本河川国道事務所	杉島交差点改良工事	アスファルト舗装工事	B	第1四半期		●					1
27	国営海の中道海浜公園事務所	C地区(27)ちびっこ広場周辺施設改修工事	造園工事	A	第2四半期		●					1
28	国営海の中道海浜公園事務所	薔薇園列東側植栽その他工事	造園工事	A	第2四半期		●					1
29	佐賀国道事務所	佐賀208号鹿子下地区改良工事	一般土木工事	C	第2四半期		●					1
30	佐伯河川国道事務所	東九州道(佐伯～蒲江)蒲江地区道路付属物設置工事	維持修繕工事	C	第1四半期		●					1
31	佐伯河川国道事務所	東九州道(佐伯～蒲江)佐伯地区道路付属物設置工事	維持修繕工事	C	第1四半期		●					1
32	山国河川事務所	小友田地区護岸・掘削工事	一般土木工事	C	第1四半期		●					1
33	山国河川事務所	上曾木地区護岸・掘削工事	一般土木工事	C	第1四半期		●					1
34	山国河川事務所	柿坂地区特殊堤外工事	一般土木工事	C	第1四半期		●					1
35	鹿児島国道事務所	鹿児島3号出水～高尾野地区立入防止柵設置工事	維持修繕工事	C	第2四半期		●					1
36	川内河川事務所	養刈地区護岸工事	一般土木工事	C	第1四半期		●					1
37	大隅河川国道事務所	池之園下流地区堤防改良その他工事	一般土木工事	C	第1四半期		●					1
38	大隅河川国道事務所	長谷川6号・7号床版工事	一般土木工事	C	第1四半期		●					1
39	大隅河川国道事務所	鹿児島220号古里地区函渠工外改良工事	一般土木工事	C	第1四半期		●					1
40	大隅河川国道事務所	東九州道(志布志～大崎)田原川橋外床版工事	一般土木工事	C	第1四半期		●					1
41	大隅河川国道事務所	東九州道(志布志～大崎)小牧地区函渠工事	一般土木工事	C	第1四半期		●					1
42	大隅河川国道事務所	東九州道(大崎～鹿屋)内山地区改良工事	一般土木工事	C	第1四半期		●					1
43	大分河川国道事務所	大野河川整備工事	一般土木工事	C	第1四半期		●					1
44	大分河川国道事務所	大分212号三光木那馬溪道路三光田口地区第2工区改良工事	一般土木工事	C	第1四半期		●					1
45	大分河川国道事務所	大分212号三光木那馬溪道路三光田口地区第3工区改良工事	一般土木工事	C	第1四半期		●					1
46	大分川ダム工事事務所	付替市道内線外整備工事	一般土木工事	C	第1四半期		●					1
47	筑後川ダム統合管理事務所	平成27・28年度松原ダム浮き橋構式係留設備設置工事	機械設備工事	C	第2四半期		●					1
48	筑後河川事務所	平島堤改築1期工事	一般土木工事	C	第2四半期		●					1
49	長崎河川国道事務所	国道57号黒崎地区3工区国道付替改良工事	一般土木工事	C	第1四半期		●					1
50	長崎河川国道事務所	松原本町地区迂回路設置工事	一般土木工事	C	第1四半期		●					1
51	八代河川国道事務所	球磨川上流部河道掘削工事	一般土木工事	C	第1四半期		●					1
52	八代河川国道事務所	球磨川上流部河道掘削工事	一般土木工事	C	第1四半期		●					1
53	福岡国道事務所	福岡3号 香椎地区改良工事	一般土木工事	C	第1四半期		●					1
54	福岡国道事務所	福岡3号 藤田地区改良工事	一般土木工事	C	第1四半期		●					1
55	北九州国道事務所	福岡3号春の町ランプ橋下部工(オフP11・オフP12)外工事	一般土木工事	C	第1四半期		●		●			2
56	立野ダム工事事務所	瀬田地区工事用道路改良工事	一般土木工事	C	第2四半期		●			●		2
57	立野ダム工事事務所	立野ダム工事事務所管内掘削その他工事	一般土木工事	D	第2四半期		●					1
58	遠賀河川事務所	中間堰本体改築工事	一般土木工事	A	第1四半期		●					1
59	菊池河川事務所	平島堤改築1期工事	一般土木工事	B	第1四半期		●			●		2
60	宮崎河川国道事務所	東九州道(清武～北郷)水無川橋上部工事	鋼橋上部工事	C	第1四半期		●					1
61	熊本河川国道事務所	白川明午橋上部工事	一般土木工事	B	第2四半期		●			●		2
62	大分河川国道事務所	大分212号 三光第1号トンネル新設工事	一般土木工事	A	第2四半期		●					1
63	長崎河川国道事務所	国道57号仁反田川橋上部工(P7～P10)工事	鋼橋上部工事	C	第3四半期		●					1
64	八代河川国道事務所	熊本3号桜戸橋上部工(A1～P1)工事	鋼橋上部工事	C	第1四半期		●					1
65	八代河川国道事務所	熊本3号町中第2橋上部工(A1～P5)工事	プレストレスト・コンクリート工事	C	第2四半期		●					1
66	八代河川国道事務所	熊本3号小津奈木第2橋上部工(A1～P3)工事	プレストレスト・コンクリート工事	C	第3四半期		●					1
67	武雄河川事務所	福富天神排水樋管改築及び築堤工事	一般土木工事	B	第1四半期		●			●		2
68	福岡国道事務所	福岡208号 沖端高架橋上部工(P23～P26)工事	鋼橋上部工事	C	第1四半期		●					1
69	福岡国道事務所	福岡208号 沖端高架橋上部工(P26～A2)工事	鋼橋上部工事	C	第1四半期		●					1
70	福岡国道事務所	福岡208号 沖端高架橋上部工(P8～P13)工事	鋼橋上部工事	C	第1四半期		●					1
71	福岡国道事務所	福岡208号 徳益高架橋上部工(P39～P46)工事	鋼橋上部工事	C	第1四半期		●					1
72	福岡国道事務所	福岡3号 香椎駅東橋(上り線)上部工事	プレストレスト・コンクリート工事	C	第3四半期		●			●		2
73	福岡国道事務所	福岡3号 香椎高架橋上部工A1～P2外工事	プレストレスト・コンクリート工事	C	第2四半期		●			●		2

試行予定 対象工事 件数	事務所	工事名	工種区分	等級	入札予定 時期 (四半期)	試行項目						試行 項目 数
						若手技術 者評価型	若手技術 者配置評 価型	技術提案 評価型(課 題提案型)	技術提案 評価型(分 任官S型)	施工能力 評価型(施 工計画評 価型)	地元企業 活用評価 型	
74	北九州国道事務所	福岡10号新山国大橋下部工(P2)工事	一般土木工事	B	第1四半期			●			●	2
75	熊本河川国道事務所	白川龍田樋管設置及び築堤護岸工事	一般土木工事	C	第1四半期			◎				1
76	熊本河川国道事務所	白川宇留毛樋管設置及び築堤護岸工事	一般土木工事	C	第1四半期			◎				1
77	佐賀国道事務所	小浜橋耐震補強工事	維持修繕工事		第1四半期			●				1
78	佐賀国道事務所	唐津管内耐震補強工事	維持修繕工事		第1四半期			●				1
79	鹿児島国道事務所	国道225号南都元地区電線共同溝(南都元工区)工事	一般土木工事	C	第3四半期			◎				1
80	鹿児島国道事務所	国道225号南都元地区電線共同溝(宇宿工区)工事	一般土木工事	C	第3四半期			◎				1
81	川内河川事務所	長崎樋門改修その他工事	一般土木工事	C	第1四半期			●				1
82	大隅河川国道事務所	東九州道(大崎~鹿屋)徳ヶ久保地区(第2工区)改良工事	一般土木工事	C	第1四半期			◎		●		2
83	大隅河川国道事務所	東九州道(大崎~鹿屋)天ヶ城地区(第3工区)改良工事	一般土木工事	C	第1四半期			◎				1
84	大分河川国道事務所	境橋床版改修工事	維持修繕工事		第2四半期			●				1
85	雲仙復興事務所	水無川2号砂防堰堤左岸堤体部改築工事	一般土木工事	C	第3四半期					●		1
86	遠賀川河川事務所	上野橋上流部河道掘削工事	一般土木工事	D	第1四半期			◎				1
87	遠賀川河川事務所	赤池地区中流部河道掘削工事	一般土木工事	C	第1四半期			◎				1
88	遠賀川河川事務所	赤池地区下流部河道掘削工事	一般土木工事	D	第1四半期			◎				1
89	遠賀川河川事務所	赤池地区上流部河道掘削工事	一般土木工事	C	第2四半期			◎				1
90	遠賀川河川事務所	赤池橋下流部河道掘削工事	一般土木工事	C	第2四半期			◎				1
91	遠賀川河川事務所	福地川上流地区下流部築堤護岸工事	一般土木工事	C	第1四半期			◎				1
92	遠賀川河川事務所	福地川上流地区上流部築堤護岸工事	一般土木工事	C	第1四半期			◎				1
93	遠賀川河川事務所	福地川中流地区下流部築堤護岸工事	一般土木工事	C	第1四半期			◎				1
94	宮崎河川国道事務所	宮崎10号 南横市地区第2号函渠設置工事	一般土木工事	C	第1四半期			◎				1
95	宮崎河川国道事務所	宮崎10号 南横市地区第4号函渠設置工事	一般土木工事	C	第1四半期			◎				1
96	宮崎河川国道事務所	宮崎10号 養原地区第1号函渠設置工事	一般土木工事	C	第1四半期			◎				1
97	宮崎河川国道事務所	宮崎10号 養原地区第4号函渠設置工事	一般土木工事	C	第1四半期			◎				1
98	熊本河川国道事務所	白川黒髪地区築堤護岸工事	一般土木工事	C	第1四半期			◎				1
99	熊本河川国道事務所	白川渡鹿地区築堤護岸外1件工事	一般土木工事	C	第1四半期			◎				1
100	熊本河川国道事務所	白川子飼下流地区築堤護岸工事	一般土木工事	C	第1四半期			◎				1
101	熊本河川国道事務所	白川子飼上流地区築堤護岸工事	一般土木工事	C	第1四半期			◎				1
102	熊本河川国道事務所	白川黒髪上流地区築堤護岸工事	一般土木工事	C	第1四半期			◎				1
103	熊本河川国道事務所	九州横断道(嘉島~山都)西原地区改良5期工事	一般土木工事	C	第1四半期			◎				1
104	熊本河川国道事務所	九州横断道(嘉島~山都)西原地区改良6期工事	一般土木工事	C	第1四半期			◎				1
105	佐賀国道事務所	佐賀34号姉川橋(上り線)下部外工事	一般土木工事	C	第1四半期					●		1
106	佐賀国道事務所	佐賀97号井手野地区上改良工事	一般土木工事	C	第1四半期					●		1
107	佐伯河川国道事務所	波奇地区上流部護岸工事	一般土木工事	C	第1四半期					●		1
108	川内河川事務所	鈴之瀬地区掘削工事 【下殿地区掘削その他工事】	一般土木工事	C	第1四半期					◎		1
109	川内河川事務所	鈴之瀬地区掘削工事 【曾木地区下流掘削工事】	一般土木工事	C	第1四半期					◎		1
110	川内河川事務所	鈴之瀬地区上流掘削工事	一般土木工事	C	第2四半期					◎		1
111	川内河川事務所	えびの地区河道整備工事	一般土木工事	C	第1四半期			◎				1
112	川内河川事務所	鶴田ダム再開発貯水池地すべり(L18)仮設道路工事	一般土木工事	C	第2四半期			◎				1
113	川内河川事務所	鶴田ダム再開発貯水池地すべり(L17)仮設道路工事	一般土木工事	C	第2四半期			◎				1
114	大隅河川国道事務所	東九州道(大崎~鹿屋)岩永堀地区(第1工区)改良工事	一般土木工事	C	第1四半期			◎				1
115	大隅河川国道事務所	東九州道(大崎~鹿屋)岩永堀地区(第2工区)改良工事	一般土木工事	C	第1四半期			◎				1
116	大隅河川国道事務所	東九州道(大崎~鹿屋)永吉地区(第1工区)改良工事	一般土木工事	C	第1四半期			◎				1
117	大隅河川国道事務所	東九州道(大崎~鹿屋)永吉地区(第2工区)改良工事	一般土木工事	C	第1四半期			◎				1
118	大隅河川国道事務所	東九州道(志布志~大崎)稲荷堀地区(第1工区)改良工事	一般土木工事	C	第1四半期			◎				1
119	大隅河川国道事務所	東九州道(志布志~大崎)稲荷堀地区(第2工区)改良工事	一般土木工事	C	第1四半期			◎				1
120	大隅河川国道事務所	長谷川3号床固工・導流堤工事	一般土木工事	C	第1四半期					●		1
121	大分ダム工事事務所	付替林道古道地区(2工区)工事 【付替林道内地区上流(4工区)外工事】	一般土木工事	C	第1四半期					●		1
122	筑後川河川事務所	筑後川北野地区(上流)築堤工事	一般土木工事	C	第2四半期					◎		1
123	筑後川河川事務所	筑後川北野地区(下流)築堤工事	一般土木工事	C	第2四半期					◎		1
124	筑後川河川事務所	矢部川泰仙寺地区築堤工事	一般土木工事	C	第3四半期					◎		1
125	筑後川河川事務所	矢部川東津留地区築堤工事	一般土木工事	C	第3四半期					◎		1
126	筑後川河川事務所	矢部川大地区築堤工事	一般土木工事	C	第1四半期					◎		1
127	筑後川河川事務所	矢部川北長田地区築堤工事	一般土木工事	C	第1四半期					◎		1
128	筑後川河川事務所	矢部川小田地区築堤工事	一般土木工事	C	第1四半期					◎		1
129	筑後川河川事務所	矢部川長田地区築堤工事	一般土木工事	C	第1四半期					◎		1
130	筑後川河川事務所	矢部川上庄地区(下流)築堤工事	一般土木工事	C	第1四半期					◎		1
131	筑後川河川事務所	矢部川下庄地区(下流)築堤工事	一般土木工事	C	第1四半期					◎		1
132	筑後川河川事務所	矢部川上庄地区(上流)築堤工事	一般土木工事	C	第1四半期					◎		1
133	筑後川河川事務所	矢部川下庄地区(上流)築堤工事	一般土木工事	C	第1四半期					◎		1
134	筑後川河川事務所	矢部川本郷地区外築堤工事	一般土木工事	C	第1四半期					◎		1
135	筑後川河川事務所	矢部川中山地区外築堤工事	一般土木工事	C	第1四半期					◎		1
136	筑後川河川事務所	矢部川六合地区(上流)築堤工事	一般土木工事	C	第1四半期					◎		1
137	筑後川河川事務所	矢部川文広地区築堤工事	一般土木工事	C	第1四半期					◎		1
138	福岡国道事務所	福岡3号 下原地区構造物設置工事	一般土木工事	C	第1四半期					●		1
139	福岡国道事務所	福岡3号 塚本池地区構造物設置工事	一般土木工事	C	第1四半期					●		1
140	北九州国道事務所	福岡10号三萩野第一高架橋外1橋橋梁補修工事	維持修繕工事		第1四半期					●		1
141	延岡河川国道事務所	宮崎218号 深身橋上部工事	プレストレスト・コンクリート工事		第1四半期						●	1
142	熊本河川国道事務所	九州横断道(嘉島~山都)釜出跨道橋工事	プレストレスト・コンクリート工事		第3四半期						●	1
143	大隅河川国道事務所	長谷川付替市道橋上部工事	プレストレスト・コンクリート工事		第2四半期						●	1
144	大隅河川国道事務所	東九州道(志布志~大崎)宮脇跨道橋外上部工事	プレストレスト・コンクリート工事		第1四半期						●	1
145	筑後川河川事務所	早津江川南百姓樋門改築工事	一般土木工事	B	第2四半期						●	1
146	福岡国道事務所	福岡208号 浦島橋下部工(P2)工事	一般土木工事	B	第1四半期						●	1
147	立野ダム工事事務所	立野ダム締切掘工事	一般土木工事	B	第1四半期						●	1
試行項目別件数						12件	45件	17件	11件	57件	14件	
(うち)一括審査方式件数						-	-	-	6件	47件	-	

※【工事件名】については、九州地方整備局における工事及び業務の発注見通し公表(4月時点)について(H27.4.10)より、工事件名の変更箇所

●は、試行該当項目工事。 ◎は、試行該当項目工事のうち、一括審査方式該当工事

■ ■ 平成27年度 試行工事の概要 ■ ■

【Ⅰ】女性がもっと活躍できる建設業を目指して ～ 女性技術者の登用促進 ～

【(Ⅰ-1) 女性技能者の登用による工事成績への加点】

■女性技能者の現場従事に対して、工事成績で加点評価する試行の実施

・女性技能者の現場配置を積極的に取り組み、施工に従事したことが確認できた場合は工事成績で加点評価し、女性の感性が活かされるきめ細やかな施工による品質向上を図る

⇒評価方法

・工事成績評定の主任技術評価官の「5. 創意工夫Ⅰ. 創意工夫【その他】」において評価

⇒評価条件

・女性技能者の場合加点する(ただし、登録基幹技能者、技能検定合格者(厚労省)(特級・1級)の有資格者の場合に更に上乘せして加点)

⇒従事期間

・当該職種の必要作業日数の1/2(半数)以上従事していれば加点

⇒評価(加点)方法

・有資格者(登録基幹技能者、技能検定合格者(厚労省)(特級・1級)の認定を受けている者)
→評価加点2点

・それ以外の場合 →評価加点1点

【(Ⅰ-2) 施設・設備等の実費計上】

■女性が働くために必要となる施設・設備等の実費計上する試行の実施

・女性技術者及び女性技能者が現場に従事するにあたり必要となった費用(女性専用トイレの設置、女性専用更衣室の設置等)について実費計上する

【Ⅱ】建設業の将来担い手確保に向けて ～若手技術者の登用・育成の促進～

【(Ⅱ-1) 若手技術者評価型】

■配置予定技術者[監理(主任)技術者]を若手技術者とする試行工事の実施

・競争参加資格要件として、配置予定技術者[監理(主任)技術者]の年齢制限を「40歳以下」とする工事を実施し、建設現場において責任ある立場での若手の育成・登用を促す

・総合評価の企業評価として、若手技術者が技術的な課題及び地域対策等困難な課題に対応するための企業としての支援体制(方法)を評価

※評価基準は【参考資料】を参照

■ ■ 平成27年度 試行工事の概要 ■ ■

【Ⅱ】建設業の将来担い手確保に向けて ～若手技術者の登用・育成の促進～ 【(Ⅱ-2) 若手技術者配置評価型】

■現場代理人または担当技術者を若手技術者とする試行工事の実施

- ・建設業への新規入職者の減少により、将来の担い手不足、今後の技術力継承等の懸念が顕在化
- ・現場代理人または担当技術者として35歳以下の技術者を専任配置する場合に、総合評価で資格に応じた加点点評価を行い、若手技術者の登用・育成を促す

評価項目	評価内容	評価段階	評価基準	I型	II型
技術者の配置 (資格)	技術者として35歳以下の若年技術者を専任配置	4段階	現場代理人または担当技術者として35歳以下の技術者(1級土木施工管理技士)を専任配置:A 現場代理人または担当技術者として35歳以下の技術者(2級土木施工管理技士)を専任配置:B 現場代理人または担当技術者として35歳以下の技術者(資格無し)を専任配置:C 配置しない:E	3.0	3.0

※評価基準は【参考資料】を参照

【Ⅲ】民間技術力を活用する多様な入札方式の展開 ～「技術提案重視型」の展開～

【(Ⅲ-1) 技術提案評価型(課題提案型)】

■大手総合建設業の技術力を活用する試行工事の実施

- ・本官工事において、発注者が指定する課題に対して技術提案を求める指定テーマに加え、当該工事の現地特性や目的物の構造特性を踏まえた課題及び技術提案を競争参加者に自由に求めることによって、大手総合建設業の技術力を活用し、工事目的物のさらなる品質向上を目指す

- ①指定テーマ(発注者指定課題)に対して技術提案を求める
 - ・発注者が工事内容に応じて、予め課題を指定する
 - ・発注者指定の課題に対し、技術提案を最大5提案求め、評価する
- ②自由テーマとして、競争参加者に課題設定及び技術提案を求める
 - ・当該工事に関する自由課題を求める
 - ・自由課題に対する技術提案を最大5提案求め、評価する

【(Ⅲ-2) 技術提案評価型(分任官S型)】

■地元建設業の技術力を活用する試行工事の実施

- ・分任官工事において、技術提案評価型(S型)を適用し、現場特性や工事目的物の特性に応じた技術提案を求めることにより、地元建設業の持つ技術力の積極的な活用を図ると共に、工事目的物のさらなる品質向上を目指す

- ①指定テーマ(発注者指定課題)に対して技術提案を求める
 - ・発注者が工事内容に応じて、予め課題を指定する
 - ・発注者指定の課題に対し、技術提案を最大3提案求め、評価する
- ②一括審査方式の適用を可能とし、競争参加者及び発注者双方の事務負担軽減を図る

※本官工事とは発注予定金額の3億円以上、分任官工事とは発注予定金額の3億円未満の工事

※評価基準は【参考資料】を参照

■ ■ 平成27年度 試行工事の概要 ■ ■

【Ⅲ】民間技術力を活用する多様な入札方式の展開 ～「技術提案重視型」の展開～ 【(Ⅲ-3)施工能力評価型(施工計画評価型)】

■現場条件を熟知した地元建設業の技術力を活用する試行工事の実施

・分任官工事において、競争参加者の技術者、企業の評価に加え、施工計画の評価を行うことにより、現場条件を熟知した地元建設業の技術力を活用することで、工事目的物のさらなる品質向上を目指す

- ①総合評価項目において、施工計画を求める
 - ・発注者が「環境対策」「安全対策」「品質確保」「工程管理」「関係機関との調整」より当該工事の現場条件にあった課題を発注者が2項目設定する
 - ・設定した2項目の課題に対して、それぞれ施工計画を求め、評価する
- ②総合評価項目において、技術者能力(工事实績)の見直し
 - ・技術者に求める工事实績を1件とし、実績の少ない若手技術者等の登用促進を図る
 - ・技術者に求める工事实績について、現場代理人の工事实績を監理(主任)技術者と同等評価することで、若手技術者等の登用促進を図る
- ③一括審査方式の適用を可能とし、競争参加者及び発注者双方の事務負担軽減を図る

※評価基準は【参考資料】を参照

※本官工事とは発注予定金額の3億円以上、分任官工事とは発注予定金額の3億円未満の工事

【Ⅳ】地元建設業者や地元資材の積極的な活用 ～地元建設業者の活性化～ 【(Ⅳ-1)地元企業活用評価型】

■地元建設業者の活用や地元企業からの資材購入を総合評価で加点する試行工事の実施

・県外大手企業が参加対象となる工事において、地元企業の下請け活用や資材等の地元企業からの調達促進を図るため、総合評価落札方式で地元企業からの活用について評価を行い、地元企業の活性化、地場企業の育成を期待する

・一般土木(B)、PC(セグメント桁除く)及び建築(B)で試行を実施

H26発注タイプ	技術提案	配置予定技術者の能力	企業の施工実績					合計
			必須項目	配置予定技能者表彰及び登録基幹技能者配置	下請予定業者の表彰実績	地域貢献等	地元企業活用比率	
技術提案評価型	30	15	9	2	1	—	3	60
施工能力評価型	—	20	12	2	1	2	3	40

※評価基準は【参考資料】を参照

一括審査方式の試行方針

目的

- ①技術審査業務の負担軽減。
- ②発注者・競争参加者双方の入札手続きの効率化により予算の早期執行を図る。

要旨

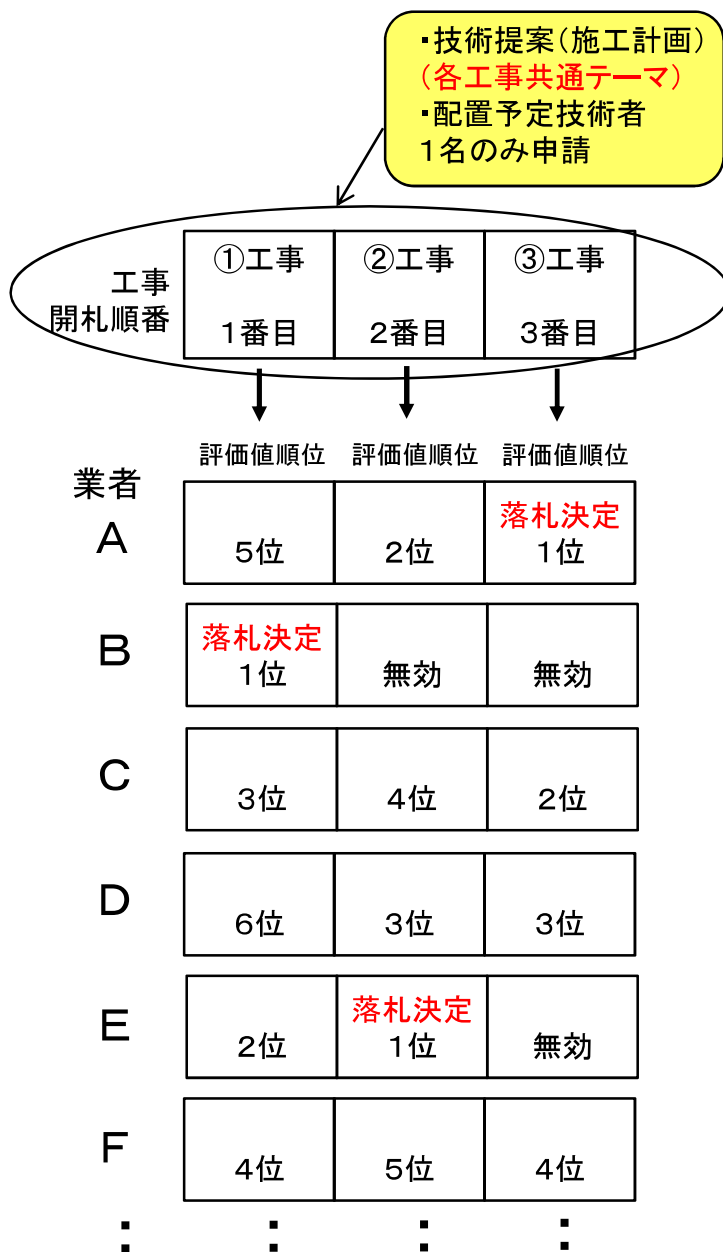
参加資格要件等を共通化できる**複数工事の発注**が同時期に予定されている場合、競争参加者からの**技術資料**の提出は、**1つのみ**とし発注者・競争参加者双方の**業務負担の軽減**を図るとともに**スピーディな**予算の執行に寄与する。

一括審査方式の内容

- ①**複数工事**の発注に対して**同一テーマの技術提案(施工計画)**を求める。
- ②**入札**は、**すべての工事**または、**希望する工事のみ**札を入れる。
- ③入札説明書で示した開札順番ごとに開札し、**工事ごとに評価値の最も高い者に落札決定**する。
- ④なお、受注した企業は、工事に専念し**確実な施工**を実施する体制の構築が求められるため、**1公告に配置できる予定技術者**は、技術提案(施工計画)を熟知し**確実に履行できる1名**としてリスクの分散を図る。
- ⑤**落札決定**し、配置予定技術者がなくなった企業は、以降の**入札は無効扱い**とする。

【イメージ図】

複数工事一括発注



【参考資料】

各試行工事における評価基準(案)

施工能力評価型(Ⅰ型・Ⅱ型)【河川・道路】 若手技術者評価型 【平成27年度】
 評価項目の満点に対しての評価割合(率) A:100%、B:75%、C:50%、D:25%、E:0%
 a:100%、b:83%、c:67%、d:50%、e:33%、f:17%、g:0%

分類	評価項目	評価内容	評価段階	評価基準	Ⅰ型		Ⅱ型		
					得点	評価	得点	評価	
施工計画	「設計図書(標準案)の範囲内で施工上配慮すること」(1提案を基本とする)	当該工事を設計図書(標準案)の範囲内で施工する上で重点的に配慮すべきことを求める	2段階	記載が適切であれば可とし、不適切であれば不可とする。また、記述がない場合も不可とする。	—	—			
技術者の能力等	必須	工事実績	過去15か年間に完成した同種工事の内、申請された1件の工事実績	2段階	より同種性の高い工事の実績あり:A 同種性が認められる工事の実績あり:E	2.0		2.0	
		工事成績	地方整備局(港湾空港関係を除く)発注及び北海道開発局(河川・道路、営繕事業部門)発注の過去4か年度+当該年度の同種工事の内、申請された1件の工事成績	7段階	80点以上:a 79点:b 78点:c 77点:d 76点:e 75点:f 74点以下:g	4.0		4.0	
		表彰(優秀技術者)	地方整備局(港湾空港関係を除く)及び北海道開発局(河川・道路、営繕事業部門)より表彰を受けた工事における申請された直近4か年の実績(〇〇関係工事に限る)	3段階	局長表彰:A 事務所長表彰及び部長表彰:C なし:E	2.0		2.0	
		配置予定技術者の資格	1級〇〇施工管理技士の経験(〇〇は工程によって「土木」「建築」「電気工事」「管工事」又は「造園」となる)	3段階	5年以上:A 2年以上5年未満:C 2年未満:E	1.0		1.0	
	オプション項目	継続教育(CPD)の状況	継続教育(CPD)の単位を各団体推奨単位以上取得(証明日が技術資料等提出期限から過去1年以内であること。単位取得証明期間は、技術資料等提出期限から過去1年以内の日付が含まれていること。)	2段階	推奨単位以上取得:A なし:E	1.0		1.0	
	指定する工事の施工実績	指定する工事の施工実績の有無	2段階	あり:A なし:E	1.0		1.0		
企業の能力等	必須	工事実績	過去15か年間に完成した同種工事の施工実績規模 ただし、複数の実績を申請した場合は、そのうちの最低の実績をもって評価点を与える	3段階	より同種性の高い工事の実績あり:A 同種性の高い工事の実績あり:C 同種性が認められる工事の実績あり:E	2.0		2.0	
		工事成績	九州地方整備局(港湾空港関係を除く)の発注した当該工事種別の過去4か年度+当該年度の工事成績の平均	7段階	80点以上:a 78点以上80点未満:b 76点以上78点未満:c 74点以上76点未満:d 72点以上74点未満:e 70点以上72点未満:f 70点未満:g	3.0		3.0	
		表彰(安全施工、優良施工、災害復旧等功労業者、VE提案優良業者)、工事成績優秀企業の認定	九州地方整備局(港湾空港関係を除く)より表彰を受けた工事における申請された直近2か年の実績(〇〇関係工事に限る)	3段階	局長表彰、認定:A 事務所長表彰:C なし:E	2.0		2.0	
		工事の手持ち状況	当該工事種別の地盤内当該年度施工額÷当該工事種別の過去5年度の地盤内平均施工額	5段階	0.2未満:A、0.4未満:B、0.6未満:C、0.8未満:D、0.8以上:E	2.0		2.0	
		支援体制	企業による若手技術者の支援体制を評価	5段階	支援体制の適切性を5段階で評価	5.0		5.0	
					10		10		
					14		14		

分類	評価項目	評価内容	評価段階	評価基準	I 型	II 型
地域貢献等 オプション項目	災害協定に基づく活動実績【一般土木、維持修繕、As舗装は必須】	過去2か年度+当該年度の災害協定に基づく活動実績(国・県・市町村等)なお、直接協定締結の評価は、当該年度に限る。	4段階	災害協定に基づいた活動実績あり:A、 直轄事業との災害協定に基づいた巡視等の実績あり:B、 直接災害協定の締結あり活動実績なし:C、 直接災害協定の締結なし:E	2.0	2.0
	維持工事等の実績	過去1か年度+当該年度に完成した工期5ヶ月以上の維持工事等(橋梁補修、構造物補修、設備補修、道路・河川維持工事)の実績	3段階	九州地方整備局の実績あり:A、 県又は市町村の実績あり:C、 なし:E	2.0	2.0
	近隣地域内工事の実績	過去5か年度+当該年度の実績	3段階	3件以上:A、1から2件:C、 なし:E	2.0	2.0
	継続的な技術者保有に基づく信頼度	10年以上雇用する1級〇〇施工管理技士を取得している人数	3段階	5名以上:A、2名以上:C、 2名未満:E	2.0	2.0
	継続的な営業に基づく信頼度	営業年数の継続性	3段階	30年以上:A、15年以上:C、 15年未満:E	2.0	2.0
	工事の確実かつ円滑な実施体制としての拠点	指定する地域内における本店の所在	2段階~ 3段階	地域内に本店あり:A、 地域内に本店なし:E 又は、 地域内に本店あり:A、 地域内近郊に本店あり:C、 地域内に本店なし:E	2.0	2.0
	専門工種の施工機械自社保有状況	指定する建設機械の自社保有又はリース(〇年以上)状況	3段階	自社保有:A、リース〇年:C、 なし:E	2.0	2.0
減点項目	九州地方整備局又は九州7県の地方公共団体の「指名停止」「文書注意」等の措置に対して減点	2段階	指名停止:加算点満点の10% 文書注意:加算点満点の5%	▲3.0又は1.5	▲3.0又は1.5	
合計					30	30

施工能力評価型(I型・II型)【河川・道路】 若手技術者配置評価型

【平成27年度】

評価項目の満点に対しての評価割合(率) A:100%、B:75%、C:50%、D:25%、E:0%
a:100%、b:83%、c:67%、d:50%、e:33%、f:17%、g:0%

分類	評価項目	評価内容	評価段階	評価基準	I 型	II 型
必須	施工計画	「設計図書(標準案)の範囲内で施工上配慮すること」(1提案を基本とする)	2段階	当該工事を設計図書(標準案)の範囲内で施工の上で重点的に配慮すべきことを求める	記載が適切であれば可とし、不適切であれば不可とする。また、記述がない場合も不可とする。	-
	工事実績	過去15か年間に完成した同種工事内の、申請された1件の工事実績	3段階	より同種性の高い工事において、監理(主任)技術者あるいは現場代理人として従事。A より同種性の高い工事において、担当技術者として従事。または、同種性が認められる工事において、監理(主任)技術者あるいは現場代理人として従事。C 同種性が認められる工事において、担当技術者として従事。E	4.0	4.0
	工事成績	地方整備局(港湾空港関係を除く)発注及び北海道開発局(河川・道路、富樫事業部門)発注の過去4か年度+当該年度の同種工事内の、申請された1件の工事成績	7段階	80点以上:a 79点:b 78点:c 77点:d 76点:e 75点:f 74点以下:g	8.0	8.0
	表彰(優秀技術者)	地方整備局(港湾空港関係を除く)及び北海道開発局(河川・道路、富樫事業部門)より表彰を受けた工事における申請された直近4か年の実績(〇〇関係工事に限る)	3段階	局長表彰:A 事務所長表彰及び部長表彰:C なし:E	3.0	3.0
	配置予定技術者の資格	1級土木施工管理技士の経験 又は、配置予定技術者が1級土木施工管理技士の経験を有し、指導員として現場に1級土木施工管理技士の経験を有するベテラン技術者を配置	4段階	{指導員の同時配置} 【配置技術者:5年以上10年未満】+【10年以上の資格経験を有する指導員の配置】:A 【配置技術者:3年以上5年未満】+【5年以上の資格経験を有する指導員の配置】:B 【配置技術者:3年未満】+【3年以上の資格経験を有する指導員の配置】:C 経験なし:E	1.0	1.0
	配置予定技術者の資格【造園工事及び工事種別が電気設備、通信設備、受変電設備の場合】	1級〇〇施工管理技士の経験(〇〇は工程によって「造園」又は「電気」となる)	3段階	10年以上:A 3年以上10年未満:C 3年未満:E	1.0	1.0
	技術者の配置(資格)	技術者として35歳以下の若手技術者を専任配置	4段階	現場代理人または担当技術者として35歳以下の技術者(1級土木施工管理技士)を専任配置:A 現場代理人または担当技術者として35歳以下の技術者(2級土木施工管理技士)を専任配置:B 現場代理人または担当技術者として35歳以下の技術者(資格無し)を専任配置:C 配置しない:E	3.0	3.0
	継続教育(OPD)の状況	継続教育(OPD)の単位を各団体推奨単位以上取得(証明日が技術資料等提出期限から過去1年以内であること。単位取得証明期間は、技術資料等提出期限から過去1年以内の日付が含まれていること。)	2段階	推奨単位以上取得:A なし:E	1.0	1.0
	指定する工事の施工実績	指定する工事の施工実績の有無	2段階	あり:A なし:E	1.0	1.0
	発注者の指定する資格保有技術者	発注者の指定する資格保有技術者を配置できること(配置予定技術者またはそれ以外)	2段階~ 3段階	資格あり配置可:A、それ以外:E または 被教育者:A、ひとつ有:C、 なし:E 等、適宜設定可	1.0	1.0
その他	工事特性により適宜設定可	2段階~ 3段階	工事特性により適宜設定可	1.0	1.0	
合計					20	20

分類	評価項目	評価内容	評価段階	評価基準	I 型	II 型
企業 の 能力等	工事実績	過去15か年間に完成した同種工事の施工実績規模 ただし、複数の実績を申請した場合は、そのうちの最 低の実績をもって評価点を与える	3段階	より同種性の高い工事の実績あり:A 同種性の高い工事の実績あり:C 同種性が認められる工事の実績あり:E	2.0	2.0
	工事成績	九州地方整備局(港湾空港関係を除く)の発注した当 該工事種別の過去4か年度+当該年度の工事成績の 平均	7段階	80点以上:a 78点以上80点未満:b 76点以上78点未満:c 74点以上76点未満:d 72点以上74点未満:e 70点以上72点未満:f 70点未満:g	4.0	4.0
	表彰(安全施工、優良施 工、災害復旧等功労業 者、VE提案優良業者)、 工事成績優秀企業の認定	九州地方整備局(港湾空港関係を除く)より表彰を受 けた工事における申請された直近2か年の実績(〇〇 関係工事に限る)	3段階	局長表彰、認定:A 事務所長表彰:C なし:E	2.0	2.0
	工事の手持ち状況	当該工事種別の地盤内当該年度施工額+当該工事 種別の過去5年度の地盤内平均施工額	5段階	0. 2未満:A、0. 4未満:B、 0. 6未満:C、0. 8未満:D、 0. 8以上:E	4.0	4.0
	〇〇エへ配置する配置予 定建設技術者の表彰実績 及び登録基幹技術者の配 置 【但し、工程によってはオ プションとする】	本工程の指定する工種への建設現場における配置予 定建設技術者の平成4年以降の表彰実績及び登録基 幹技術者の配置	4段階	優秀施工者国土交通大臣顕彰(建設マスター)(大臣表彰) 及び国土交通功労者表彰(優秀現場従事者)(局長表彰): A、 国土交通功労者表彰(優秀現場従事者)(事務所長表彰): B、 当該工事内容に該当する登録基幹技術者の配置:C、 なし:E	2.0	2.0
	下請け予定業者の表彰実 績	平成18年度以降の表彰実績	2段階	優良工事における下請業者表彰 (事務所長表彰):A、なし:E	1.0	1.0
	〇〇工事の実績	入札参加要件(同種条件)では設定していない指定す る工事の施工実績	2段階~ 3段階	実績あり:A、なし:E または、 〇件以上:A、 1件以上~〇件未満:C、なし:E	1.0	1.0
	新技術の活用	有用な新技術を当該工事活用	3段階	NETIS登録の推奨技術、準推奨技術、評価促進技術、設 計比較対象技術、小規模優良技術、活用促進技術の活 用:A 上記以外のNETIS登録技術の活用:C なし:E	1.0	1.0
	情報化施工技術の活用	情報化施工技術を当該工事で活用	2段階	活用あり:A、 活用なし:E	1.0	1.0
	ISOの認証取得状況	ISO9001、14001の認証取得状況	3段階	両方取得:A、どちらか取得:C、なし:E	1.0	1.0
建設業労働安全衛生マ ネジメントシステム等の認証	建設業労働災害防止協会策定の「労働安全衛生マ ネジメントシステム」等の取得状況	2段階	取得:A、なし:E	1.0	1.0	
建設業労働災害防止協会 加入	建設業労働災害防止協会へ加入の有無	2段階	加入:A、なし:E	1.0	1.0	
建設業退職金共済制度加 入	制度に加入の有無	2段階	加入:A、なし:E	1.0	1.0	
その他評価すべき項目	-	-	-	1.0	1.0	
合 計					14	14

分類	評価項目	評価内容	評価段階	評価基準	I 型	II 型	
地域 貢献等	災害協定に基づく 活動実績 【一般土木、維持修繕、A 領域は必須】	過去2か年度+当該年度の災害協定に基づく活動実 績(国・県・市町村等)。なお、直接協定締結の評価 は、当該年度に限る。	4段階	災害協定に基づいた活動実績あり:A、 直轄事業との災害協定に基づいた巡視等の実績あり:B、 直接災害協定の締結あり活動実績なし:C、 直接災害協定の締結なし:E	2.0	2.0	
	維持工事等の実績	過去1か年度+当該年度に完成した工期5ヶ月以上の 維持工事等(橋梁補修、構造物補修、設備補修、道 路・河川維持工事)の実績	3段階	九州地方整備局の実績あり:A、 県又は市町村の実績あり:C、 なし:E	2.0	2.0	
	近隣地域内工事の実績	過去5か年度+当該年度の実績	3段階	3件以上:A、1から2件:C、 なし:E	2.0	2.0	
	継続的な技術者保有に基 づく信頼度	10年以上雇用する1級〇〇施工管理技士を取得して いる人数	3段階	5名以上:A、2名以上:C、 2名未満:E	2.0	2.0	
	継続的な営業に基づく信 頼度	営業年数の継続性	3段階	30年以上:A、15年以上:C、 15年未満:E	2.0	2.0	
	工事の確実かつ円滑な実 施体制としての拠点	指定する地域内における本店の所在	2段階~ 3段階	地域内に本店あり:A、 地域内に本店なし:E 又は、 地域内に本店あり:A、 地域内近郊に本店あり:C、 地域内に本店なし:E	2.0	2.0	
	専門工種の施工機械自社 保有状況	指定する建設機械の自社保有又はリース(〇年以上) 状況	3段階	自社保有:A、リース〇年:C、なし:E	2.0	2.0	
	減点項目	九州地方整備局又は九州7県の地方公共団体の「指 名停止」「文書注意」等の措置に対して減点	2段階	指名停止:加算点満点の10% 文書注意:加算点満点の5%	▲4.0又は2.0	▲4.0又は2.0	
	合 計					40	40

技術提案評価型(S型)【河川・道路】

【平成27年度】

《分任官S型》

評価項目の満点に対しての評価割合(率) A:100%、B:75%、C:50%、D:25%、E:0%
a:100%、b:83%、c:67%、d:50%、e:33%、f:17%、g:0%

分類	評価項目	評価内容	評価段階	評価基準	WTO以外
技術提案	目的物の性能・機能に関する事項、社会的要請に関する事項、総合的なコストに関する事項及び施工計画に係る技術提案(1テーマとする。1テーマあたり3提案までを基本とする。)	発注者が指定した評価項目に係る技術提案に基づく施工計画等	提案に合わせた段階数を設定	提案毎に評価を行い、加算点は提案毎の点数の合計とする。 (3段階評価の例) 高い効果が期待できる⇒「優」:10点 効果が期待できる⇒「良」:5点 一般的事項のみの記載となっている⇒「可」:0点	30.0 30
技術者の能力等	必須	工事実績	3段階	より同種性の高い工事において、監理(主任)技術者あるいは現場代理人として従事:A より同種性の高い工事において、担当技術者として従事、または、同種性が認められる工事において、監理(主任)技術者あるいは現場代理人として従事:C 同種性が認められる工事において、担当技術者として従事:E	4.0
		工事成績	7段階	80点以上:a 79点:b 78点:c 77点:d 76点:e 75点:f 74点以下:g	8.0
		表彰(優秀技術者)	3段階	局長表彰:A 事務所長表彰及び部長表彰:C なし:E	3.0
企業の能力等	必須	工事実績	3段階	過去15か年間に完成した同種工事の施工実績規模 ただし、総数の実績を申請した場合は、そのうちの最低の実績をもって評価点を与える	6.0
		工事成績	7段階	九州地方整備局(港湾空港関係を除く)の発注した当該工事種別の過去4か年間の工事成績の平均	6.0
		表彰(安全施工、優良施工、災害復旧等功労業者、VE提案優良業者)、工事成績優秀企業の認定	3段階	局長表彰、認定:A 事務所長表彰及び部長表彰:C なし:E	3.0
ヒアリング	必要に応じて実施	技術提案に対する理解度	3段階	提案を十分に理解している:×1.0 提案を理解している:×0.5 上記以外:×0.0	技術提案の点数に乗じる
		監理能力	3段階	十分な監理能力が確認できる:×1.0 一定の監理能力が期待できる:×0.5 上記以外:×0.0	技術者の工事実績の点数に乗じる
	減点項目	九州地方整備局又は九州7県の地方公共団体の「指名停止」「文書注意」等の措置に対して減点	2段階	指名停止:加算点満点の10% 文書注意:加算点満点の5%	▲6.0又は3.0
合計					60

施工能力評価型(I型・II型)【河川・道路】

《施工計画評価型》

【平成27年度】

評価項目の満点に対しての評価割合(率) A:100%、B:75%、C:50%、D:25%、E:0%
a:100%、b:83%、c:67%、d:50%、e:33%、f:17%、g:0%

分類	評価項目	評価内容	評価段階	評価基準	I型 (施工計画評価)	
施工計画	「設計図書(標準案)の範囲内で施工上配慮すること」(2提案を基本とする)	当該工事を設計図書(標準案)の範囲内で施工する上で重点的に配慮すべきことを求める	3段階	「環境対策」「安全対策」「品質確保」「工程管理」「関係機関との調整」より当該工事の現場条件にあった課題(5項目から2項目を定める)の記載について、それぞれ「優、可、不可」の3段階を行い、2つの評価の合計点とする。 「優」⇒5点 「可」⇒0点 「不可」⇒「×」 2項目とも「不可」だった場合、「参加資格なし」	10.0 10	
技術者の能力等	必須	工事実績	3段階	過去15か年間に完成した同種工事の内、申請された1件の工事実績	より同種性の高い工事において、監理(主任)技術者あるいは現場代理人として従事:A より同種性の高い工事において、担当技術者として従事、または、同種性が認められる工事において、監理(主任)技術者あるいは現場代理人として従事:C 同種性が認められる工事において、担当技術者として従事:E	3.0
		工事成績	7段階	地方整備局(港湾空港関係を除く)発注及び北海道開発局(河川・道路、営繕事業部門)発注の過去4か年度+当該年度の同種工事の内、申請された1件の工事成績	80点以上:a 79点:b 78点:c 77点:d 76点:e 75点:f 74点以下:g	6.0
		表彰(優秀技術者)	3段階	地方整備局(港湾空港関係を除く)及び北海道開発局(河川・道路、営繕事業部門)より表彰を受けた工事における申請された直近4か年の実績(〇〇関係工事に限る)	局長表彰:A 事務所長表彰及び部長表彰:C なし:E	3.0
		配置予定技術者の資格【下記以外】	4段階	1級土木施工管理技士の経験又は、配置予定技術者が1級土木施工管理技士の経験を有し、指導員として現場に1級土木施工管理技士の経験を有するベテラン技術者を配置	10年以上:A 5年以上10年未満:B 3年以上5年未満:C 3年未満:E	1.0
	配置予定技術者の資格【道園工事及び工事種別が電気設備、通信設備、変電設備の場合】	3段階	1級〇〇施工管理技士の経験(〇〇は工種によって「道園」又は「電気」となる)	10年以上:A 3年以上10年未満:C 3年未満:E	1.0	
オプション項目	継続教育(GPD)の状況	2段階	継続教育(CPD)の単位を各団体推奨単位以上取得 (証明日が技術資料等提出期限から過去1年以内であること。単位取得証明期間は、技術資料等提出期限から過去1年以内の日付が含まれていること。)	推奨単位以上取得:なし:E	1.0	
	指定する工事の施工実績	2段階	指定する工事の施工実績の有無	あり:A なし:E	1.0	
	発注者の指定する資格保有技術者	2段階～3段階	発注者の指定する資格保有技術者を配置できること(配置予定技術者またはそれ以外)	資格あり配置可:A、それ以外:E または 複数有:A、ひとつ有:C、なし:E 等、適宜設定可	1.0	
その他	2段階～3段階	工事特性により適宜設定可	工事特性により適宜設定可	1.0		

分類	評価項目	評価内容	評価段階	評価基準	I型 (施工計画評価)			
企業 の 能力 等	必須	工事実績	3段階	より同種性の高い工事の実績あり:A 同種性の高い工事の実績あり:C 同種性が認められる工事の実績あり:E	12			
	工事成績	九州地方整備局(港湾空港関係を除く)の発注した当該工事種別の過去4か年度・当該年度の工事成績の平均	7段階	80点以上:a 78点以上80点未満:b 76点以上78点未満:c 74点以上76点未満:d 72点以上74点未満:e 70点以上72点未満:f 70点未満:g				
	表彰(安全施工、優良施工、災害復旧等功労業者、VE提案優良業者)、工事成績優秀企業の認定	九州地方整備局(港湾空港関係を除く)より表彰を受けた工事における申請された直近2か年の実績(○関係工事に限る)	3段階	局長表彰、認定:A 事務所長表彰:C なし:E				
	工事の手持り状況	当該工事種別の地盤内当該年度施工額→当該工事種別の過去5年度の地盤内平均施工額	5段階	0.2未満:A、0.4未満:B、 0.6未満:C、0.8未満:D、 0.8以上:E				
地域貢献等	オプション項目(2項目を選択)	災害協定に基づく活動実績【一般土木、維持修繕、As舗装は必須】	4段階	災害協定に基づいた活動実績あり:A、 直轄事業との災害協定に基づいた巡視等の実績あり:B、 直接災害協定の締結あり活動実績なし:C、 直接災害協定の締結なし:E	4			
		維持工事等の実績	過去1か年度+当該年度に完成した工期5ヶ月以上の維持工事等(橋梁補修、構造物補修、設備補修、道路・河川維持工事)の実績	3段階		九州地方整備局の実績あり:A、 県又は市町村の実績あり:C、 なし:E		
		近隣地域内工事の実績	過去5か年度+当該年度の実績	3段階		3件以上:A、1から2件:C、 なし:E		
		継続的な技術者保有に基づく信頼度	10年以上雇用する1級〇〇施工管理技士を取得している人数	3段階		5名以上:A、2名以上:C、 2名未満:E		
		継続的な営業に基づく信頼度	営業年数の継続性	3段階		30年以上:A、15年以上:C、 15年未満:E		
		工事の確実かつ円滑な実施体制としての拠点	指定する地域内における本店の所在	2段階~ 3段階		地域内に本店あり:A、 地域内に本店なし:E 又は、 地域内に本店あり:A、 地域内近郊に本店あり:C、 地域内に本店なし:E		
		専門工種の施工機械自社保有状況	指定する建設機械の自社保有又はリース(〇年以上)状況	3段階		自社保有:A、リース〇年:C、なし:E		
		減点項目	九州地方整備局又は九州7県の地方公共団体の「指名停止」(文書注意)等の措置に対して減点	2段階		指名停止:加算点満点の10% 文書注意:加算点満点の5%	▲4.0又は2.0	
		合計					40	

技術提案評価型(S型)【河川・道路】 地元企業活用評価型 【平成27年度】

評価項目の満点に対しての評価割合(率)A:100%、B:75%、C:50%、D:25%、E:0%
a:100%、b:83%、c:67%、d:50%、e:33%、f:17%、g:0%

分類	評価項目	評価内容	評価段階	評価基準	WTO以外			
技術 提案	技術提案	発注者が指定した評価項目に係る技術提案に基づく施工計画等	提案に見合った段階数を設定	提案毎に評価を行い、加算点は提案毎の点数の合計とする。 (3段階評価の例) 1テーマ30点で5提案の場合 高い効果が期待できる⇒「優」:6点 効果が期待できる⇒「良」:5点 一般的事項のみの記載となっている⇒「可」:0点	30.0	30		
	必須	工事実績	3段階	過去15か年間に完成した同種工事の内、申請された1件の工事実績	4.0	15		
技術者 の 能力 等	工事成績	地方整備局(港湾空港関係を除く)発注及び北海道開発局(河川・道路、管轄事業部門)発注の過去4か年度+当該年度の同種工事の内、申請された1件の工事成績	7段階	80点以上:a 79点 78点 77点 76点 75点 74点以下:g	8.0			
	表彰(優秀技術者)	地方整備局(港湾空港関係を除く)及び北海道開発局(河川・道路、管轄事業部門)より表彰を受けた工事における申請された直近4か年の実績(○関係工事に限る)	3段階	局長表彰:A 事務所長表彰及び部長表彰:C なし:E	3.0			
企業 の 能力 等	必須	工事実績	3段階	過去15か年間に完成した同種工事の施工実績規模 ただし、複数の実績を申請した場合は、そのうちの最低の実績をもって評価点を与える	3.0	15		
		工事成績	7段階	80点以上:a 78点以上80点未満:b 76点以上78点未満:c 74点以上76点未満:d 72点以上74点未満:e 70点以上72点未満:f 70点未満:g	4.0			
		表彰(安全施工、優良施工、災害復旧等功労業者、VE提案優良業者)、工事成績優秀企業の認定	3段階	局長表彰、認定:A 事務所長表彰及び部長表彰:C なし:E	2.0			
		〇〇工へ配置する配置予定建設技術者の表彰実績及び登録基幹技術者の配置	4段階	優秀施工者国土交通大臣表彰(建設(2次))、大臣表彰)及び国土交通功労者表彰(優秀現場従事者)(局長表彰):A、 国土交通功労者表彰(優秀現場従事者)(事務所長表彰):B、 当該工事内容に該当する登録基幹技術者の配置、C、	2.0			
		下請け予定業者の表彰実績	2段階	優良工事における下請業者表彰(事務所長表彰):A、なし:E	1.0			
		地元企業活用比率	5段階	権限値以上の最も比率の高いものを優位に評価する。	3.0			
		必要に応じて実施	技術提案に対する理解度	技術提案の内容の理解度を求める	3段階		提案を十分に理解している:×1.0 提案を理解している:×0.5 上記以外:×0.0	技術提案の点数に乗じる
		監理能力	同種工事の監理能力について確認する	3段階	十分な監理能力が確認できる:×1.0 一定の監理能力が期待できる:×0.5 上記以外:×0.0		技術者の工事実績の点数に乗じる	
		減点項目	九州地方整備局又は九州7県の地方公共団体の「指名停止」(文書注意)等の措置に対して減点	2段階	指名停止:加算点満点の10% 文書注意:加算点満点の5%		▲6.0又は3.0	
		合計					60	

施工能力評価型(Ⅰ型・Ⅱ型)【河川・道路】 地元企業活用評価型 【平成27年度】

評価項目の満点に対しての評価割合(率) A:100%、B:75%、C:50%、D:25%、E:0%
a:100%、b:83%、c:67%、d:50%、e:33%、f:17%、g:0%

分類	評価項目	評価内容	評価段階	評価基準	Ⅰ型		Ⅱ型	
施工計画	「設計図書(標準案)の範囲内で施工上配慮すること」(1提案を基本とする)	当該工事を設計図書(標準案)の範囲内で施工する上で重点的に配慮すべきことを求める	2段階	記載が適切であれば可とし、不適切であれば不可とする。また、配慮がない場合も不可とする。	-	-		
必須	工事実績	過去15か年間に完成した同種工事の内、申請された1件の工事実績	3段階	より同種性の高い工事において、監理(主任)技術者あるいは現場代理人として従事:A より同種性の高い工事において、担当技術者として従事、または、同種性が認められる工事において、監理(主任)技術者あるいは現場代理人として従事:C 同種性が認められる工事において、担当技術者として従事:E	5.0		5.0	
	工事成績	地方整備局(港湾空港関係を除く)発注及び北海道開発局(河川・道路、當轄事業部門)発注の過去4か年度・当該年度の同種工事の内、申請された1件の工事成績	7段階	80点以上:a 79点:b 78点:c 77点:d 76点:e 75点:f 74点以下:g	10.0		10.0	
	表彰(優秀技術者)	地方整備局(港湾空港関係を除く)及び北海道開発局(河川・道路、當轄事業部門)より表彰を受けた工事における申請された直近4か年の実績(○関係工事に限る)	3段階	局長表彰:A 事務所長表彰及び部長表彰:C なし:E	3.0		3.0	
	配置予定技術者の資格【下記以外】	1級土木施工管理技士の経験又は、配置予定技術者が1級土木施工管理技士の経験を有し、指導員として現場に1級土木施工管理技士の経験を有するベテラン技術者を配置	4段階	《指導員の同時配置》 【配置技術者:5年以上10年未満】+【10年以上の資格経験を有する指導員の配置】A 【配置技術者:3年以上5年未満】+【5年以上の資格経験を有する指導員の配置】B 【配置技術者:3年未満】+【3年以上の資格経験を有する指導員の配置】C 経験なし:E	1.0		1.0	
配置予定技術者の資格【造園工事及び工事種別が電気設備、通信設備、変電設備の場合】	1級〇〇施工管理技士の経験(〇〇は工種によって「造園」又は「電気」となる)	3段階	10年以上:A 3年以上10年未満:C 3年未満:E	1.0		1.0		
オプション項目	継続教育(CPD)の状況	継続教育(OPD)の単位を各団体推奨単位以上取得(証明日が技術資料等提出期限から過去1年以内であること。単位取得証明期間は、技術資料等提出期限から過去1年以内の目付が含まれていること。)	2段階	推奨単位以上取得:A なし:E	1.0		1.0	
	指定する工事の施工実績	指定する工事の施工実績の有無	2段階	あり:A なし:E	1.0		1.0	
	発注者の指定する資格保有技術者	発注者の指定する資格保有技術者を配置できること(配置予定技術者またはそれ以外)	2段階~3段階	資格あり配置可:A、それ以外:E または 複数有:A、ひとつ有:C、なし:E 等、適宜設定可	1.0		1.0	
	その他	工事特性により適宜設定可	2段階~3段階	工事特性により適宜設定可	1.0		1.0	

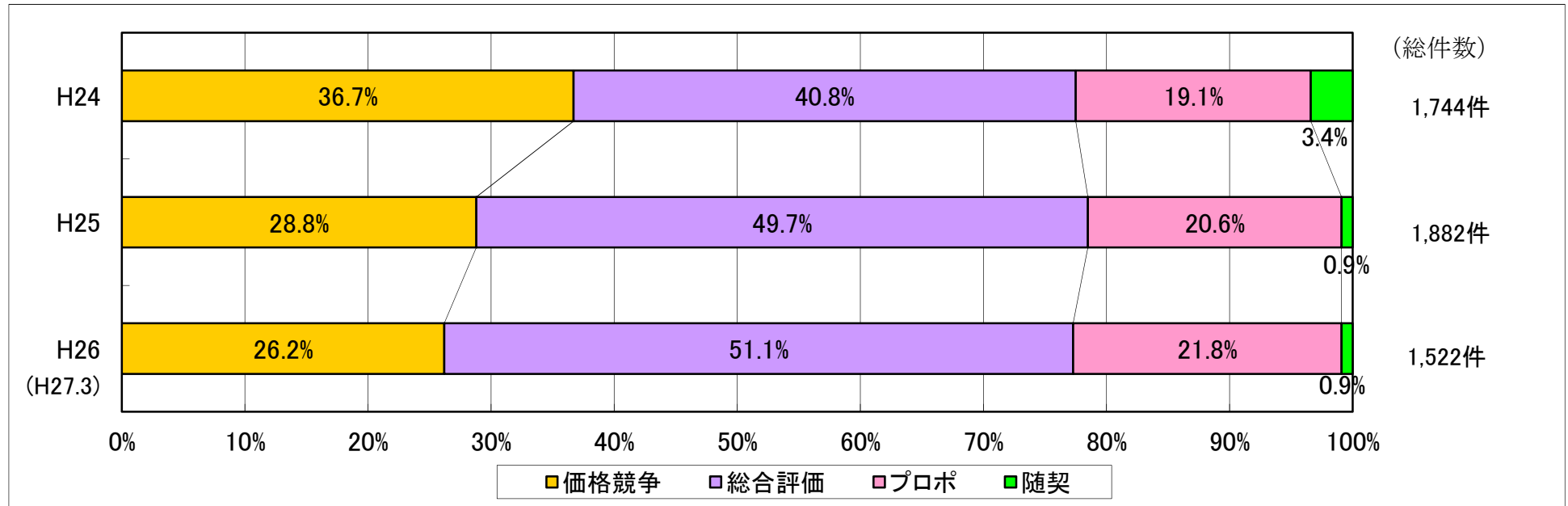
分類	評価項目	評価内容	評価段階	評価基準	Ⅰ型		Ⅱ型	
必須	工事実績	過去15か年間に完成した同種工事の施工実績規模ただし、複数の実績を申請した場合は、そのうちの最低の実績をもって評価点を与える	3段階	より同種性の高い工事の実績あり:A 同種性の高い工事の実績あり:C 同種性が認められる工事の実績あり:E	2.0		2.0	
	工事成績	九州地方整備局(港湾空港関係を除く)の発注した当該工事種別の過去4か年度・当該年度の工事成績の平均	7段階	80点以上:a 78点以上80点未満:b 76点以上78点未満:c 74点以上76点未満:d 72点以上74点未満:e 70点以上72点未満:f 70点未満:g	4.0		4.0	
	表彰(安全施工、優良施工、災害復旧等功労業者、VE提案優良業者)、工事成績優秀企業の認定	九州地方整備局(港湾空港関係を除く)より表彰を受けた工事における申請された直近2か年の実績(○関係工事に限る)	3段階	局長表彰、認定:A 事務所長表彰:C なし:E	2.0		2.0	
	工事の手持ち状況	当該工事種別の地盤内当該年度施工額+当該工事種別の過去5年度の地盤内平均施工額	5段階	0.2未満:A、0.4未満:B、0.6未満:C、0.8未満:D、0.8以上:E	4.0		4.0	
	〇〇工へ配置する配置予定建設技術者の表彰実績及び登録基幹技術者の配置【但し、工種によってはオプションとする】	本工事の指定する工種への建設現場における配置予定建設技術者の平成4年以降の表彰実績及び登録基幹技術者の配置	4段階	優秀施工者国土交通大臣顕彰(建設マスター)(大臣表彰)及び国土交通功労者表彰(優秀現場従事者)(局長表彰):A、 国土交通功労者表彰(優秀現場従事者)(事務所長表彰):B、 当該工事内容に該当する登録基幹技術者の配置:C、 なし:E	2.0		2.0	
下請け予定業者の表彰実績	平成18年度以降の表彰実績	2段階	優良工事における下請業者表彰(事務所長表彰):A、 なし:E	1.0		1.0		
オプション項目	〇〇工事の実績	入札参加要件(兩種条件)では設定していない指定する工種の施工実績	2段階~3段階	実績あり:A、なし:E または、 〇件以上:A、 1件以上~〇件未満:C、 なし:E	1.0		1.0	
	新技術の活用	有用な新技術を当該工事活用	3段階	NETIS登録の推奨技術、準推奨技術、評価促進技術、設計比較対象技術、小規模優良技術、活用促進技術の活用:A 上記以外のNETIS登録技術の活用:C なし:E	1.0		1.0	
	情報化施工技術の活用	情報化施工技術を当該工事で活用	2段階	活用あり:A、 活用なし:E	1.0		1.0	
	ISOの認証取得状況	ISO9001、14001の認証取得状況	3段階	両方取得:A、 どちらか取得:C、 なし:E	1.0		1.0	
	建設業労働安全衛生マネジメントシステム等の認証	建設業労働安全衛生協会策定の「労働安全衛生マネジメントシステム」等の取得状況	2段階	取得:A、 なし:E	1.0		1.0	
建設業労働災害防止協会加入	建設業労働災害防止協会へ加入の有無	2段階	加入:A、 なし:E	1.0		1.0		
建設業退職金共済制度加入	制度に加入の有無	2段階	加入:A、 なし:E	1.0		1.0		
その他評価すべき項目	-	-	-	1.0		1.0		

分類	評価項目	評価内容	評価段階	評価基準	I 型		II 型	
地域貢献等 オプション項目	必須 地元企業活用比率	地元下請け企業との契約比率と地元資材調達比率の合計比率 (比率については、それぞれ、入札価格に対する割合とする。)	5段階	標準値以上の最も比率の高いものを優位に評価する。	3.0	3	3.0	3
	災害協定に基づく活動実績 【一般土木、維持修繕、As舗装は必須】	過去2か年度＋当該年度の災害協定に基づく活動実績(国・県・市町村等)。なお、直接協定締結の評価は、当該年度に限る。	4段階	災害協定に基づいた活動実績あり: A、 直轄事業との災害協定に基づいた 巡視等の実績あり;B、 直接災害協定の締結あり活動実績 なし;C、 直接災害協定の締結なし;E	2.0	2	2.0	2
	維持工事等の実績	過去1か年度＋当該年度に完成した工期5ヶ月以上の維持工事等(橋梁補修、構造物補修、設備補修、道路・河川維持工事)の実績	3段階	九州地方整備局の実績あり;A、 県又は市町村の実績あり;C、 なし;E	2.0		2.0	
	近隣地域内工事の実績	過去5か年度＋当該年度の実績	3段階	3件以上;A、1から2件;C、 なし;E	2.0		2.0	
	継続的な技術者保有に基づく信頼度	10年以上雇用する1級〇〇施工管理技士を取得している人数	3段階	5名以上;A、2名以上;C、 2名未満;E	2.0		2.0	
	継続的な営業に基づく信頼度	営業年数の継続性	3段階	30年以上;A、15年以上;C、 15年未満;E	2.0		2.0	
	工事の確実かつ円滑な実施体制としての拠点	指定する地域内における本店の所在	2段階~ 3段階	地域内に本店あり;A、 地域内に本店なし;E 又は、 地域内に本店あり;A、 地域内近郊に本店あり;C、 地域内に本店なし;E	2.0		2.0	
	専門工種の施工機械自社保有状況	指定する建設機械の自社保有又はリース(〇年以上)状況	3段階	自社保有;A、リース〇年;C、 なし;E	2.0		2.0	
減点項目	九州地方整備局又は九州7県の地方公共団体の「指名停止」「文書注意」等の措置に列して減点	2段階	指名停止:加算点満点の10% 文書注意:加算点満点の5%	▲4.0又は2.0	▲4.0又は2.0			
合 計					40	40		

3. 平成26年度における総合評価実施状況【業務】

年度別発注状況等について

九州地整 業務全体 年度別(H24~H26)調達方式別実施状況と推移



31

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
価格競争	(36.7%) 649	(28.8%) 542	(26.2%) 399
総合評価方式	(40.8%) 724	(49.7%) 934	(51.1%) 777
プロポーザル方式	(19.1%) 339	(20.6%) 389	(21.8%) 332
随意契約	(3.4%) 61	(0.9%) 17	(0.9%) 14
計	(100%) 1,773	(100%) 1,882	(100%) 1,522

※データ: H24.4.1~H27.3.31迄の契約実績(5業種:土木、測量、地質、建築、補償)の全て

4. 女性・若手技術者を登用する試行業務について

国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

Press Release

平成27年5月18日
九州地方整備局

女性・若手技術者を登用する試行業務が決定しました

～女性・若手技術者登用促進・育成による産業競争力強化を目指して～

九州地方整備局では、平成27年度から取り組む「女性・若手技術者の登用促進かつ育成」を目的とした試行予定業務が決定しましたので、お知らせします。
試行予定業務は、「【別紙1】平成27年度試行予定業務リスト」に記載のとおりです。

【試行目的】

九州地方に働く女性及び若手技術者の登用促進・育成による魅力的な職場環境の創出を促し、担い手の中長期的な育成・確保を図ると共に、技術力向上による成果品の品質確保を図る。

【試行概要と試行予定件数】

【女性技術者配置型】・・・11件

担当技術者として女性技術者の配置を1名以上配置した場合にのみ入札参加（指名）資格を与えるものとする。
業務実績には管理技術者、担当技術者のほか業務従事者（事務員・CADオペレータを除く）を加える。

【女性技術者評価型】・・・8件

管理技術者に女性技術者を配置した場合、入札手続きの評価段階において加点評価する。

【若手技術者配置型】・・・12件

管理技術者かつ担当技術者に若手技術者を配置できる者のみに入札参加（指名）資格を与えるものとする。
担当技術者の業務実績には管理技術者、担当技術者のほか業務従事者（事務員・CADオペレータを除く）を加える。

【問い合わせ先】

九州地方整備局 代表電話番号：092-471-6331

九州地方整備局 企画部 技術開発調整官 黒岩 義文（内線3120）

技術管理課 課長補佐 村田 和久（内線3314）

九州地方整備局

平成27年度試行予定業務リスト

ここに掲載する内容は、本記者発表時点の予定であるため、実際に発注する業務がこの内容と異なる場合、または、ここに掲載されていない業務が発注される場合があります。

施行予定 対象業務 件数	事務所名	業務名	入札予定 時期 (四半期)	試行項目		
				女性技術者 配置型	女性技術者 評価型	若手技術者 配置型
1	武雄河川事務所	松浦川水系環境基図作成調査外業務	第2四半期	○		
2	雲仙復興事務所	平成27年度 水無川レーザ測量業務	第2四半期	○		
3	筑後川河川事務所	宮ノ陣地区測量設計業務	第2四半期	○		
4	佐賀国道事務所	大川佐賀道路東与賀IC橋詳細設計業務	第2四半期	○		
5	長崎河川国道事務所	長崎管内橋梁補修設計業務	第2四半期	○		
6	八代河川国道事務所	中尾山トンネル詳細設計業務	第2四半期	○		
7	大分河川国道事務所	大分河川国道管内国道10号道路附属施設外業務	第2四半期	○		
8	佐伯河川国道事務所	平成27年度 佐伯維持管内道路防災点検業務	第2四半期	○		
9	宮崎河川国道事務所	大淀川下流地区河道設計業務	第2四半期	○		
10	大隅河川国道事務所	肝属川管内護岸外測量設計業務	第2四半期	○		
11	大隅河川国道事務所	東九州道(志布志～大崎)志布志地区構造物修正設計業務	第2四半期	○		
12	武雄河川事務所	六角川水系環境基図作成調査外業務	第2四半期		○	
13	遠賀川河川事務所	鯉田堰事業計画検討業務	第2四半期		○	
14	福岡国道事務所	今宿道路真方地区地質調査業務	第2四半期		○	
15	長崎河川国道事務所	長崎管内道路防災点検設計業務	第2四半期		○	
16	八代河川国道事務所	湯出川橋外詳細設計業務	第2四半期		○	
17	緑川ダム管理所	平成27年度 緑川ダム水辺(植物・ダム湖環境基図)調査業務	第2四半期		○	
18	佐伯河川国道事務所	蕨野地区樋管詳細設計外業務	第2四半期		○	
19	川内川河川事務所	平成27年度 川内川河川構造物測量設計業務	第2四半期		○	
20	筑後川ダム統合管理事務所	平成27年度 松原・下釜ダム周辺法面調査業務	第2四半期			○
21	筑後川河川事務所	平成27年度 筑後川・矢部川水系コンクリート劣化調査業務	第2四半期			○
22	北九州国道事務所	平成27年度福岡3号今古賀地区道路詳細設計外業務	第2四半期			○
23	福岡国道事務所	鳥栖久留米道路水屋地区地質調査業務	第2四半期			○
24	佐賀国道事務所	大川佐賀道路盛土観測業務	第3四半期			○
25	佐賀国道事務所	佐賀国道管内交通安全対策測量設計業務	第2四半期			○
26	八代河川国道事務所	平成27年度八代河川国道管内道路管理データ作成業務	第2四半期			○
27	大分河川国道事務所	大分212号三光本耶馬溪道路下屋形橋詳細設計業務	第2四半期			○
28	大分河川国道事務所	大分212号三光本耶馬溪道路跡田トンネル設計業務	第2四半期			○
29	宮崎河川国道事務所	大淀川水系砂防堰堤外詳細設計業務	第3四半期			○
30	鹿児島国道事務所	国道3号御陵下地区外電線共同溝台帳作成業務	第2四半期			○
31	鹿児島国道事務所	平成27年度芦北出水道路米之津橋(4工区)詳細設計業務	第2四半期			○
				11件	8件	12件

女性・若手技術者を登用する試行業務の実施

九州地方に働く女性及び若手技術者の登用促進・育成による魅力的な職場環境の創出を促し担い手の中長期的な育成・確保を図ると共に技術力向上による成果品の品質確保を図ることを目的とする。

1. 試行一覧表

試行項目	試行概要	対象件数	契約方式
I. 女性技術者配置型	担当技術者に女性技術者を配置することを参加資格要件とする。	11件	総合評価
II. 女性技術者評価型	管理技術者に女性技術者を配置した場合に加点評価とする。	8件	総合評価
III. 若手技術者配置型	管理技術者かつ担当技術者に若手技術者を配置することを参加要件とする。	12件	総合評価

2. 試行対象業務

I. 女性技術者配置型

【河川事業】

「河川構造物 詳細設計(樋門・樋管・排水機場等)」「河川水辺の国勢調査」「築堤・護岸設計」

【道路事業】

「構造物詳細・補修設計(一般)」「定期点検、緊急点検」「防災対策設計(詳細設計のみ)」

【測量調査】

「航空レーザ測量」「空中写真測量」及び左記に関連する業務

【地質調査】

「ボーリング調査(設計、解析用)」

II. 女性技術者評価型

【河川事業】

「河川構造物 詳細設計(樋門・樋管・排水機場等)」「河川水辺の国勢調査」「築堤・護岸設計」

【道路事業】

「防災対策設計(詳細設計のみ)」

【地質調査】

「ボーリング調査(設計、解析用)」

III. 若手技術者配置型

総合評価落札方式の対象業務全て

※試行業務選定については、女性技術者が比較的に多くの実績を有する業務において、業務経験が蓄積でき、更なる技術力向上による業務の品質確保が可能と判断される。

女性技術者活用について

入札契約制度

女性技術者登用促進・育成による産業競争力強化を目指して

【試行内容】

1. 女性技術者の登用【女性技術者配置型】

担当技術者に女性技術者の配置を参加資格要件とする業務を実施し、女性技術者の登用促進による担い手育成・確保を促す。

[契約手続き]

- 担当技術者として女性技術者の配置を1名以上配置した場合にのみ入札参加（指名）資格を与える。
ただし、担当技術者として女性技術者を配置する者の参加がなかった場合、男性技術者を配置できる者に入札参加（指名）資格を与える。
- 業務実績には、通常要件設定としている管理技術者及び担当技術者のほか業務従事者（事務員・CADオペレータを除く）を加える。
- 女性担当技術者の業務成績における評価項目の削除。
- ヒアリングを要する場合、女性技術者を同席可能とし、担当業務におけるヒアリングを実施する。ただし、評価の対象としない。
- 継続教育（CPD）を評価項目として必須とする。
- 女性技術者の試行業務を受注した場合、その業務の履行期間中は別件女性試行業務への参加を認めない。ただし、特定又は落札決定された時点で、既に競争参加資格通知又は選定通知を受けている場合は、この限りではない。
- 技術提案には業務内容におけるテーマに加えて、別途「女性技術者の働きやすい職場環境（家庭・子育て支援など）の現状」を設定する。

[その他]

- 業務打合せ時には、やむを得ない場合を除き女性技術者の担当する業務打合せには同席を必須とする。（旅費は、別途計上する）
- 対象業務は、総合評価方式とする。

2. 女性技術者の登用【女性技術者評価型】

管理技術者に、女性技術者の配置を評価項目とする業務を実施し、女性技術者の登用促進による担い手育成・確保を促す。

[契約手続き]

- 管理技術者として男女問わず配置できる者に入札参加（指名）資格を与える。
- 管理技術者に“女性技術者”を配置した場合、入札手続きの評価段階において加点評価する。（年齢制限は設けない）
- 継続教育（CPD）を評価項目として必須とする。
- 女性技術者の試行業務を受注した場合、その業務の履行期間中は別件女性試行業務への参加を認めない。ただし、特定又は落札決定された時点で、既に競争参加資格通知又は選定通知を受けている場合は、この限りではない。
- 技術提案には業務内容におけるテーマに加えて、別途「女性技術者の働きやすい職場環境（家庭・子育て支援など）の現状」を設定する。

[その他]

- 対象業務は、総合評価落札方式とする。

若手技術者活用について

入札契約制度

建設産業の担い手の確保及び育成していくことで魅力ある建設業界の形成を目指して

【試行内容】

3.若年技術者の登用【若手技術者配置型】

管理技術者及び担当技術者に若手担当技術者の配置を参加資格要件とする業務を実施し、若手技術者の技術力向上による担い手育成・確保を促す。

[契約手続き]

- 管理技術者かつ担当技術者に若手技術者を配置できる者のみに入札参加（指名）資格を与える。なお、担当技術者は全数のうち1名以上の配置とする。
ただし、管理技術者かつ担当技術者として若手技術者を配置する者の参加がなかった場合、若手技術者以外を配置できる者に入札参加（指名）資格を与える。
- 本試行の「若手技術者」とは管理技術者は“40歳未満”、担当技術者は“30歳未満”とする。
- 担当技術者の業務実績には、通常要件設定としている管理技術者及び担当技術者のほか業務従事者（事務員・CADオペレータを除く）を加える。
- 担当技術者の業務成績における評価項目の削除。
- ヒアリングを要する場合、若手担当技術者を同席可能とし、担当業務におけるヒアリングを実施する。但し、評価の対象としない。
- 継続教育（CPD）を評価項目として必須とする。
- 若手技術者の試行業務を受注した場合、その業務の履行期間中は別件若手試行業務への参加を認めない。ただし、特定又は落札決定された時点で、既に競争参加資格通知又は選定通知を受けている場合は、この限りではない。
- 技術提案には業務内容におけるテーマに加えて、別途「技術力向上及び働きやすい職場環境の現状」を設定する。

[その他]

- 業務打合せ時には、やむを得ない場合を除き若手技術者の担当する業務打合せには同席を必須とする。（旅費は、別途計上する）
- 対象業務は、総合評価方式とする。

I. 女性技術者配置型について

業務実績を有さない女性技術者に更なる技術力向上が期待されるとともに魅力的な職場環境の確立を促進することによりコンサルタント業務における競争力強化を図る。

要件		参加資格	選定要件	技術評価	補足・留意事項	
基本要件	予決令及び会計令	◎	—	—		
	競争参加資格	◎	—	—		
	指名停止	◎	—	—		
	入札参加者間の関係	◎	—	—	入札参加者間で資本・人事面での関係が無いこと	
	暴力団排除	◎	—	—		
	女性担当技術者の配置	◎	—	—	女性技術者の参加が無かった場合は、男性技術者に移行。	
企業	登録状況	土木建設コンサル	—	◎	—	建設コンサルタント登録の有無等
		地質調査	—	◎	—	地質調査業者登録の有無等
		測量	◎	—	—	測量業者登録の有無等
	業務実績	◎	◎	—		
	当該地整常駐技術者数	—	○	—		
	地域貢献度	—	○	—	災害協定等に基づく活動実績	
	自己資本比率	—	○	—		
	瑕疵担保力	—	○	—		
	法令の遵守状況	—	○	—		
	業務成績	—	◎	—		
	表彰の有無	—	◎	—		
	事故及び不誠実な行為	—	◎	◎		
	業務拠点（企業の所在地）	○	—	—	効率的かつ十分な成果が得られるとともに、競争性が確認できる場合を基本の条件として、設定することができる	
	中立・公平性	○	—	—	他業務や他工事に影響のある情報を扱う業務について、設定することができる	
	地域での活動経験	—	○	—		
	その他	—	○	—		
管理技術者	技術者資格	◎	◎	◎		
	業務実績	◎	◎	◎		
	地域精通度	—	○	○	地域精通度により成果の品質向上が期待できる場合に設定する	
	業務成績	—	◎	◎		
	表彰の有無	—	◎	◎		
	当該部門従事期間	—	○	○		
	手持ち業務量	◎	◎	○		
	CPDの取得状況	—	—	○		
その他	—	—	○			
担当技術者	技術者資格	—	—	◎		
	業務実績	—	—	◎	管理・担当技術者及び業務従事者も含む。	
	地域精通度	—	—	○		
	業務成績	—	—	—	業務成績評価は、行わない。	
	表彰の有無	—	—	◎		
	当該部門従事期間	—	—	○		
	手持ち業務量	—	—	○		
	CPDの取得状況	—	—	◎	必須	
その他	—	—	○			
照査技術者	技術者資格	—	○	○		
	業務実績	—	○	○		
	地域精通度	—	—	○		
	業務成績	—	○	○		
	表彰の有無	—	—	○		
	当該部門従事期間	—	—	○		
	CPDの取得状況	—	—	○		
	その他	—	—	○	照査技術者については、照査技術者の配置を義務づける業務を対象に評価項目として設定する。	
実施体制（再委託等）	◎	◎	—			
実施方針	—	—	◎	ヒアリング結果を反映させる。		
評価テーマに対する提案	—	—	◎(※)	業務内容におけるテーマに加えて、別途「女性技術者の働きやすい職場環境（家庭・子育て支援など）の現状」を設定する。		

「◎」：原則設定 「○」：必要に応じて設定 「—」：原則設定しない

II. 女性技術者評価型について

業務実績を有さない女性技術者に更なる技術力向上が期待されるとともに魅力的な職場環境の確立を促進することによりコンサルタント業務における競争力強化を図る。

要件		参加資格	選定要件	技術評価	補足・留意事項	
基本要件	予決令及び会計令	◎	—	—		
	競争参加資格	◎	—	—		
	指名停止	◎	—	—		
	入札参加者間の関係	◎	—	—	入札参加者間で資本・人事面での関係が無いこと	
	暴力団排除	◎	—	—		
企業	登録状況	土木建設コンサル	—	◎	—	建設コンサルタント登録の有無等
		地質調査	—	◎	—	地質調査業者登録の有無等
		測量	◎	—	—	測量業者登録の有無等
	業務実績	◎	◎	—		
	当該地常駐技術者数	—	○	—		
	地域貢献度	—	○	—	災害協定等に基づく活動実績	
	自己資本比率	—	○	—		
	瑕疵担保力	—	○	—		
	法令の遵守状況	—	○	—		
	業務成績	—	◎	—		
	表彰の有無	—	◎	—		
	事故及び不誠実な行為	—	◎	◎		
	業務拠点(企業の所在地)	○	—	—	効率的かつ十分な成果が得られるとともに、競争性が確認できる場合を基本の条件として、設定することができる	
	中立・公平性	○	—	—	他業務や他工事に影響のある情報を扱う業務について、設定することができる	
地域での活動経験	—	○	—			
その他	—	○	—			
管理技術者	技術者資格	◎	◎	◎		
	業務実績	◎	◎	◎	女性技術者の業務実績が男性技術者を上回っている同種・類似業務を設定し、加点評価を行う。	
	地域精通度	—	○	○	地域精通度により成果の品質向上が期待できる場合に設定する	
	業務成績	—	◎	◎		
	表彰の有無	—	◎	◎		
	当該部門従事期間	—	○	○		
	手持ち業務量	◎	◎	○		
	CPDの取得状況	—	—	◎	必須	
その他	—	—	○			
担当技術者	技術者資格	—	—	○	担当技術者は、必要に応じて評価項目として設定する。(標準的には設定しない) なお、設定した際の担当技術者の提案は1名を基本とするが、業務を短時間で遂行する場合など業務実施の迅速性(組織力)を強く求める場合は、3名までの提案による「加算値」での評価を行う。	
	業務実績	—	—	○		
	地域精通度	—	—	○		
	業務成績	—	—	○		
	表彰の有無	—	—	○		
	当該部門従事期間	—	—	○		
	手持ち業務量	—	—	○		
CPDの取得状況	—	—	○			
その他	—	—	○			
照査技術者	技術者資格	—	○	○	照査技術者については、照査技術者の配置を義務づける業務を対象に評価項目として設定する。	
	業務実績	—	○	○		
	地域精通度	—	—	○		
	業務成績	—	○	○		
	表彰の有無	—	—	○		
	当該部門従事期間	—	—	○		
CPDの取得状況	—	—	○			
その他	—	—	○			
実施体制(再委託等)	◎	◎	—			
実施方針	—	—	◎		ヒアリング結果を反映させる。	
評価テーマに対する提案	—	—	◎(※)		業務内容におけるテーマに加えて、別途「女性の働きやすい職場環境(家庭・子育て支援など)の現状」を設定する。	

「◎」:原則設定 「○」:必要に応じて設定 「—」:原則設定しない

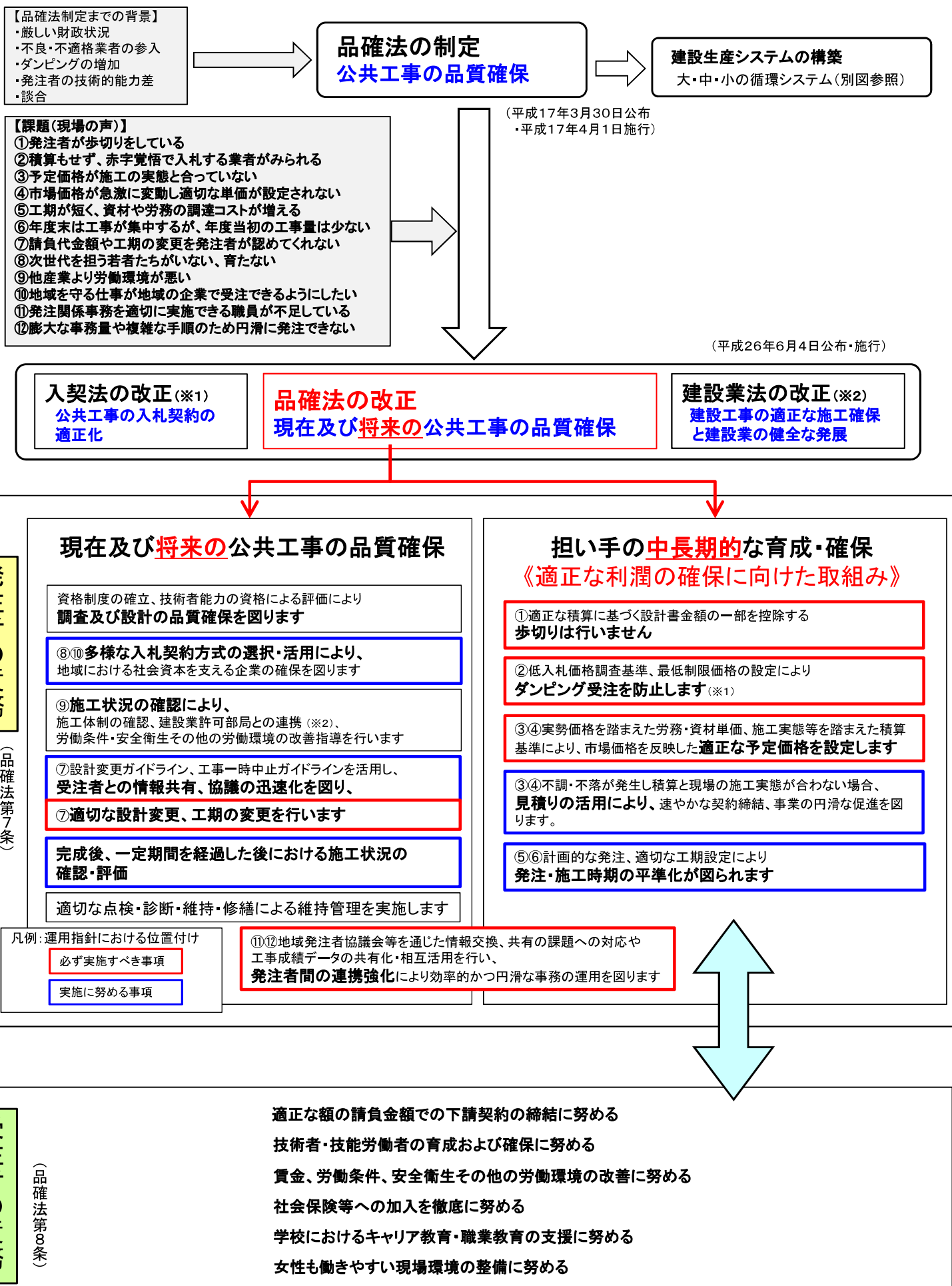
Ⅲ. 若手技術者配置型について

業務実績を有さない女性技術者に更なる技術力向上を期待されるとともに魅力的な職場環境の確立を促進することによりコンサルタント業務における競争力強化を図る。

要件		参加資格	選定要件	技術評価	補足・留意事項	
基本要件	予決令及び会計令	◎	—	—		
	競争参加資格	◎	—	—		
	指名停止	◎	—	—		
	入札参加者間の関係	◎	—	—	入札参加者間で資本・人事面での関係が無いこと	
	暴力団排除	◎	—	—		
	若手技術者の配置(管理・担当)	◎	—	—	若手技術者の参加が無かった場合は、通常手続きに移行。	
企業	登録状況	土木建設コンサル	—	◎	—	建設コンサルタント登録の有無等
		地質調査	—	◎	—	地質調査業者登録の有無等
		測量	◎	—	—	測量業者登録の有無等
	業務実績	◎	◎	—		
	当該地整常駐技術者数	—	○	—		
	地域貢献度	—	○	—	災害協定等に基づく活動実績	
	自己資本比率	—	○	—		
	瑕疵担保力	—	○	—		
	法令の遵守状況	—	○	—		
	業務成績	—	◎	—		
	表彰の有無	—	◎	—		
	事故及び不誠実な行為	—	◎	◎		
	業務拠点(企業の所在地)	○	—	—	効率的かつ十分な成果が得られるとともに、競争性が確認できる場合を基本の条件として、設定することができる	
	中立・公平性	○	—	—	他業務や他工事に影響のある情報を扱う業務について、設定することができる	
地域での活動経験	—	○	—			
その他	—	○	—			
管理技術者	技術者資格	◎	◎	◎		
	業務実績	◎	◎	◎		
	地域精通度	—	○	○	地域精通度により成果の品質向上が期待できる場合に設定する	
	業務成績	—	◎	◎		
	表彰の有無	—	◎	◎		
	当該部門従事期間	—	○	○		
	手持ち業務量	◎	◎	◎		
	CPDの取得状況	—	—	◎	必須	
その他	—	—	○			
担当技術者	技術者資格	—	—	◎		
	業務実績	—	—	◎	管理・担当技術者及び業務従事者も含む。	
	地域精通度	—	—	○		
	業務成績	—	—	—	業務成績評価は、行わない。	
	表彰の有無	—	—	◎		
	当該部門従事期間	—	—	○		
	手持ち業務量	—	—	○		
	CPDの取得状況	—	—	◎	必須	
その他	—	—	○			
照査技術者	技術者資格	—	○	○		
	業務実績	—	○	○		
	地域精通度	—	—	○		
	業務成績	—	○	○		
	表彰の有無	—	—	○		
	当該部門従事期間	—	—	○		
	CPDの取得状況	—	—	○		
	その他	—	—	○	照査技術者については、照査技術者の配置を義務づける業務を対象に評価項目として設定する。	
実施体制(再委託等)	◎	◎	—			
実施方針	—	—	◎	ヒアリング結果を反映させる		
評価テーマに対する提案	—	—	◎(※)	業務内容におけるテーマに加えて、別途「技術力向上及び働きやすい職場環境の現状」を設定する。		

「◎」:原則設定 「○」:必要に応じて設定 「—」:原則設定しない

改正品確法の概要と運用指針に基づく発注者・受注者の責務



(1) 品確法と建設業法・入契法等の一体的改正について

インフラ等の品質確保とその担い手確保を実現するため、**公共工事の基本となる「品確法」を中心に、密接に関連する「入契法」、「建設業法」も一体として改正。**

品確法（公共工事の品質確保の促進に関する法律）の改正

<目的> 公共工事の品質確保の促進
→そのための基本理念や発注者・受注者の責務を明確化し、品質確保の促進策を規定

■基本理念の追加：将来にわたる公共工事の品質確保とその中長期的な担い手の確保、ダンピング防止 等

↓ 基本理念を実現するため

■発注者の責務（基本理念に配慮して発注関係事務を実施）を明確化

（例）予定価格の適正な設定、低入札価格調査基準等の適切な設定、計画的な発注、円滑な設計変更

■事業の特性等に応じて選択できる多様な入札契約方式の導入・活用を位置づけ、それにより行き過ぎた価格競争を是正

品確法の基本理念を実現するため必要となる基本的・具体的措置を規定
＜建設業法等の一部を改正する法律＞

入契法（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律）の改正

<目的> 公共工事の入札契約の適正化
→公共工事の発注者・受注者が、入札契約適正化のために講ずべき基本的・具体的措置を規定

■ダンピング対策の強化

- ・ダンピング防止を入札契約の適正化の柱として追加
- ・入札の際の入札金額の内訳の提出、発注者による確認

■契約の適正な履行（＝公共工事の適正な施工）を確保

- ・施工体制台帳の作成・提出義務を拡大

建設業法の改正

<目的> 建設工事の適正な施工確保と建設業の健全な発達
→建設業の許可や欠格要件、建設業者としての責務等を規定

■建設工事の担い手の育成・確保

- ・建設業者、建設業者団体、国土交通大臣による担い手の育成・確保の責務

■適正な施工体制確保の徹底

- ・業種区分を見直し、解体工事業を新設
- ・建設業の許可等について暴力団排除条項を整備

(2) 品確法改正の概要

公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律

<背景> ○ダンピング受注、行き過ぎた価格競争 ○現場の担い手不足、若年入職者減少
○発注者のマンパワー不足 ○地域の維持管理体制への懸念 ○受発注者の負担増大

<目的> インフラの品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保

➢H26.4.4
参議院本会議可決（全会一致）
➢H26.5.29
衆議院本会議可決（全会一致）
➢H26.6.4
公布・施行

☆ 改正のポイントⅠ：目的と基本理念の追加

- 目的に、以下を追加
 - ・現在及び将来の公共工事の品質確保 ・公共工事の品質確保の担い手の中長期的な育成・確保の促進
- 基本理念として、以下を追加
 - ・施工技術の維持向上とそれを有する者の中長期的な育成・確保 ・適切な点検・診断・維持・修繕等の維持管理の実施
 - ・災害対応を含む地域維持の担い手確保へ配慮 ・ダンピング受注の防止
 - ・下請契約を含む請負契約の適正化と公共工事に従事する者の賃金、安全衛生等の労働環境改善
 - ・技術者能力の資格による評価等による調査設計(点検・診断を含む)の品質確保 等

☆ 改正のポイントⅡ：発注者責務の明確化

- 担い手の中長期的な育成・確保のための適正な利潤が確保できるよう、市場における労務、資材等の取引価格、施工の実態等を的確に反映した**予定価格の適正な設定**
 - 不調、不落の場合等における見積り徴収
 - 低入札価格調査基準や最低制限価格の設定
 - 計画的な発注、適切な工期設定、適切な設計変更 ○発注者間の連携の推進 等
- 各発注者が基本理念にのっとり発注を実施
- 効果 → ・最新単価や実態を反映した予定価格
・歩切りの根絶
・ダンピング受注の防止 等

☆ 改正のポイントⅢ：多様な入札契約制度の導入・活用

- 技術提案交渉方式 →民間のノウハウを活用、実際に必要とされる価格での契約
- 段階的選抜方式（新規参加が不当に阻害されないように配慮しつつ行う） →受発注者の事務負担軽減
- 地域社会資本の維持管理に資する方式（複数年契約、一括発注、共同受注） →地元にも明るい中小業者等による安定受注
- 若手技術者・技能者の育成・確保や機械保有、災害時の体制等を審査・評価

法改正の理念を現場で実現するために、

- 国と地方公共団体が相互に緊密な連携を図りながら協力
- 国等が講じる基本的な施策を明示（基本方針を改正）
- 国が地方公共団体、事業者等の意見を聴いて発注者共通の運用指針を策定

(3) 品確法基本方針改正の概要

公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針（品確法基本方針）

改正の概要（平成26年9月30日閣議決定）

品確法基本方針とは：品確法（※）に基づき、政府が作成。（現行の方針はH17閣議決定）

- 発注関係事務に関する事項だけでなく、公共工事の品質確保とその担い手の確保のために講ずべき施策を広く規定
- 国、地方公共団体等は、基本方針に従って措置を講ずる努力義務 （※）公共工事の品質確保の促進に関する法律

- ✓ 公共工事の品質確保の担い手の中長期的な育成・確保のため、発注者責務の拡大や多様な入札契約制度の導入・活用等を規定する品確法の改正法が成立

改正のポイント

I. 各発注者が取り組むべき事項を追加

○発注者の責務

- ・担い手育成・確保のための適正な利潤が確保できるような予定価格の適正な設定（歩切りの禁止、見積りの活用等）
- ・ダンピング受注の防止（低入札価格調査基準又は最低制限価格の適切な設定）
- ・計画的な発注、適切な工期設定及び設計変更（債務負担行為の活用等による発注・施工時期の平準化等） 等

○多様な入札契約方式の導入・活用

- ・技術提案・交渉方式、段階的選抜方式、地域における社会資本の維持管理に資する方式等の活用

II. 受注者の責務に関する事項を追加

○受注者による技術者、技能労働者等の育成・確保や賃金、安全衛生等の労働環境の改善等が適切に行われるよう、

- ・技能労働者の適切な賃金水準確保や社会保険等への加入徹底等についての要請の実施
- ・教育訓練機能の充実強化や土木・建築を含むキャリア教育・職業教育の促進、女性も働きやすい現場環境の整備等

III. その他国として講ずべき施策を追加

- ・公共事業労務費調査の適切な実施と実勢を反映した公共工事設計労務単価の適切な設定
- ・中長期的な担い手育成・確保の観点から適正な予定価格を定めるための積算基準の検討
- ・調査及び設計の品質確保に向けた資格制度の確立
- ・発注関係事務の運用に関する指針（運用指針）の策定及びそのフォローアップ、地方公共団体への支援 等

運用指針とは：発注関係事務に関する国、地方公共団体等に共通の運用の指針

- ・基本理念にのっとり、地方公共団体、学識経験者、民間事業者等から現場の課題や制度の運用等に関する意見を聴取し、国が作成
- ・国は、指針に基づき発注関係事務が適切に実施されているかについて定期的に調査を行い、その結果をとりまとめ、公表

(4) 意見聴取及び調整の経緯

平成26年6月4日 改正品確法 公布・施行

- ・国土交通本省幹部と市町村長が直接意見交換
- ・運用指針(骨子イメージ案)について、地方公共団体及び建設業団体等に説明・意見交換・意見照会

（地方公共団体： 247団体から1,042件の意見提出
建設業団体等： 138団体から1,340件の意見提出）

平成26年9月30日 品確法基本方針 改正閣議決定

- ・運用指針（骨子案）について、地方公共団体及び建設業団体等に意見照会

（地方公共団体： 176団体から 753件の意見提出
建設業団体等： 88団体から1,042件の意見提出）

平成27年1月30日 品確法運用指針 策定(関係省庁申合せ)

- ・運用指針の内容について周知徹底
 - 説明会の開催
 - 相談窓口の開設

参考)

1月30日 品確法運用指針 策定
品確法運用指針(解説資料) 作成
5月 公共工事の入札契約方式の適用に関するガイドライン 策定

平成27年4月1日 品確法運用指針に基づく発注関係事務の運用開始

(5) 「指針本文」の構成

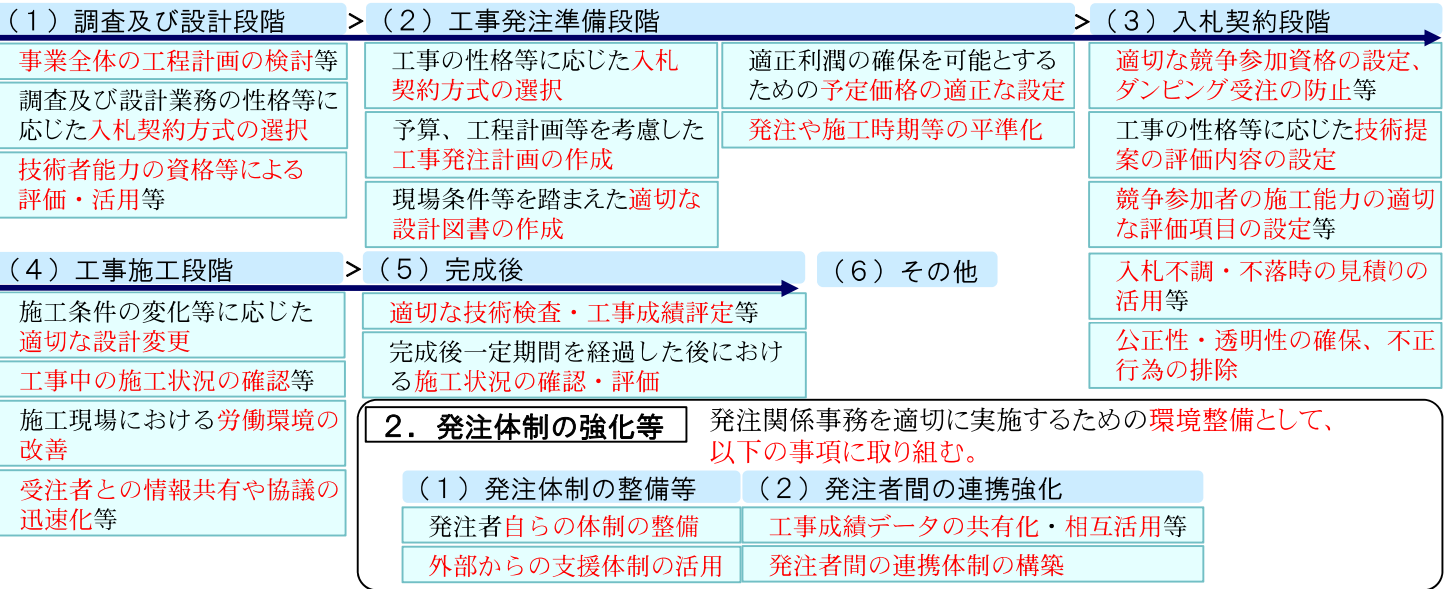
I. 本指針の位置付けについて

- 公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）に規定する、現在及び将来の公共工事の品質確保並びにその担い手の中長期的な育成・確保等の基本理念にのっとり、「発注者の責務」等を踏まえて、各発注者が発注関係事務を適切かつ効率的に運用するための**発注者共通の指針**。
 - 発注関係事務の各段階で取り組むべき事項や多様な入札契約方式の選択・活用について体系的にまとめたもの^(※)。
 - また、国は、本指針に基づき各発注者における発注関係事務の適切に実施されているかについて定期的に調査を行い、その結果をとりまとめ、公表する。
- (※)例えば、ダンピング受注の防止、入札不調・不落への対応、社会資本の維持管理、中長期的な担い手の育成及び確保等の重要課題に対する各発注者の適切な事務運用を図ることを目的

II. 発注関係事務の適切な実施について

1. 発注関係事務の適切な実施

各発注者は、**発注関係事務**(新設だけでなく維持管理に係る発注関係事務を含む)の各段階で、以下の事項に取り組む。

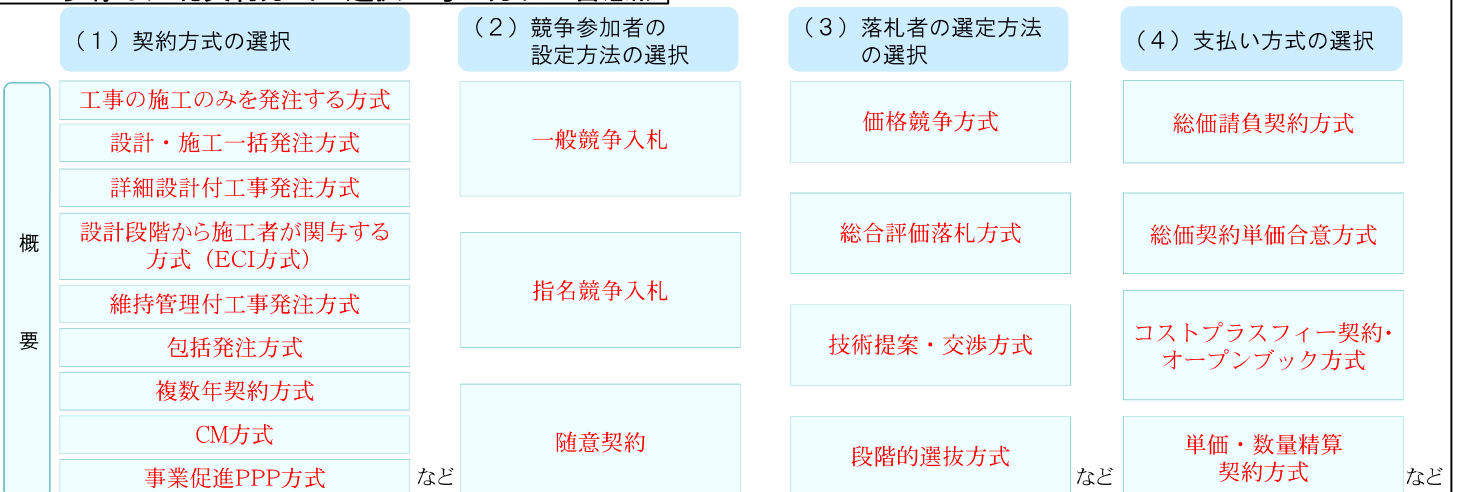


(6) 「指針本文」の構成

III. 工事の性格等に応じた入札契約方式の選択・活用について

各発注者は、本指針及びそれぞれの技術力や発注体制を踏まえつつ、**工事の性格や地域の実情等**に応じて、多様な入札契約方式の中から**適切な入札契約方式**を選択し、又は組み合わせて適用するよう努める。

1. 多様な入札契約方式の選択の考え方及び留意点



2. 公共工事の品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保に資する入札契約方式の活用の例

- (1) **地域における社会資本を支える企業を確保**する方式
 - (2) **若手や女性などの技術者の登用を促す**方式
 - (3) **維持管理の技術的課題**に対応した方式
 - (4) **発注者を支援**する方式
- など

IV. その他配慮すべき事項

本指針の理解、活用の参考とするため、**具体的な取組事例**や既存の**要領、ガイドライン**等を盛り込んだ解説資料を作成する。本指針を踏まえ、国の機関が要領、ガイドライン等を作成した場合はこれも参照する。
(公共工事の入札契約方式の適用に関するガイドライン 平成27年5月策定 国土交通省)

必ず実施すべき事項

予定価格の適正な設定

予定価格の設定に当たっては、**適正な利潤を確保**することができるよう、市場における労務及び資材等の取引価格、施工の実態等を的確に反映した積算を行う。積算に当たっては、**適正な工期を前提とし、最新の積算基準を適用**する。

歩切りの根絶

歩切りは、**公共工事の品質確保の促進に関する法律**第7条第1項第1号の規定に違反すること等から、**これを行わない**。

低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定・活用の徹底等

ダンピング受注を防止するため、**低入札価格調査制度**又は**最低制限価格制度の適切な活用を徹底**する。**予定価格は、原則として事後公表**とする。

適切な設計変更

施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない等の場合、**適切に設計図書の変更**及びこれに伴って必要となる**請負代金の額や工期の適切な変更**を行う。

発注者間の連携体制の構築

地域発注者協議会等を通じて、各発注者の**発注関係事務の実施状況等を把握**するとともに、各発注者は**必要な連携や調整を行い**、支援を必要とする市町村等の発注者は、**地域発注者協議会等を通じて、国や都道府県の支援を求める**。

実施に努める事項

工事の性格等に応じた入札契約方式の選択・活用

各発注者は、**工事の性格や地域の実情等に応じて、多様な入札契約方式の中から適切な入札契約方式を選択**し、又は組み合わせる適用する。

発注や施工時期の平準化

債務負担行為の積極的な活用や**年度当初からの予算執行の徹底**など予算執行上の工夫や、**余裕期間の設定**といった契約上の工夫等を行うとともに、**週休2日の確保**等による不稼働日等を踏まえた適切な工期を設定の上、**発注・施工時期等の平準化**を図る。

見積りの活用

入札に付しても入札者又は落札者がなかった場合等、標準積算と現場の施工実態の乖離が想定される場合は、見積りを活用することにより**予定価格を適切に見直す**。

受注者との情報共有、協議の迅速化

各発注者は**受注者からの協議等**について、**速やかかつ適切な回答**に努める。設計変更の迅速化等を目的として、**発注者と受注者双方の関係者が一堂に会し、設計変更の妥当性の審議及び工事の中止等の協議・審議等を行う会議**を、必要に応じて開催する。

完成後一定期間を経過した後における施工状況の確認・評価

必要に応じて**完成後の一定期間を経過した後において施工状況の確認及び評価**を実施する。

(8) 改正品確法に関連するホームページについて

- ・品確法・建設業法・入契法等の改正について
http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk1_000089.html
- ・改正品確法第22条に基づく発注関係事務の運用に関する指針(運用指針)について
<http://www.mlit.go.jp/tec/unyoushishin.html>
- ・公共工事の入札契約方式の適用に関するガイドラインについて
<http://www.mlit.go.jp/tec/nyuusatsukeiyakugaido.html>
- ・「歩切り」の廃止による予定価格の適正な設定について
http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk1_000100.html
- ・品確法運用指針に関する相談窓口の設置について
 本省
<http://www.mlit.go.jp/tec/unyoushishinsoudan.html>
- 九州地整地方整備局
<http://www.qsr.mlit.go.jp/hinkaku/unyousisin.html>

「改正品確法」第14条において、「発注者は、入札及び契約の方法の決定に当たっては、その発注に係る公共工事の性格、地域の実情等に応じ、この節に定める方式その他の多様な方法の中から適切な方法を選択し、又はこれらの組合せによることができる」ことが新たに規定されたところです。

改正法の基本理念の実現に資するため、発注者による適切な入札契約方式の選択が可能となるよう、多様な入札契約方式を体系的に整理し、その導入・活用を図ることを目的として、「公共工事の入札契約方式の適用に関するガイドライン」が作成されました。(平成27年5月)

ガイドラインの構成

< 本編 >

1. ガイドラインの位置付け
2. 入札契約方式の選択に当たっての基本的考え方
3. 入札契約方式の概要及び選択の考え方

< 事例編 >

4. 入札契約方式ごとの事例と適用の背景
5. 入札契約方式ごとの事例と適用により得られた効果
6. 多様な入札契約方式の活用事例
7. 参考資料

発注見通しの統合公表の取り組み状況について

公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針の一部変更について(平成26年9月30日 閣議決定)

- ◆ 受注者側が計画的に施工体制を確保することができるよう、地域の実情等に応じて、**各発注者が連携して発注見通しを統合して公表する等必要な措置を講ずるよう努めるものとする。**

九州地区における状況

【目的】

発注者の発注見通しが一元的に見られることから、建設業者にとっては、計画的な技術者の配置や円滑な資機材調達に役立つことが期待されます。

又、発注者間での発注情報共有を容易にし、平準化にもつながると考えています。

- 平成26年5月15日より、九州地方整備局ホームページに一元化(リンクを貼り統合)を実施。
- 【運用開始時】県・政令市を対象



【現在】九州ブロック発注者協議会(下記機関)まで拡大。

発注見通しの統合公表の取り組み状況について

現在の九州地整HPリンク(一元化)取り組み状況

組織別	機関数	実施機関 (H26.12時点)	実施機関 (H27.4時点)	未実施機関 (H27.4時点)
国の機関	16	4	4	12
独立行政法人等	6	2	2	4
国立大学法人	9	2	5	4
県(市町村(政令市含む))	240	64	88	152
合計	271	72	99	172

実施機関が72から99機関へ27機関増加。(H26.12時点とH27.4時点と比較)

実施率は、37%(99/271機関)となっている。(H27.4時点)

未実施機関が172機関ある。(H27.4時点)

今後の取り組み

今後も発注予定情報の一元化の取り組みについて更なる推進を図る。

発注見通しの統合公表の取り組み状況(組織別内訳集計)

平成27年4月1日時点(予定含む)

組織名	九地整HPへの リンク状況	九地整HPへの 相互リンク状況	機関数 ※県において は市町村数 (政令市除く)	九地整HPへのリンク実施状況(機関数) ※県においては市町村数(政令市除く)			
				平成26年度	平成27年度 (第1四半期) 4月～6月	合計 (実施済)	合計 (未実施)
国の機関	4	1	16	4	0	4	12
独法等	2	1	6	2	0	2	4
国立大学法人	5	4	9	4	1	5	4
県(市町村)	85	3	237	83	2	85	152
政令市	3	1	3	3		3	0
合計	99	10	271	96	3	99	172

発注見通しの統合公表の取り組み状況(各機関別)

平成27年4月1日時点(予定含む)

機関名	九地整HPへのリンク状況	九地整HPへの相互リンク状況	機関数 ※県においては市町村数(政令市除く)	九地整HPへのリンク実施状況(機関数) ※県においては市町村数(政令市除く)				県HPへのリンク市町村(政令市除く)状況 ※国、独法等は対象外	
				平成26年度まで	平成27年度新規状況 (第1四半期)4月~6月	合計(実施済)	未実施機関	平成26年度まで	平成27年度新規状況
									(第1四半期)4月~6月
警察庁 九州管区警察局	H27.2.5	未定	1	1	—	1	0		
財務省 九州財務局	検討中	検討中	1	0	0	0	1		
財務省 福岡財務支局	H26.11.28	未定	1	1	—	1	0		
財務省 門司税関	未定	未定	1	0	0	0	1		
財務省 長崎税関	未定	未定	1	0	0	0	1		
財務省 国税庁 福岡国税局	未定	未定	1	0	0	0	1		
財務省 国税庁 熊本国税局	未定	未定	1	0	0	0	1		
農林水産省 九州農政局	H26.7.11	H27.1.27	1	1	—	1	0		
農林水産省 林野庁 九州森林管理局	検討中	検討中	1	0	0	0	1		
経済産業省 九州経済産業局	未定	未定	1	0	0	0	1		
国土交通省 九州運輸局	未定	未定	1	0	0	0	1		
国土交通省 海上保安庁 第七管区海上保安本部	未定	未定	1	0	0	0	1		
国土交通省 海上保安庁 第十管区海上保安本部	未定	未定	1	0	0	0	1		
環境省 九州地方環境事務所	H26.7.25	未定	1	1	—	1	0		
防衛省 九州防衛局	検討中	検討中	1	0	0	0	1		
福岡高等裁判所	検討中	検討中	1	0	0	0	1		
西日本高速道路(株)	H26.7.11	H27.5.20	1	1	—	1	0		
(独)国立文化財機構 九州国立博物館	未定	未定	1	0	0	0	1		
(独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構 鉄道建設本部 九州新幹線建設局	予定なし	予定なし	1	0	0	0	1		
(独)都市再生機構 九州支社	未定	未定	1	0	0	0	1		
(独)水資源機構 筑後川局	H26.7.11	予定なし	1	1	—	1	0		
(独)石油天然ガス・金属鉱物 資源機構 九州支部	未定	未定	1	0	0	0	1		

発注見通しの統合公表の取り組み状況(各機関別)

平成27年4月1日時点(予定含む)

機関名	九地整HPへのリンク状況	九地整HPへの相互リンク状況	機関数 ※県においては市町村数(政令市除く)	九地整HPへのリンク実施状況(機関数) ※県においては市町村数(政令市除く)				県HPへのリンク市町村(政令市除く)状況 ※国、独法等は対象外	
				平成26年度まで	平成27年度新規状況 (第1四半期)4月~6月	合計(実施済)	未実施機関	平成26年度まで	平成27年度新規状況
									(第1四半期)4月~6月
国立大学法人 九州大学	H26.11.28	H26.12.1	1	1	—	1	0		
国立大学法人 福岡教育大学	H27.4.10	H27.4.10	1	0	1	1	0		
国立大学法人 九州工業大学	H27.2.5	H27.3.2	1	1	—	1	0		
国立大学法人 佐賀大学	H26.7.11	未定	1	1	—	1	0		
国立大学法人 長崎大学	未定	検討中	1	0	0	0	1		
国立大学法人 熊本大学	未定	検討中	1	0	0	0	1		
国立大学法人 大分大学	H26.12.15	H27.1.22	1	1	—	1	0		
国立大学法人 宮崎大学	検討中	検討中	1	0	0	0	1		
国立大学法人 鹿屋体育大学	未定	未定	1	0	0	0	1		
福岡県	H26.5.15	未定	59	1	0	1	58	福岡県	-
佐賀県	H26.5.15	H27.1	21	15	0	15	6	佐賀県、佐賀市、唐津市、鳥栖市、多久市、伊万里市、武雄市、鹿島市、小城市、嬉野市、基山町、玄海町、江北町、白石町、太良町	-
長崎県	H26.5.15	H26.8.22	22	20	0	20	2	長崎県、長崎市、佐世保市、島原市、諫早市、大村市、平戸市、松浦市、対馬市、壱岐市、五島市、西海市、雲仙市、南島原市、長与町、時津町、東彼杵町、川棚町、波佐見町、新上五島町	-
熊本県	H26.5.15	予定なし	45	13	2	15	30	熊本県、八代市、上天草市、益城町、山都町、天草市、山鹿市、菊池市、宇土市、南関町、宇城市、和水町、甲佐町	玉名市、水川町
大分県	H26.5.15	予定なし	19	14	0	14	5	大分県、大分市、別府市、津久見市、竹田市、豊後高田市、杵築市、宇佐市、豊後大野市、由布市、国東市、姫島村、日出町、九重町	-
宮崎県	H26.5.15	H26.9.18	27	19	0	19	8	宮崎県、宮崎市、都城市、延岡市、日南市、小林市、日向市、串間市、西都市、三股町、高原町、高鍋町、新富町、西米良村、木城町、都農町、門川町、美郷町、五ヶ瀬町	-
鹿児島県	H26.5.15	未定	44	1	0	1	43	鹿児島県	-
北九州市	H26.5.15	未定	1	1	—	1	0	北九州市	
福岡市	H26.5.15	H26.7.14	1	1	—	1	0	福岡市	
熊本市	H26.5.15	未定	1	1	—	1	0	熊本市	

発注予定情報について

国土交通省 九州地方整備局
都市と自然、アジアが身近な21世紀のフロンティア九州

九州地方整備局の紹介 防災情報 九州の将来像 整備局事業の紹介 地域づくり・景観づくり 入札・契約 リンク集

トピックス

- 5月22日 九州ブロック発注者協議会(第18回幹事会)の資料について
- 5月21日 平成27年度国土交通省予算執行等に係る情報の公表
- 5月15日 平成27年度当初予算に関する事業計画通知
- 5月14日 建設業の魅力が満載!〜建設業を紹介する映像「建設現場へGO!」を公開〜

記者発表

- 5月21日 「平成27年度第1回筑後川水系湯水調整連絡会」の開催について【PDF】
- 5月19日 城原川ダム事業の採択に係る検討に関する意見募集について【PDF】
- 5月18日 「女性・若手技術者を活用する試行業務の決定」について【PDF】

バナー

発注予定情報 (九州管内の主な発注機関)

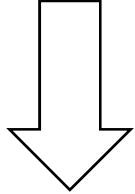
国土交通省 九州地方整備局

住所: 〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2丁目10番7号 福岡第二合同庁舎
電話番号: 092-471-6331(代表) / Eメールアドレス: kikaku@qsr.mlit.go.jp(お手数ですが@を@にして送信して下さい)

Copyright (C) 国土交通省 九州地方整備局 All Rights Reserved.

九州地方整備局HP

ここをクリック



『発注予定情報』について

「発注見直し」について、以下の各機関の公表サイトにリンクします。

【国】

- ◆[国土交通省 九州地方整備局](#)
- ◆[農林水産省 九州農政局](#)(H26.7.11～)
- ◆[環境省 九州地方環境事務所](#)(H26.7.25～)
- ◆[財務省 福岡財務支局](#)(H26.11.28～)
- ◆[警察庁 九州管区警察局](#)(H27.2.5～)

【県・政令市】

- ◆[福岡県](#)
- ◆[佐賀県](#)
- ◆[長崎県](#)
- ◆[熊本県](#)
- ◆[大分県](#)
- ◆[宮崎県](#)
- ◆[鹿児島県](#)
- ◆[北九州市](#)
- ◆[福岡市](#)
- ◆[熊本市](#)

【独立行政法人等】

- ◆[西日本高速道路株式会社](#)(H26.7.11～)
- ◆[独立行政法人 水資源機構](#)(H26.7.11～)
- ◆[国立大学法人 九州大学](#)(H26.11.28～)
- ◆[国立大学法人 佐賀大学](#)(H26.7.11～)
- ◆[国立大学法人 大分大学](#)(H26.12.15～)
- ◆[国立大学法人 九州工業大学](#)(H27.2.5～)
- ◆[国立大学法人 福岡教育大学](#)(H27.4.10～)

総行行第 86 号
国土入企第 1 号
平成 27 年 4 月 28 日

各都道府県知事 殿
（市町村担当課、契約担当課扱い）
各都道府県議会議長 殿
（議会事務局扱い）
各指定都市市長 殿
（契約担当課扱い）
各指定都市議会議長 殿
（議会事務局扱い）

総務省自治行政局長

国土交通省土地・建設産業局長

予定価格の適正な設定について

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成 12 年法律第 127 号。以下「入札契約適正化法」という。）第 1 条では、適正な金額での契約の締結を法の目的として明確化しており、そのためには、まず、予定価格が適正に設定される必要があります。また、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成 17 年法律第 18 号）第 7 条第 1 項第 1 号では、公共工事の品質確保の担い手が中長期的に育成・確保されるための適正な利潤が確保されるよう、市場実態等を的確に反映した積算による予定価格の適正な設定が発注者の責務として位置づけられているところです。

これを受け、公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針（平成 26 年 9 月 30 日閣議決定により変更）において、予定価格の設定に当たっては、適切に作成された仕様書及び設計書に基づき、経済社会情勢の変化を勘案し、市場における労務及び資材等の最新の実勢価格を適切に反映させつつ、実際の施工に要する通常妥当な経費について適正な積算を行うこととされており、これらを踏まえ、「公共工事の入札及び契約の適正化の推進について」（平成 26 年 10 月 22 日付け総行行第 231 号・国土入企第 14 号）により、適正な積算に基づく設計書金額の一部を控

除するいわゆる歩切りについては厳に行わないこと、予定価格の設定について必要に応じた見直しを行うことを要請したところです。

このため、各地方公共団体における公共工事の予定価格設定時の「歩切り」に関し、入札契約適正化法第19条第3項に基づく措置状況の公表に資するための調査を実施し、その結果を別紙のとおり取りまとめ、平成27年4月28日に公表しましたので、お送りします。

調査結果によれば、概ね全ての団体において「歩切り」の違法性及び定義等については理解しているところであり、約6割の団体が設計書金額と予定価格が同額となっていますが、約4割の団体では、設計書金額から減額して予定価格を決定している場合がありますとしています。

減額理由としては、全体の約4分の1の団体で、慣例、自治体財政の健全化等のためと回答しており、このうち約3分の2の団体が「歩切り」の見直しを行う予定としています。

見直しを行う予定とした団体にあつては、着実に見直しを行うとともに、見直しを行うかどうか現時点では未定である、あるいは見直しを行う予定はないとした団体にあつては、入札契約適正化法等の趣旨を踏まえ、早期に見直しに向けた検討を行うよう、改めて、入札契約適正化法第20条第2項に基づき、要請します。

今後、「見直しを行う予定はない」又は「未定」と回答した団体を中心に、その後の見直しの進捗状況について、本年夏頃を目途にフォローアップ調査を実施するとともに、その結果を踏まえ、個別に理由等を聴取するなどにより改善を促進していくこととしています。さらに、これらの取組を踏まえてもなお、「歩切り」の撤廃に理解をいただけないなどの場合には、必要に応じて個別の発注者名を公表する場合がありますので、ご承知おきください。

また、既に一部の県においては、地域発注者協議会等の発注者間の連携の場において、県内市町村間の申合せにより「歩切り」の撤廃が行われたところです。

各都道府県におかれては、貴都道府県内の市区町村（指定都市を除く。以下同じ。）における「歩切り」の見直しに向けた取組について助言を行うなどの支援に努めていただくとともに、市区町村の長及び議会の議長に対しても、本要請の周知をよろしくお願いいたします。

公共工事における予定価格設定時の「歩切り」に関する調査の結果について

平成 27 年 4 月 28 日
総 務 省
国 土 交 通 省

昨年 6 月の公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成 17 年法律第 18 号。以下「公共工事品質確保法」という。）の改正により、予定価格の適正な設定が発注者の責務として位置づけられました。これを受け、公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針（平成 26 年 9 月 30 日閣議決定により変更）においては、予定価格の設定に際し、適正な積算に基づく設計書金額の一部を控除するいわゆる「歩切り」が公共工事品質確保法第 7 条第 1 項第 1 号に違反することが明記され、地方公共団体の長は、予定価格の設定について必要に応じた見直しを直ちに行うことが求められています。

これを踏まえ、各地方公共団体における「歩切り」の実施の有無、実施している場合における見直しの検討状況等について、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成 12 年法律第 127 号）第 19 条第 3 項に基づく措置状況の公表に資するための調査を実施しました。

今般、調査の結果を次のとおり取りまとめましたので、お知らせします。

<調査対象機関>

47 都道府県、20 指定都市、1,721 市区町村

<調査対象時点>

平成 27 年 1 月 1 日現在の状況

<調査における留意事項>

- ・本調査の回答に当たって、「歩切り」の違法性及び定義について示したリーフレット（別添）により、調査の趣旨・目的を確認いただき、地方公共団体の長等、予定価格の設定に権限と責任を有する方の判断を経た上での回答を依頼しています。
- ・回答の内容等によって個別に事情を確認し、公共工事品質確保法第 7 条第 1 項第 1 号で禁止される「歩切り」の撤廃に理解をいただけないなどの場合には、必要に応じて当該発注者名を公表すること等により改善を促進することとしています。
- ・今回の調査結果を踏まえた見直しの進捗状況について、今後も適時調査を行います。

<回収率>

100%（1,788 団体から回答）

<調査事項及び回答の概要>

1. 歩切りの違法性及び定義等についての理解

リーフレット（別添）の内容を確認・理解した	1,783 団体
リーフレット（別添）の内容を確認・理解していない（※1）	5 団体

（※1）「理解していない」とした主な理由

〔 設計書金額にシステムで無作為に発生させた係数を乗じることにより減額する場合や端数を切り下げて予定価格を設定する場合において、やむを得ない場合となる「極めて少額」の具体的な範囲が示されていない 等 〕

2. 予定価格の設定方法及び見直しの予定（ブロック^{（注）}別）

（有効回答 1,788 団体）

	全国	北海道	東北	関東	北陸	中部	近畿	中国	四国	九州	沖縄		
団体数（都道府県含む）	1,788	180	233	429	67	164	222	112	99	240	42		
設計書金額と予定価格が同額	1,031 (58%)	163 (91%)	108 (46%)	274 (64%)	42 (63%)	93 (57%)	113 (51%)	56 (50%)	55 (56%)	103 (43%)	24 (57%)		
設計書金額から減額して予定価格を決定している場合がある	757	17	125	155	25	71	109	56	44	137	18		
減額の理由	慣例、財政健全化等のため（※2）	459	8	87	100	16	51	55	25	31	75	11	
	見直しを行う予定	H27.4 まで	259	2	55	60	7	28	31	12	16	43	5
		H27.5 以降	44	0	1	6	2	3	13	3	5	10	1
	未定	149	6	31	34	6	20	10	9	7	21	5	
	見直しを行う予定はない	7	0	0	0	1	0	1	1	3	1	0	
	端数処理等（※3）	297	9	38	54	9	20	54	31	13	62	7	
未回答	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0		

（※2）設計書金額から減額して予定価格を決定している団体のうち、その減額理由として、「慣例による」、「自治体財政の健全化や公共事業費の削減のため」、「一定の公共事業費の中でより多くの工事を行うため」、「追加工事が発生した場合に備えて、予算の一部を留保することにより、補正予算に係る議会手続きを経ずに変更契約を円滑に行えるようにするため」又は「その他」のいずれかを含む回答をした団体。

（※3）設計書金額から減額して予定価格を決定している団体のうち、その減額理由として、「事務の効率化のため、設計書金額の端数を切り下げている」又は「予定価格の漏洩を防ぐため、設計書金額にシステムで無作為に発生させた係数を乗じている」のいずれかのみを回答した団体。

3. 設計書金額から減額して予定価格を決定している場合の減額の理由

(有効回答 757 団体 複数回答可)

慣例による	221
自治体財政の健全化や公共事業費の削減のため	209
一定の公共事業費の中でより多くの工事を行うため	69
追加工事の発生に備えて、予算の一部を留保することにより、議会議決を経ずに変更契約を円滑に行えるようにするため	19
端数処理	355
予定価格の漏洩を防ぐため、システムで無作為に発生させた係数を乗じることによる調整	39
その他 (※4)	94
未回答	1

(※4) 実勢取引価格を考慮、予定価格漏洩防止等のため契約担当官が決定 等

(注) ブロック毎の都道府県の内訳は次のとおり

北海道：北海道

東北：青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県

関東：茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県

北陸：新潟県、富山県、石川県

中部：岐阜県、静岡県、愛知県、三重県

近畿：福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県

中国：鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県

四国：徳島県、香川県、愛媛県、高知県

九州：福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県

沖縄：沖縄県

以上

「歩切り」に関する地方公共団体への調査結果について

- 1,788団体のうち、1,031団体(約6割)が「設計書金額と予定価格が同額」、757団体(約4割)が「設計書金額から減額して予定価格を決定している場合がある」と回答
 - 減額の理由は、757団体のうち459団体(約6割。全体の約25%)が「慣例、自治体財政の健全化等のため」、297団体(約4割。全体の約17%)が「端数処理等」と回答。
 - 端数処理等以外の理由で減額している459団体のうち、303団体(約66%)が「今後見直しを行う予定」(このうち259団体(約85%)は平成27年4月までに見直しを行う予定)と回答。
- ➡「見直しを行う予定はない」又は「未定」と回答した156団体(全体の約1割弱)を中心に、その後の見直しの進捗状況について、平成27年夏頃を目途にフォローアップ調査を実施するとともに、その結果を踏まえ、個別に理由等を聴取するなどにより改善を促進。

調査対象

1,788団体
(47都道府県、20指定都市、1,721市区町村)
※平成27年1月1日現在の状況を調査、回答数1,788団体

予定価格の設定方法

設計書金額と同額
1,031団体

設計書金額から減額している場合がある
757団体

減額の理由

慣例、自治体財政の健全化等のため
459団体(※1)

端数処理等
297団体(※2)

未回答
1団体

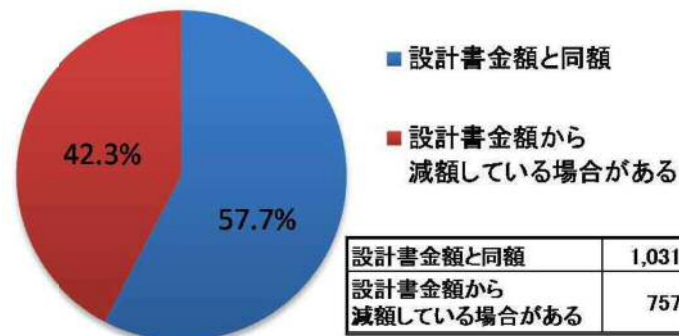
見直しを行う予定

見直しを行う予定
303団体
(H27.4まで:259団体)

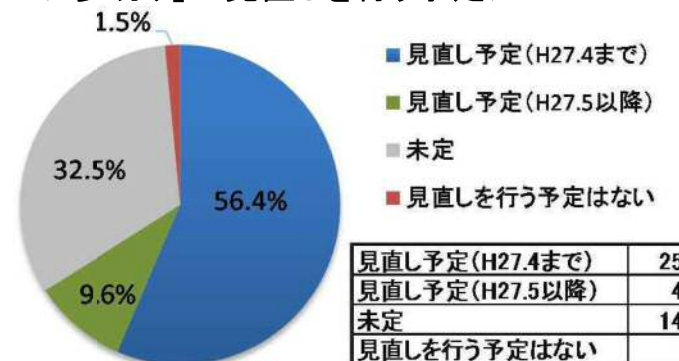
未定
149団体

見直しを行う予定はない
7団体

＜予定価格の設定方法＞



＜「歩切り」の見直しを行う予定＞



※1 「慣例による」、「自治体財政の健全化や公共事業費の削減のため」、「一定の公共事業費の中でより多くの工事を行うため」、「追加工事が発生した場合に備えて、予算の一部を留保することにより補正予算に係る議会手続きを経ずに変更契約を円滑に行えるようにするため」、「その他」のいずれかが減額理由に含まれる団体

※2 「端数処理」又は「システムで無作為に発生させた係数(ランダム係数)を乗じることによる調整」のいずれかのみが減額理由である団体

地方公共団体における先進的な取組事例 ～歩切りの根絶に向けて～

- 品確法の改正(H26. 6)、入札契約適正化指針の改正(H26. 9)により、「歩切り」が品確法第7条第1項第1号に違反することが明確化。
- 総務大臣・国土交通大臣から知事・議長等あて、「歩切り」は厳に行わないこと、必要に応じた予定価格設定の見直しを直ちに行うことを要請(H26. 10)。
- これらを踏まえ、以下のとおり、一部の地方公共団体において、長のリーダーシップの発揮、行政・議会・業界が一体となった取組が活発化。

～ 地方公共団体における先進的な取組～

- ◆ 熊本県・・・県内25市町村が歩切りを実施していることを踏まえ、県町村会評議員会、副市町村長研修、県市長会秋季定例会などを通して首長らに働きかけを実施。
(平成26年11月7日県建設業協会と県建設産業団体連合会が出席した県議会建設常任委員会にて説明)
- 57 ◆ 石川県・・・平成26年度内での「歩切りの廃止」について、歩切りの実施が確認されていた県内8市町と個別に直接交渉し、廃止の合意を得る。(平成26年12月24日県建設業協会と知事との懇談会にて表明)
- ◆ 愛媛県・・・県内20市町全てにおいて、国から示された歩切りの定義を踏まえ、「予定価格を設計書金額と同額」とし、端数処理も取りやめることを合意の上、1月から運用を開始(歩切りの「完全撤廃」)。
- ◆ 奈良県・・・一部の市町村における歩切りの実施が確認されたことを踏まえ、4月1日までに歩切りを廃止することを県内39市町村全てと確認。(平成27年3月16日奈良県地域発注者協議会にて確認)
- ◆ 栃木県・・・歩切りの実施が確認されていた一部市町に、平成26年9月頃から個別訪問するなどして交渉し、平成27年度からの歩切りの撤廃の合意を得る。(県内全市町における歩切り撤廃を平成27年度から完全実施)
- ◆ 福島県・・・歩切り根絶に向けて財務規則施行通達に「歩切りを行わない」と明文化。(平成27年4月1日より施行)

「歩切り」の廃止による予定価格の適正な設定について

ご存知ですか？「歩切り」は違法です

公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号。以下「品確法」という。）の改正（※）により、いわゆる「歩切り」による予定価格の切り下げは法律違反であることが明確になりました。（「歩切り」の違法性及び定義については裏面を参照）

（※） 衆・参両院ともに全会一致で可決・成立、公布・施行 H26. 6. 4

「歩切り」を根絶すべき、これだけの理由

住民のくらしと安全を支えるインフラのメンテナンスや災害対応を持続的に行うことは、自治体にとって今後ますます重要な課題となります。

改正品確法においては、インフラの将来にわたる品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保を図るため、発注者の責務が大幅に拡充され、発注者は適切な積算により予定価格を適正に設定することとされました。

「歩切り」が行われると、予定価格が不当に引き下げられることにより、

- ・見積り能力のある建設業者が排除されるおそれがあること
- ・ダンピング受注を助長し、公共工事の品質や安全の確保に支障をきたすこと
- ・担い手の中長期的な育成・確保に必要な適正な利潤を受注者が確保できないおそれがあること
- ・下請業者や現場の職人へのしわ寄せ（法定福利費のカット等）を招くこと

などが懸念され、インフラのメンテナンスや災害対応等、10年後、20年後の地域の維持に支障が出るおそれがあります。

また、予定価格が実勢価格と乖離することとなり、入札不調の発生につながるおそれもあります。

発注者は「歩切り」の根絶を！

「歩切り」には、以上のように多くの問題点があります。発注者は、「歩切り」の問題点と改正品確法の趣旨を十分理解し、将来にわたる品質や担い手の確保の観点を踏まえることなく「ただ安ければよい」としてきた、一部に残る意識や慣例を改めて、「歩切り」を廃止し、市場の実勢等を的確に反映した積算による予定価格の適正な設定に取り組んでいかなければなりません。

「歩切り」の違法性について

改正品確法第7条第1項第1号において、発注者は「適切に作成された仕様書及び設計書に基づき、経済社会情勢の変化を勘案し、市場における労務及び資材等の取引価格、施工の実態等を的確に反映した積算を行うことにより、予定価格を適正に定める」こととされています。

このため、市場の実勢等を的確に反映した積算を行うことにより算定した設計書金額の一部を控除する行為（「歩切り」）は、予定価格を適正に定めているとは言えず、品確法に違反することとなります。

また、「歩切り」を行って決定した予定価格による入札手続の入札辞退等にペナルティを課すなどにより、歩切りを行って決定した予定価格の範囲内での入札を実質的に強いるようなことは、建設業法（昭和24年法律第100号）第19条の3に違反するおそれがあり、この場合、特に必要があると認めるときは、許可行政庁は当該発注者に対して必要な勧告をすることができることとされています。(※)

(※) 建設業法第19条の5及び「発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン」
(H23.8 国土交通省土地・建設産業局建設業課)

「歩切り」とは？

「歩切り」とは、「適正な積算に基づく設計書金額の一部を控除する行為」(※)であり、市場の実勢等を的確に反映した積算を行うことにより算定した設計書金額（実際の施工に要する通常妥当な工事費用）の一部を予定価格の設定段階で控除する行為のことです。

例えば、下記のような場合、通常は「歩切り」に該当することから、財務規則や事務取扱要領等の根拠規定を見直した上で、その運用を是正することが必要です。

- ① 慣例により、設計書金額から一定額を減額して予定価格を決定
- ② 自治体財政の健全化や公共事業費の削減を目的に、設計書金額から一定額を減額して予定価格を決定
- ③ 一定の公共事業費の中でより多くの工事を行うため、設計書金額から一定額を減額して予定価格を決定
- ④ 追加工事が発生した場合に備えて、予算の一部を留保することにより、補正予算に係る議会手続きを経ずに変更契約を円滑に行えるようにするため、設計書金額から一定の額を減額して予定価格を決定
- ⑤ 予定価格の漏洩を防ぐため、設計書金額にシステムで無作為に発生させた係数を乗じることにより減額して予定価格を決定

事務の効率化のため、設計書金額の端数を切り下げて予定価格を決定 等

ただし、⑤については、その減額や端数の切り下げが、入札契約手続の透明性や公正性の確保等を図るため合理的なものであり、かつ、極めて少額にとどまる場合には、やむを得ない場合があると考えられます。

(※) 公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針 第2-4-(1)

(最終変更：H26.9.30 閣議決定)

適切な工期の設定及び施工時期等の平準化 ～国土交通省の取組み概要～

■公共工事は年度内での工事量の偏りが激しい

- ・第1四半期（4-6月）に工事量（金額ベース）が少ない。
- ・下半期（10-3月）は通して工事量が多い。

（参照：国土交通省 建設総合統計）

■施工時期等の平準化は建設生産システムの改善に寄与

年度内の工事量の偏りを解消（施工時期等を平準化）し、年間を通じた工事量が安定することで次のような効果が期待され、建設生産システムの省力化・効率化・高度化に寄与（生産性向上）

- ＞ 建設業の企業経営の健全化
（人材・機材の実働日数の向上）
- ＞ 労働者（技術者・技能者）の処遇改善
（特に日給等の労働者は年収に直接影響）
- ＞ 稼働率の向上による建設業の機材保有等の促進
（建設業の災害時の即応能力も向上）

■対策メニュー

○工事・業務における柔軟な国債の活用・運用

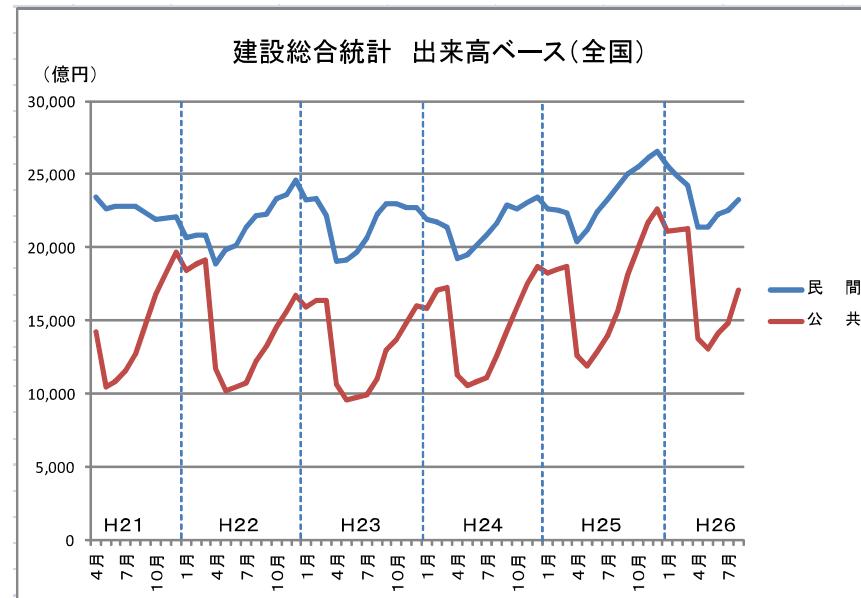
- ・施工時期等の平準化も踏まえ当初予算において国債を設定。
- ・翌債等の明許繰越しの制度も適切に活用。
- ・適正な工期の設定を徹底。
- ・業務についても品質確保の観点から同様の取組みを推進。

○工事着手時期の柔軟な運用

- ・「余裕期間の設定」により受注者に工事着手時期の裁量を付与し、下請業者や技術者・技能者も平準化。

○計画的な事業の進捗管理等

- ・工事発注計画の前提となる事業全体の工程計画の検討
- ・計画的な事業の進捗管理と工事の計画的な発注



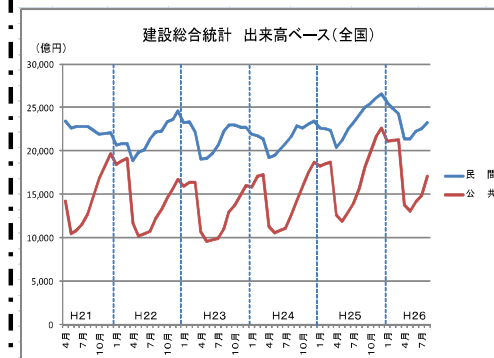
■当面の対策 ～H26補正、H27当初～

- ・施工時期等の平準化も踏まえ、平成27年度予算において、これまで単年度で要求することとしてきた舗装工事や築堤・護岸工事などの一部について2箇年国債を設定する取組を開始。
- ・平成27年度第1四半期の工事量を確保するため、平成26年度補正予算（ゼロ国債含む）について早期に発注。
- ・供用期間等の制約が比較的緩やかな工事など、支障の無い範囲で余裕期間の設定を標準化

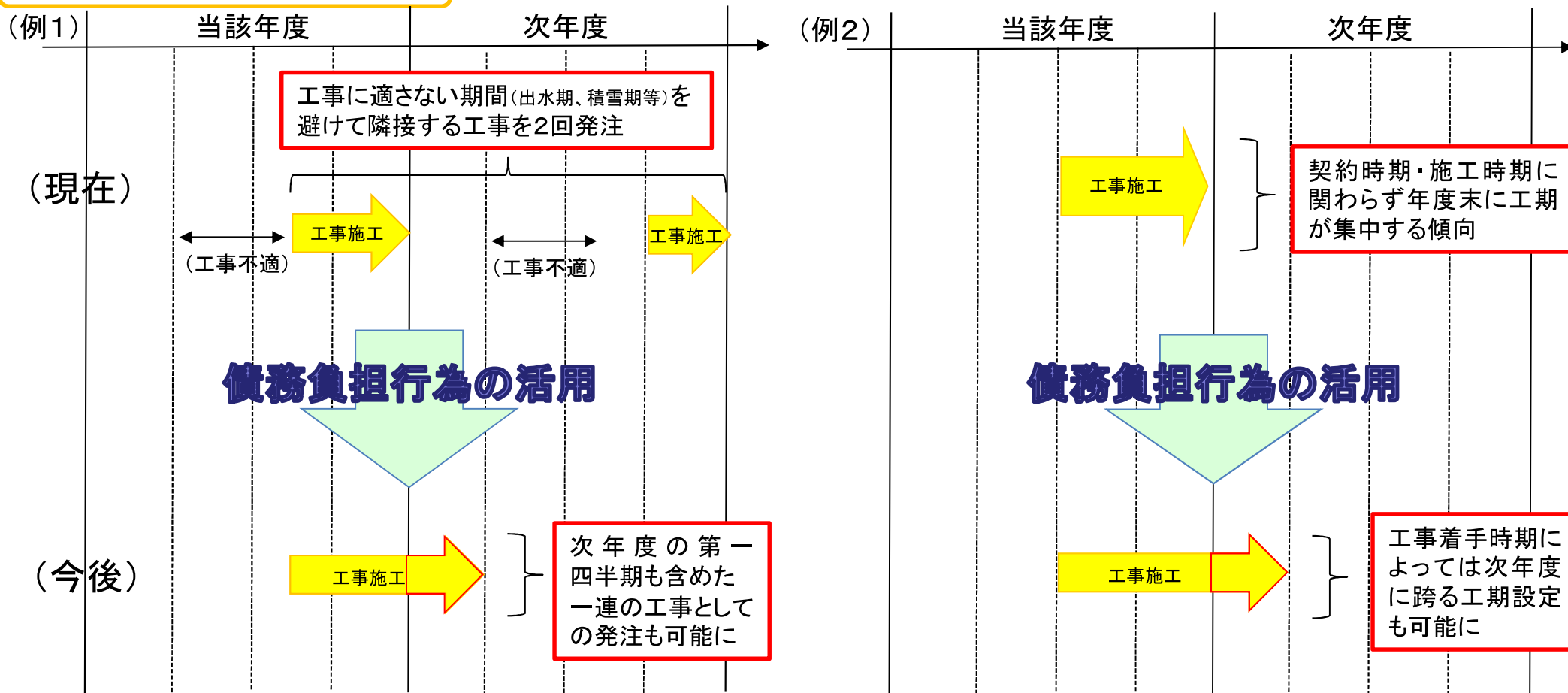
公共工事の発注・施工時期の「平準化」への取組の例 ～債務負担行為の活用～

- 地域のインフラ整備やメンテナンスをその担い手を確保しつつ計画的かつ持続的に行うためには、公共工事の年度内での工事量の偏りを少なくする取組(施工時期等の平準化)を進めることが有効。
- 国土交通省直轄工事では、平成27年度より、これまで単年度で実施することの多かった工事の一部について、国庫債務負担行為を活用する取組などを開始。
- 施工時期等の平準化は、担い手である建設事業者の人材・機材の実働日数の向上、技術者・技能者の処遇改善(年間を通して働ける環境づくり)などに寄与し、建設生産システムの改善(生産性向上)にも資する。

<工事量の現状>



債務負担行為の活用の取組イメージ



公共工事の発注・施工時期の「平準化」について(都道府県への調査)

1. 調査の概要

- 発注・施工時期の平準化(建設業者の手持ち工事量の合計について各月毎の差を少なくすること)を目的とした現在の取組状況等について、国土交通省が都道府県へのアンケート調査を実施(H26.12)。
- 47都道府県中45都道府県から回答。

2. 債務負担行為の活用状況等

- 債務負担行為は、一般的に工期が複数年にわたる大規模工事で活用されているが、「維持管理や除雪において活用している」例(秋田県、富山県、島根県)も見られた。
- ゼロ県債については、その活用目的を「年度端境期等における「平準化」と明示したのは13県(青森県、秋田県、福島県、栃木県、群馬県、新潟県、富山県、石川県、滋賀県、高知県、福岡県、佐賀県、熊本県)。
- また、「今後検討する必要あり」との回答も複数見られた。
- 全国における最近の取組事例は、右に記載のとおり。

3. 今後の取組に向けた課題・対応

- 「財政部局の理解が重要」とした団体が多い。
- 「品確法の改正を機に庁内各部局との調整・連携を促進」、「他団体の取組を参考に新たな対策を検討」、などの回答が複数見られた。

主な取組事例

- ◆宮城県:平成25年11月から東北発注者協議会により、国、県、市町村を統合した発注見通しを公表。また、県は発注状況の変化に対応し、発注見通しを四半期ごとに作成。
- ◆東京都:発注件数を年間で平準化するよう、今後は工期が12ヶ月未満の工事についても、工事所管局と協力しながら債務負担行為を効果的に活用するなど、具体的な取組をさらに強化。また、工事の年間発注予定についても、事業者が入札に参加しやすくなるよう、公表内容や発注予定の詳細化など情報提供のさらなる充実を図り、計画的な発注に向けた取組を強化。
(平成26年3月25日予算特別委員会 財務局長答弁)
- ◆富山県:平成26年11月補正予算において、ゼロ県債の額を昨年度(11億円)よりも増額(16億円)し、道路改良工事等について従来より前倒しして発注することにより、これまで以上に年度間の切れ目のない発注と計画的な執行を図る。
(「平成26年度公共事業等箇所付け(ゼロ県債)の概要」平成26年12月17日発表)
- ◆京都府:年度当初時期の工事量の減少を緩和し、年間を通じた円滑な工事執行と仕事量を確保するため、平成26年9月補正予算にて単独公共事業執行平準化対策費(25億円)を計上。
(「補正予算案の概要」(H26)京都府HP)
- ◆高知県:翌債・繰越制度の活用による工事の平準化や県内市町村への働きかけを実施。
(高知県建設業活性化プラン(平成26年2月策定))

事 務 連 絡
平成 27 年 4 月 24 日

各都道府県主管担当部局長 殿
(契約担当課扱い)
各指定都市主管担当部局長 殿
(契約担当課扱い)

国土交通省土地・建設産業局建設業課長

適切な工期の設定及び施工時期等の平準化について

昨年改正された公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成 17 年法律第 18 号）において、現在及び将来の公共工事の品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保を図るため、発注者の責務として、計画的な発注と適切な工期設定に努めることが新たに定められるとともに（同法第 7 条第 1 項第 4 号）、「発注関係事務の運用に関する指針」（平成 27 年 1 月 30 日公共工事の品質確保の促進に関する関係省庁連絡会議申合せ）等において、発注者は債務負担行為の積極的な活用などにより発注・施工時期等の平準化に努めることとされたところです。

今般、国土交通省においては、4 月 9 日に成立した平成 27 年度政府予算から、これまで単年度で要求することとしてきた舗装工事や築堤・護岸工事などの一部について、施工時期等の平準化も踏まえ、国庫債務負担行為により 2 箇年契約とする取組（2 箇年国債の設定）を開始し、別添 1 のとおり、これを含めた適切な工期の設定及び施工時期等の平準化の取組を徹底することとしましたのでお知らせします。

既に一部の地方公共団体においては、別添 2 のとおり、債務負担行為等を活用した施工時期等の平準化に取り組まれているところですが、各都道府県及び政令指定都市におかれましては、国土交通省等における取組及び別添 3 を参考としていただき、債務負担行為の積極的な活用等による適切な工期の設定及び施工時期等の平準化に取り組まれるようお願いいたします。

なお、各都道府県におかれましては、貴都道府県内の市区町村（政令指定都市を除く。）に対しても、上記について周知徹底をお願いいたします。

事 務 連 絡
平成 27 年 4 月 24 日

各県・各政令指定都市
技術管理担当課長 殿

九州地方整備局
企画部 技術管理課長

適切な工期の設定及び施工時期等の平準化について

昨年改正された公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成 17 年法律第 18 号）において、現在及び将来の公共工事の品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保を図るため、発注者の責務として、計画的な発注と適切な工期設定に努めることが新たに定められるとともに（同法第 7 条第 1 項第 4 号）、「発注関係事務の運用に関する指針」（平成 27 年 1 月 30 日公共工事の品質確保の促進に関する関係省庁連絡会議申合せ）等において、発注者は債務負担行為の積極的活用などにより発注・施工時期等の平準化に努めることとされたところです。

今般、国土交通省においては、4 月 9 日に成立した平成 27 年度政府予算から、これまで単年度で要求することとしてきた舗装工事や築堤・護岸工事などの一部について、施工時期等の平準化も踏まえ、国庫債務負担行為により 2 箇年契約とする取組（2 箇年国債の設定）を開始し、別添 1 のとおり、これを含めた適切な工期の設定及び施工時期等の平準化の取組を徹底することとしました。

九州ブロック発注者協議会等においても、適切な工期の設定及び施工時期等の平準化について発注者共通の課題と位置づけ、発注者間の情報交換や連絡・調整等により、その推進に努めて参りたいと考えておりますのでよろしくお願い致します。

既に一部の地方公共団体においては、別添 2 のとおり、債務負担行為等を活用した施工時期等の平準化に取り組まれているところです。各発注機関におかれましては、国土交通省の取組や別添 3 と併せて参考にしていただければ幸いです。

また、各県におかれましては、各県内の市町村（政令指定都市を除く）に対しても周知をお願い致します。

なお、これらの内容については別途、国土交通省土地・建設産業局建設業課から契約担当部局（政令指定都市を除く市区町村は各県経由）へも連絡させていただいておりますので申し添えます。

事 務 連 絡
平成 27 年 4 月 24 日

建設業者団体の長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長

適切な工期の設定及び施工時期等の平準化について

昨年改正された公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成 17 年法律第 18 号）において、現在及び将来の公共工事の品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保を図るため、発注者の責務として、計画的な発注と適切な工期設定に努めることが新たに定められるとともに（同法第 7 条第 1 項第 4 号）、「発注関係事務の運用に関する指針」（平成 27 年 1 月 30 日公共工事の品質確保の促進に関する関係省庁連絡会議申合せ）等において、発注者は債務負担行為の積極的な活用などにより発注・施工時期等の平準化に努めることとされたところです。

今般、国土交通省においては、4 月 9 日に成立した平成 27 年度政府予算から、これまで単年度で要求することとしてきた舗装工事や築堤・護岸工事などの一部について、施工時期等の平準化も踏まえ、国庫債務負担行為により 2 箇年契約とする取組（2 箇年国債の設定）を開始し、これを含めた適切な工期の設定及び施工時期等の平準化の取組を徹底することとしました。

これらを踏まえ、別紙のとおり各都道府県及び政令指定都市に、国土交通省における取組などを参考として債務負担行為の積極的な活用等による適切な工期の設定及び施工時期等の平準化に取り組むよう通知しておりますのでお知らせします。

貴職におかれては、これらの取組について御理解と適切な対応をお願いするとともに、貴団体傘下の会員企業に対し、周知方お願いいたします。

事務連絡
平成27年4月17日

大臣官房官庁営繕部 特別整備室長 様
各地方整備局

企画部 技術調整管理官 様

営繕部 営繕調査官 様

北海道開発局

事業振興部 技術管理企画官 様

営繕部 営繕計画課長 様

内閣府沖縄総合事務局

開発建設部 技術企画官 様

営繕調査官 様

大臣官房技術調査課 建設システム管理企画室長
官庁営繕部計画課 営繕計画調整官

適切な工期の設定及び施工時期等の平準化について

日頃より工事の発注に当たっては、適正な価格、工期の設定等に努めているところと認識しているところである。今般、「平成27年度国土交通省所管事業の執行について（平成27年4月10日付国土交通事務次官通達）」において「翌債等の繰越制度の適切な活用、円滑な施工体制確保のための余裕期間の設定等による適切な工期の設定及び施工時期等の平準化に努めること」とされたことから、下記を徹底し、適切な工期の設定及び施工時期等の平準化に努めることとされたい。

記

1. 工事の発注に当たっては、休日（土日及び祝日・年末年始休暇・夏期休暇）や雨天等の作業不能日数を加味するなど適正な工期の設定に引き続き努めるとともに、その運用に支障のない範囲で円滑な施工体制確保のための余裕期間を設定するなど、受発注者双方によって施工時期等の平準化に取り組むことができる体制を整えること
2. 施工時期等の平準化も踏まえて設定した国庫債務負担行為については、その趣旨に鑑み、適切な運用に努めること

3. 予め年度内に完了しないことが見込まれる工事等については、繰越明許費に係る翌年度にわたる債務負担（翌債）を活用するなど、適切に繰越制度を活用すること
4. 前述 1～3 のほか、適切な工期の設定及び施工時期等の平準化のために、関係者との調整、用地確保、設計等を踏まえた事業全体の工程計画の検討や計画的な事業の進捗管理に努めるとともに、平成 28 年度に向けて更なる推進を図るための課題の把握、対策の検討に努めること
5. これらの適切な工期の設定及び施工時期等の平準化の取組み概要（別添）や各地方整備局等の取組み状況等について地域発注者協議会等を通じて各発注機関に共有すること